第１　防災組織に関する資料

１　大館市防災会議条例

昭和38年４月５日
条　例　第　５　号

改正　平成元年９月27日条例第27号
　　平成12年３月29日条例第32号
　　平成19年９月26日条例第37号
　　平成25年３月28日条例第20号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、大館市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）　大館市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会議を代表し、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
（１）　市長が指定する地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
（２）　大館市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長が指名する自衛官
（３）　秋田県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
（４）　大館市を管轄する警察署の署長及びその指名する職員
（５）　市長がその部内の職員のうちから指名する者
（６）　教育長
（７）　消防長、消防署長及び消防団長並びに消防団長が指名する消防副団長
（８）　指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
（９）　自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命するもの
６　委員の定数は、45人以内とする。
７　第５項第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
８　前項の委員は、再任することができる。

（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第５条　前３条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
２　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（平成元年９月27日条例第27号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成12年３月29日条例第32号）
この条例は、平成12年４月１日から施行する。
附　則（平成19年９月26日条例第37号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成25年３月28日条例第20号）
この条例は、公布の日から施行する。

2　大館市防災会議委員

会長　大館市長　　（平成 27 年 2 月 1 日現在）

No	区分	機　　関　　名	職　名
1	5-1号	東北農政局秋田地域センター北秋田支所	農政情報調整官
2		東北森林管理局米代東部森林管理署	署　長
3		国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所	所　長
4		秋田労働局大館労働基準監督署	署　長
5		秋田労働局大館公共職業安定所	所　長
6	5-2号	陸上自衛隊第21普通科連隊（連隊長の指定する者）	第4中隊長
7	5-3号	秋田県北秋田地域振興局	局　長
8	5-4号	大館警察署	署　長
9		大館警察署（署長の指名職員）	地域課長
10		大館警察署（署長の指名職員）	警備課長
11	5-5号	大館市	副市長
12		大館市	総務部長
13		大館市	市民部長
14		大館市	福祉部長
15		大館市	産業部長
16		大館市	建設部長
17		大館市	議会事務局長
18		大館市	教育次長
19		大館市立総合病院	事務局長
20		大館市	比内総合支所長
21		大館市	田代総合支所長
22		大館市	財務課長
23	5-6号	大館市教育委員会	教育長
24	5-7号	大館市消防本部	消防長
25		大館市消防署	署　長
26		大館市消防団	団　長
27		大館市消防団（団長が指名する副団長）	副団長
28	5-8号	東日本電信電話株式会社宮城事業部秋田支店	支店長
29		東日本旅客鉄道株式会社秋田支社	大館駅長
30		日本通運株式会社大館支店	支店長
31		東北電力株式会社大館営業所	所　長
32		日本郵便株式会社大館郵便局	局　長
33		大館地区土地改良区連絡協議会	会　長
34		秋北バス株式会社	代表取締役社長
35		一般社団法人大館北秋田医師会	会　長
36		一般社団法人大館北秋田歯科医師会	会　長
37		一般社団法人秋田県薬剤師会大館北秋田支部	支部長
38	5-9号	大館市自主防災組織連絡協議会	会　長
39		社会福祉法人大館市社会福祉協議会	会　長
40		大館市行政協力員連絡協議会	会　長
41		大館市連合婦人会	会　長
42		ＪＡあきた北女性部	部　長
43		大館市立比内公民館	館　長
44			
45			
		（定数　45人）	

３　大館市災害対策本部条例

昭和38年４月５日
条　例　第　６　号

改正　平成13年３月30日条例第18号
　　平成25年３月28日条例第20号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、大館市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年３月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

4　防災関係機関一覧表

（平成 26 年 12 月 1 日現在）

（１）大館市（主な庁舎等）

名　　称	電話番号	FAX	所　在　地	摘　要
大館市役所	49-3111	49-1198	大館市字中城20	
〃　総合福祉センター	42-8100	42-8532	〃　字三ノ丸103-4	
〃　保健センター	42-9055	42-9054	〃　字三ノ丸55	
〃　三ノ丸庁舎	43-7073	42-8570	〃　字三ノ丸13-19	
〃　観光課事務所	43-7072	48-6668	〃　上代野字稲荷台1-1	樹海ドーム
〃まちづくり推進室事務所	43-7145	59-6840	〃　御成町三丁目6-31	
〃　比内総合支所	43-7093	55-1018	〃　比内町扇田字新大堤下93-6	
〃　田代総合支所	43-7099	54-6304	〃　早口字上野43-1	
〃　教育委員会	43-7111	54-6100	〃　早口字上野43-1	
大館市立総合病院	42-5370	42-2055	〃　豊町3-1	
〃　扇田病院	55-1255	55-1028	〃　比内町扇田字本道端7-1	
大館市消防本部	43-4151	43-4150	〃　根下戸新町1-1	

（２）秋田県の組織（地方組織）

名　　称		電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
北秋田地域振興局（総務企画部）		0186-62-1251	0186-63-0496	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	
	農林部	0186-62-3950	0186-63-0705	〃	
	建設部	0186-62-3111	0186-62-9540	〃	
	大館福祉環境部	52-3955	52-3911	大館市十二所字平内新田237-1	
北教育事務所		0186-62-1217	0186-62-1219	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	
大館警察署		42-4111	42-4111	大館市根下戸新町1-70	

（３）指定地方行政機関

ア　東北農政局

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
秋田地域センター北秋田支所	0186-62-0158	0186-62-3698	北秋田市花園町11-5	

イ　東北森林管理局

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
米代東部森林管理署	50-6130	50-6133	大館市上代野字中岱3-23	

ウ　国土交通省東北地方整備局

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
能代河川国道事務所	0185-70-1001	0185-70-1118	能代市鰄渕字一本柳97-1	
能代河川国道事務所 大館国道出張所	49-0321	43-5819	大館市根下戸新町1-68	
能代河川国道事務所 鷹巣出張所	0186-62-1226	0186-63-0991	北秋田市綴子字柳中9-1	

エ　秋田労働局

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
大館労働基準監督署	42-4033	42-4010	大館市字三ノ丸6-2	
大館公共職業安定所	42-2531	49-4007	〃　清水一丁目5-20	

（４） 自衛隊

ア　陸上自衛隊

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
第21普通科連隊	018-845-0125	018-845-0125	秋田市寺内字将軍野1	

イ　航空自衛隊

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
秋田救難隊	018-886-3320	018-886-3320	秋田市雄和椿川字山籠23-26	
第33警戒隊	0185-33-3030	0185-33-3030	男鹿市男鹿中滝川	

ウ　自衛隊秋田地方協力本部

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
自衛隊秋田地方協力本部	018-823-5404	018-823-5405	秋田市山王四丁目3-34	
〃　　大館出張所	42-1398	42-1398	大館市字中町5番地	旧正札ﾋﾞﾙ3f

（５） 指定公共機関

ア　電信電話会社

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
東日本電信電話株式会社 宮城事業部秋田支店	018-836-8781	018-836-8830	秋田市中通四丁目4-4	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ東北支社秋田支店	018-864-3700	018-888-1400	〃　大町4-2-39 ドコモ東北秋田ビル	

イ　東日本旅客鉄道株式会社秋田支社

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
大館駅長室	42-4116	49-3503	大館市御成町一丁目3-1	

ウ　日本通運株式会社

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
大館支店	42-1026	49-4508	大館市根下戸新町5-150	

エ　東北電力株式会社

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
大館営業所	43-0794	43-3031	大館市字長倉126	

オ　郵便局株式会社

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
大館郵便局	42-0470	49-1301	大館市字中城12-3	

カ　日本赤十字社

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
秋田県支部大館市地区	42-8100	42-8085	大館市字三ノ丸103-4	福祉課内

キ　日本放送協会

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘要
大館報道室	42-4057	49-7116	大館市常盤木町3-2 2F	

ク　ヤマト運輸株式会社

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
秋田主管支店秋田大館支店	0570-200-000	48-6203	大館市釈迦内字稲荷山下71	

（６） 指定地方公共機関

ア　土地改良区

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
大館地区土地改良区連絡協議会	43-7073	42-8570	大館市字三ノ丸13-19	農林課内

イ　バス機関

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
秋北バス株式会社	42-3535	49-2999	大館市御成町一丁目11-25	

ウ　医師会等

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
一般社団法人 大館北秋田医師会	43-4511	49-3569	大館市根下戸新町1-8	
一般社団法人 大館北秋田歯科医師会	48-6503	48-6503	〃　釈迦内字稲荷山下123-1	古田歯科医院内
一般社団法人秋田県薬剤師会大館北秋田支部	43-6607	43-6607	〃　幸町2－22　MBM 1F	

エ　テレビ・ラジオ

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
株式会社秋田放送県北支局	49-1543	49-3344	大館市水門町75-2 2F	
秋田テレビ株式会社 県北総局	49-1266	49-0318	〃　字桂城8-14 3F	
株式会社エフエム秋田	018-824-1155	018-823-7725	秋田市八橋本町3-7-10	
秋田朝日放送株式会社	018-866-5111	018-866-5115	〃　川尻大川反233-209	
ﾆｭｰﾃﾞｼﾞﾀﾙｹｰﾌﾞﾙ株式会社 大館ケーブルテレビ	44-6020	44-6021	大館市清水一丁目5-15	

オ　ガス供給機関

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
一般社団法人秋田県LPガス協会大館LPガス協議会	49-3311	49-3316	大館市常盤木町8-9	工藤米治商店

カ　秋田県トラック協会

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
大館北秋田支部	42-8389	42-8381	大館市櫃崎字大道下14-1	

（７）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

ア　報道機関

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
大館記者クラブ	42-2115	43-5810	大館市字中城20	

イ　農業協同組合、森林組合

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
あきた北農業協同組合	42-8112	42-8113	大館市根下戸新町7-22	
大館北秋田森林組合本所	0186-62-1664	0186-62-1650	北秋田市脇神字佐助岱27-2	
〃　大館比内支所	43-2285	43-2287	大館市山館字田尻180	
〃　田代支所	54-2154	54-6844	〃　早口字家向14-1	

ウ　主な病院

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
秋田労災病院	52-3131	52-3137	大館市軽井沢字下岱30	

エ　主な社会福祉施設

名　　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
城南保育園	42-1806	42-1806	大館市字桜町南45-3	
城南保育園分園	42-0690	42-0690	〃　字水門前124	
有浦保育園	42-1149	42-1149	〃　有浦一丁目7-38	
釈迦内保育園	48-2231	48-2231	〃　釈迦内字相染台24	
十二所保育園	52-2172	52-2172	〃　十二所字片町21-6	
扇田保育園	55-0244	55-3095	〃　比内町扇田字町後13-8	

東館保育園	56-2358	56-2358	〃　比内町独鈷字独鈷11	
西館保育園	55-2419	55-2419	〃　比内町笹館字前田野79-1	
たしろ保育園	54-0415	54-0417	〃　岩瀬字上岩瀬上野19	
沼館保育所	43-0458	43-2823	〃　沼館字神田表111	
二井田保育所	49-5471	49-7585	〃　二井田字贄ノ里190	
真中保育所	49-6953	49-7610	〃　出川字上野30	
矢立保育所	46-1860	46-1857	〃　白沢字白沢1139-4	
長木保育所	48-4808	48-4973	〃　上代野字八幡岱47	
下川沿保育所	49-6269	49-6370	〃　川口字蟹沢1-30	
花岡保育所	46-1154	46-1890	〃　花岡町字前田181-5	
松峰児童館	48-4992	48-4992	〃　松峰字松峰仁王田102-1	
山館児童館	49-6134	49-6134	〃　山館字館ノ下28	
天下町児童館	48-3308	48-3308	〃　下代野字天下道下1-150	
比内児童館	55-0479	55-0479	〃　比内町扇田字伊勢堂岱178	
西館児童館	55-0301	55-0301	〃　比内町笹館字前田野73	
たしろ児童館	54-6500		〃　岩瀬字上岩瀬塚ノ岱16	
はやぐち児童館	54-6866	54-6866	〃　長坂字坂地13-1	
児童発達支援センターひまわり	42-3553		〃　池内字大出82	
有浦児童会館	49-4420	49-4420	〃　有浦四丁目6-43	
有浦児童会館分館	42-3131	42-3131	〃　有浦一丁目8-33	
桂城児童センター	49-4708	49-4708	〃　水門町1-5	
釈迦内児童センター	48-4486	48-4486	〃　釈迦内字相染台24	
城西児童センター	43-6153		〃　城西町8-1	
城南児童会館	42-8719	42-8719	〃　字桜町7-2	
老人福祉センター	50-2031		〃　雪沢字大滝66	四十八滝
身体障害者福祉センター	49-0104	49-3942	〃　池内字大出82	
養護老人ホーム　成章園	52-2525	52-2529	〃　軽井沢字下岱20-20	
特別養護老人ホーム　つくし苑	47-7200	47-7013	〃　十二所字大水口4-5	
ケアハウス　ほうおう	47-7210	47-7018	〃　十二所字大水口4-4	
ふれあいセンター　やまびこ	47-7220		〃　十二所字大水口4-3	
デイサービスセンター大滝	47-7201	47-7013	〃　十二所字大水口4-5	
デイサービスセンターかつら	42-8107	42-8105	〃　字三ノ丸103-4	福祉センター内
老人憩いの家（清和荘）	48-4412	48-4412	〃　釈迦内字獅子ヶ森1-1	
比内福祉保健総合センター	55-3100		〃　比内町新館字館下79-1	ハートヒルとっと
八木橋地域福祉センター	55-1781		〃　比内町八木橋字畠沢岱16	
高齢者生きがいセンター	55-0479		〃　比内町扇田字伊勢堂岱178	比内児童館内
田代いきいきふれあいセンター	54-6300	54-6317	〃　岩瀬字上岩瀬塚ノ岱16	サンピア
田代老人福祉センター	54-3448	54-3448	〃　早口字堤ノ沢4	
障害者生活支援センター	54-2211		〃　岩瀬字赤川20	
秋田県北部老人福祉総合エリア	47-7070	47-7071	〃　十二所字平内新田237-1	

オ　主な社会福祉法人

名　称	電話番号	ＦＡＸ	所在地	摘　要
大館市社会福祉協議会	42-8101	42-8104	大館市池内字大出135	交流センター内
大館市社会福祉事業団	47-7200	47-7017	〃　十二所字大水口4-5	

カ　商工会議所、商工会

名　称	電話番号	ＦＡＸ	所在地	摘　要
大館商工会議所	43-3111	49-0556	大館市御成町二丁目8-14	
大館北秋商工会	55-0406	55-0755	〃 比内町扇田字新大堤下93-11	

キ　金融機関

名　称	電話番号	ＦＡＸ	所在地	摘　要
秋田銀行大館支店	42-2255	43-2539	大館市字大町19	

〃　大館駅前支店	42-1950	49-0746	〃　御成町二丁目18-38	
〃　大館西支店	49-3151	42-9362	〃　片山町二丁目3-12	
〃　比内支店	55-2525	55-2524	〃　比内町扇田字上扇田80-3	
〃　田代支店	54-3355	54-6255	〃　早口字上野45-10	
青森銀行大館支店	42-1450	49-2384	〃　字大町15	
北都銀行大館支店	42-2216	49-5126	〃　字大町86	
〃　大館駅前支店	42-2522	42-2523	〃　御成町三丁目6-79	
〃　大館東支店	49-5252	49-0230	〃　東台二丁目1-2	
〃　扇田支店	55-1225	55-0167	〃 比内町扇田字下扇田8-2	
みちのく銀行大館支店	42-1801	49-7259	〃　字大館９２	
〃　比内支店	55-1105	55-3250	〃 比内町扇田字下扇田53-1	
秋田県信用組合大館支店	43-3434	43-9171	〃　字新町69	
〃　大館駅前支店	44-5111	43-9149	〃　御成町二丁目19-29	
〃　比内支店	55-3088	55-3640	〃　比内町扇田字下扇田2	
〃　田代支店	54-3307	54-3308	〃　早口字弥五郎沢7-3	
日本政策金融公庫大館支店	42-3407	49-2925	〃　御成町二丁目3-38	
あきた北農協本店	42-8111	42-8110	〃　根下戸新町7-22	
あきた北農協大館東支店	42-5462	42-5464	〃　字太田面275-1	
〃　十二所支店	52-3333		〃　十二所字十二所町222-1	
〃　比内支店	55-0836	55-0838	〃 比内町扇田字小谷地21-1	
〃　田代支店	54-3532	54-3534	〃　早口字上野45-15	

ク　学校

(ｱ)　小学校

名　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
桂城小学校	42-2262	43-2460	大館市水門町1-12	
城南小学校	42-3025	42-3295	〃　字桜町9	
城西小学校	42-3238	49-5389	〃　城西町8-1	
有浦小学校	42-2834	42-2833	〃　有浦四丁目6-55	
釈迦内小学校	48-2934	48-2936	〃　釈迦内字相染台24	
長木小学校	48-5158	48-6091	〃　上代野字八幡岱45	
川口小学校	42-9762	42-9783	〃　川口字隼人岱108-68	
上川沿小学校	49-6155	49-6621	〃　餌釣字前田75	
南小学校	49-5518	49-5519	〃　下川原字向野6	
成章小学校	52-2818	52-2812	〃　十二所字大平190	
花岡小学校	46-1614	46-1614	〃　花岡町字根井下22	
矢立小学校	46-3012	46-3012	〃　白沢字白沢1149	
扇田小学校	55-0043	55-2140	〃　比内町扇田字白砂131	
東館小学校	56-2112	56-2070	〃　比内町独鈷字独鈷90	
西館小学校	55-0324	55-2134	〃　比内町笹館字前田野77	
早口小学校	54-3033	54-6133	〃　早口字坂地岱12	
山瀬小学校	54-3036	54-6061	〃　岩瀬字上軽石野39-18	

(ｲ)　中学校

名　称	電話番号	ＦＡＸ	所　在　地	摘　要
第一中学校	42-3089	42-6269	大館市北神明町10-1	
第二中学校	48-2935	48-3777	〃　釈迦内字長者森1	
東中学校	42-2835	43-5359	〃　有浦五丁目2-8	
下川沿中学校	42-9761	42-9782	〃　川口字隼人岱108-69	
南中学校	49-5516	49-4882	〃　二井田字小石台20	
成章中学校	52-3022	52-3034	〃　猿問字中谷地10	
花岡中学校	46-3020	46-3022	〃　花岡字前田202-1	
矢立中学校	46-3019	46-2746	〃　白沢字白沢1149	

大館国際情報学院中学校	50-6090	50-6091	〃　松木字大上25-1	
比内中学校	55-1505	55-1789	〃　比内町扇田字新館野中岱12	
田代中学校	54-3042	54-6063	〃　岩瀬字下軽石野2-2	

(ｳ)　高等学校

名　称	電話番号	ＦＡＸ	所在地	摘　要
大館鳳鳴高等学校	42-0002	49-2044	大館市字金坂後6	
大館桂高等学校	49-1010	49-1011	〃　餅田二丁目3-1	
大館高等学校	42-0232	43-3272	〃　柄沢字狐台52-2	
大館工業高等学校	46-2833	46-2832	〃　花岡町字アセ石33	
大館国際情報学院高等学校	50-6090	50-6091	〃　松木字大上25-1	

(ｴ)　大学、短期大学

名　称	電話番号	ＦＡＸ	所在地	摘　要
秋田看護福祉大学	45-1717	43-6711	大館市清水二丁目3-4	
秋田職業能力開発短期大学	42-5700	42-5719	〃　字扇田道下6-1	

ケ　自主防災組織・青年団体、婦人団体

(ｱ)　自主防災組織

名　称	電話番号	ＦＡＸ	所在地	摘　要
大館市自主防災組織連絡協議会	43-4151	43-5663	大館市根下戸新町1-1	消防署内

(ｲ)　青年団体

名　称	電話番号	ＦＡＸ	所在地	摘　要
一般社団法人大館青年会議所	49-5140	49-7445	大館市中町16日専連ビル3Ｆ	
あきた北農協青年部	42-8800	59-4585	〃　出川字上野29-12	
大館北秋商工会青年部	55-0406	55-0755	〃　比内町扇田字新大堤下93-11	

(ｳ)　婦人団体

名　称	電話番号	ＦＡＸ	所在地	摘　要
大館市連合婦人会事務局	48-5662		―	
ＪＡあきた北女性部事務局	55-0830	55-0840	大館市比内町扇田字上中島8-15	
大館市婦人防火クラブ連絡協議会	43-4151	43-5663	〃　根下戸新町1-1	消防署内

コ　危険物取扱所等

名　称	電話番号	ＦＡＸ	所在地	摘　要
大館市危険物安全協会	43-4151	43-5663	大館市根下戸新町1-1	消防署内

５　自主防災組織等の育成に関する資料

（１）自主防災組織等

自主防災組織　　（平成 26 年４月現在）

地　　域	構　　成	
	組　織　数	世　　帯
大館地域	215	25,233
田代地域	50	2,452
比内地域	30	3,746

（カバー率９４．１％）

婦人防火クラブ

No	クラブ名	人　数
1	天神町婦人防火クラブ	33
2	川口一・二区婦人防火クラブ	36
3	餅田婦人防火クラブ	120
	小　　計	189

（２）大館市自主防災組織連絡協議会会則

（名称）
第１条　この会は、大館市自主防災組織連絡協議会（以下「会」という。）と称する。
（事務局）
第２条　この会の事務局は、消防本部内に置く。
（組織）
第３条　この会は大館市内の各自主防災組織組合長をもって組織する。
（目的）
第４条　この会は、各地区の自主防災組織相互の連絡協調と運営を図り、防災活動を促進し、各地域住民の火災予防思想の普及、地震その他の災害（以下「地震等」という。）被害の軽減及び防止を図ることを目的とする。
（事業）
第５条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。
（１）警火思想及び火災予防知識の普及、宣伝
（２）防災に関する知識の普及に関すること
（３）地震等の対する災害予防に関すること
（４）消防機関及び地域自主防災組織との情報交換
（５）その他、この会の目的達成に必要な事項に関すること
（役員）
第６条　この会に次の役員をおく。

（１）会　　長　　１名
（２）副 会 長　　３名（うち１名、大館市消防団長）
（３）常任理事　　２名（うち１名、大館市消防署長）
（４）理　　事　１０名（うち１名、大館市消防団副団長）
（５）監　　事　　２名
（６）代 議 員　若干名

（顧問）

第７条　この会に顧問をおく。顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

（役員の選出）

第８条　この会の理事は、組合長の中から地域毎に各１名を選出し、代議員会に報告するものとし、この理事の中から会長、副会長、常任理事を互選する。

２　監事は代議員会において組合長の中から選出する。

３　代議員は組合長の中から地区毎に１名を選出し、当該地域の理事を経由し事務局に届け出るものとする。

４　役員の任期は２年とし、再選を妨げない。

５　理事の改選及び欠員補充は、当該地域の代議員の中から組合長で協議選出し代議員会に報告するものとする。

６　代議員の欠員補充は、当該地区より選出し当該地域の理事を経由し、事務局に届け出るものとする。

７　欠員の補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第９条　会長は会を代表し、会務を統括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

３　常任理事は会長の承認を得て、それぞれ次の会務を分掌し会の運営にあたる。

（１）庶　務
（２）事　業
（３）会　計

４　理事は会長、副会長を補佐、会務を執行する。

５　監事は会務の執行及び会計を監督する。

（会議）

第 10 条　会議は理事会及び代議員会とし、理事会の議長は会長が務め、代議員会の議長は代議員の中から選出する。

２　会議は必要に応じ、それぞれ会長がこれを招集する。会長が必要と認め緊急性のある場合は、理事会をもって代議員会に代えることができる。この場合、その結果を次の代議員会に報告しなければならない。

３　会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

（職員）

第 11 条　この会に書記をおく。

２　書記は消防本部職員を委嘱し、会長の命を受け庶務及び会計事務に従事する。

（経費）

第 12 条　この会の所要経費は、市費をもってあてる。

（会計）

第 13 条　この会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わ

る。
（委任）
第 14 条　この会則で定めない事項で、この会の運営について必要な事項については会長が別にこれを定める。

附　則
この会則は、平成 18 年 5 月 30 日から施行する。

６　自主防災組織等規約（作成例）

○○町自主防災組織規約

第１章　総則

（名称）

第１条　この組織は、○○町自主防災組織（以下「組織」という。）という。

（事務所）

第２条　この組織の事務所は　○○○○宅に置く。

第２章　目的及び活動

（目的）

第３条　この組織は、町内の安全確保、住みよいまちづくり及び火災をなくすことを目的とする。

（活動）

第４条　この組織は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

（１）警火思想及び火災予防知識の普及、宣伝
（２）初期消火設備（消火用バケツなど）の整備
（３）各地域との情報交換
（４）防火座談会の開催
（５）消防関係機関の後援
（６）火災警報発令中など異常気象時の警戒
（７）その他火災予防上必要と認める事項

第３章　組織

（組織）

第５条　この組織は、○○町に居住する世帯主または主婦をもって組織する。

第４章　役員

（役員）

第６条　この組織に次の役員を置く。

（１）会　　長　　１名
（２）副 会 長　　１名
（３）班　　長　　若干名
（４）副 班 長　　若干名
（５）会　　計　　若干名
（６）監　　事　　若干名

（役員の任期）

第７条　役員は、互選とし、その任期は○○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の役員は、任期がすぎても後継者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

３　補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第８条　会長は、組織を代表し、これを統轄する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。役員は、会長の指揮を請け諸務に従事する。

第５章　会議

（会議）
第９条　この組織の会議は、総会及び役員会とする。ただし、必要と認めたときは、臨時に開くことができる。
（総会）
第 10 条　各総会は、次の事項を議決する。
（１）規約の改廃に関する事項
（２）予算、決算に関する事項
（３）組合の活動に関する事項
（４）その他会長が必要と認めた事項
（役員会）
第 11 条　役員会は、次の事項を議決する。
（１）総会に付議する事項
（２）緊急を要し総会に付議するいとまのないときの組織活動に関する事項
（開会及び議決）
第 12 条　会議は構成員の１/３以上の出席により開会し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第６章　会計

（会計）
第 13 条　この組織の会計年度は、毎年○○月○○日に始まり翌年○○月○○日に終わる。
（収入）
第 14 条　この組織の経費は、次の収入をもってあてる。
（１）補助金及び寄附金
（２）負担金
（３）その他の収入
（負担金）
第 15 条　会員の負担金は、総会において決定し、毎月これを徴収する。

附　則

この規約は、平成○○年○○月○○日から施行する。

第２　情報の収集及び伝達に関する資料

１　気象観測施設一覧表

（１）地域気象観測システム（通称アメダス）

名称	所在地	観測種目
大館	大館市出川字上野 30	気温、降水量、風向、風速、日照時間
陣馬	〃　長走字陣馬 25	降水量

（２）気象業務法第６条による届出事業所

届出者	設置場所	観測種目
国土交通省東北地方整備局 能代河川国道事務所	大館国道出張所	雨量、気温、積雪
東日本旅客鉄道株式会社　秋田支社	大館駅・陣場駅	地震、雨量
秋田県環境センター	大館鳳鳴高校	風速、風向

（３）気象観測施設

機関名	所在地	観測種目
大館市消防署比内分署	大館市比内町扇田字新大堤下93-6	気圧、気温、湿度、風速、風向、雨量、積雪

（４）雨量観測所（管内）

No.	観測所名	観測者	設置場所	備考
1	大　館	秋田地方気象台	出川字上野30	アメダス
2	陣　場	〃	長走字陣場25	〃
3	東股山	能代河川国道事務所	雪沢字長木沢国有林	テレメータ
4	大　葛	〃	比内町大葛字休間内沢口36	〃
5	大渕岱	〃	岩瀬字大川目元渡4-137	〃
6	有　浦	北秋田地域振興局	有浦六丁目	〃
7	長　走	〃	長走	〃
8	雪　沢	〃	雪沢字蕨ケ岱	〃
9	浦　山	〃	軽井沢字曲谷地	〃
10	大　葛	〃	比内町大葛字大葛家後	〃
11	岩　瀬	〃	岩瀬字羽貫谷地中島80-2	〃
12	大　野	〃	早口字墓所岱65-3	〃

（５）水位観測所（管内）

河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位（避難判断水位）	はん濫危険水位	観測所名	設置場所	観測者名	電話
米代川	2.50	3.00 (4.90)	5.30	＊ 十二所	十二所字十二所町 （十二所橋下流）	能代河川国道事務所	0185 70-1176
〃	1.70	2.30		＊ 扇田橋	扇田字押切 （扇田橋下流）	〃	〃
〃	2.70	3.60		＊ 吉富士	二井田字吉富士 （田中橋上流）	〃	〃
〃	1.50	2.00		＊ 下川沿	川口字横岩岱 （山田川合流地点）	〃	〃
長木川	1.20	2.00 (2.80)	3.70	＊ 有　浦	有浦六丁目 （下町橋下流）	北秋田地域振興局建設部	0186 62-3111
〃	1.20	2.00 (3.00)	3.50	＊ 餅　田	餅田字石渕岱 （餅田橋上流）	〃	〃
下内川	1.30	1.60 (2.80)	3.40	＊ 松　峰	松峰字村下 （新松峰橋）	〃	〃
〃	0.80	1.00 (1.20)	1.50	＊ 白　沢	白沢字伊勢堂下 （中の渡橋上流）	〃	〃
引欠川	1.50	2.00		＊ 小　袴	小袴字家ノ下 （小袴橋上流）	〃	〃
犀川	1.50	2.00		＊ 二井田	二井田字上出向 （二井田橋上流）	〃	〃
米代川	2.70	3.50 (3.70)	4.00	＊ 扇　田	扇田字本道端 （扇田大橋上流）	〃	〃

＊印は、テレメーターによる観測所

（６）震度観測点

地域名称	震度観測点名称	設　置
秋田県内陸北部	大館市比内町味噌内（おおだてしひないまちみそない）	気象庁
	大館市桜町（おおだてしさくらちょう）	防災科学技術研究所
	大館市中城（おおだてしなかじょう）	自治体
	大館市比内町扇田（おおだてしひないまちおおぎた）	自治体
	大館市早口（おおだてしはやぐち）	自治体

2　サイレン信号等

区分	方法	種　別	サ　イ　レ　ン	警　　鐘	摘　　要
消防法	火災信号	近火信号	3秒　3秒　3秒 2秒　2秒	連点	消防屯所から８００ｍ以内のとき
		出場信号	5秒　5秒　5秒 6秒　6秒	3点	署所団出場区域内のとき
		応援信号		2点	署所団特命応援出場のとき
		報知信号		1点	出場区域外の火災を認知したとき
		鎮火信号		1点と2点との斑打	
	山林出場信号	出場信号	10秒　10秒 2秒	3点と2点との斑打	署所団出場区域内のとき
		応援信号	同　　上	同　　上	署所団特命応援出場のとき
	火災警報信号	火災警報発令信号	30秒　30秒 6秒	1点と4点との斑打	
		火災警報解除信号	10秒　10秒 6秒	1点　1点　2点	
		演　　習 招集信号	15秒　15秒 6秒	1点と3点との斑打	消防職員団員の演習招集
水防法	水防信号	避難信号	3秒　3秒　3秒 2秒　2秒	連点	住民の避難
		出場信号	5秒　5秒　5秒 6秒　6秒	3点	本部員、消防職員、団員、その他の従事者の避難招集
		警戒信号	30秒　30秒 6秒	1点と4点との斑打	災害警戒

3　被害状況報告の様式

災害概況即報

（　　）受信者氏名

災害名　　（第　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月　日　時　分			
被害の状況	死傷者	死　者	人	不明者	人	住　家	全　壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半　壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）				（市町村）				

（注）　第一報については原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、解かる範囲で記載し報告すること。

（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認等」）を記入して報告すること。）

被害状況即報・災害確定報告

市町村		区分	被害
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　　月　　日　時現在）		
報告者名			

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分				被害
その他	田	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	文教施設		箇所	
	病院		箇所	
	道路		箇所	
	橋りょう		箇所	
	河川		箇所	
	港湾		箇所	
	砂防		箇所	
	清掃施設		箇所	
	崖くずれ		箇所	
	鉄道不通		箇所	
	被害船舶		隻	
	水道		戸	
	電話		回線	
	電気		戸	
	ガス		戸	
	ブロック塀等		箇所	
	農地・農業用施設		箇所	
り災世帯			世帯	
り災者数			人	
火災発生	建物		件	
	危険物		件	
	その他		件	

区分			被害	備考
公立文教施設		千円		1．災害発生場所
農林水産業施設		千円		
公共土木施設		千円		
その他の公共施設		千円		
小計		千円		
その他	農業被害	千円		
	林業被害	千円		2．災害発生年月日
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円		3．災害の種類概要
	住家被害	千円		
	非住家被害	千円		
	その他	千円		
被害総額		千円		4．消防機関の活動状況
市町村災害対策本部	名称			5．避難の勧告、指示の状況
	設置	月 日 時		
	解散	月 日 時		6．その他
消防職員出動延人員		人		
消防団員出動延人員		人		
（注）即報にあっては被害額を省略することができる。				

4　被害の認定基準

分類	被害区分		被害程度の認定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１月未満で治癒できる見込みの者
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。 住家全体が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りの再使用が困難なもの。具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20％以上70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さなものを除く。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		役場庁舎、公民館、公立保育所等の公共または公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	被害の程度		非住家被害は全壊または半壊の被害を受けたものとする。

分類	被害区分		被害程度の認定基準
その他	田	流失・埋没	耕土が流失し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう		道路を連結するため河川、運河等の上に架設された橋をいう。
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利床止その他の施設、もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		鉄道の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶		ろかいのみをもって運航する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道		上水道及び簡易水道施設で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話		災害により通話不能となった回線数とする。
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス		一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数のうち最も多く供給停止した時点における戸数とする。
	ブロック塀		倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震または火山噴火の場合のみ報告する。
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設で、公立の学校で学校教育法第１条に規定する施設。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
被害金額	公立土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

【雪害認定基準】

被害報告には「雪害」項目は設定されていないが、本県が積雪寒冷地であり、かつ豪雪地域という気象環境から、県が独自で「雪害」の項目を設定している。

なお、雪害の対象となる事案については、以下の事案を原因とする人的被害及び雪による建築物の損壊の被害とする。

（１）次の事案により死傷者が発生したもの

① 雪崩により、家屋等が倒壊したことによるもの

② 雪崩に車両がまきこまれたことによるもの

③ 屋根の雪下ろし中、誤って転落したことによるもの

④ 屋根雪等の落下によるもの

⑤ 除排雪中に川等に転落したもの

⑥ 除雪して積み上げた雪が崩れたことによるもの

⑦ 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの

⑧ 吹雪等により、走行不能となった自動車内に閉じこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの、または凍死したもの

⑨ 吹雪等により、道路等の識別が困難となり、道に迷って凍死したもの、または川等に転落したもの

⑩ 除排雪作業中、負傷、または死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの。）

（２）雪害に該当しないもの

① 雪道を歩行中に転倒し負傷、または死亡したもの

② 雪道を走行中の車輌等のスリップ・追突が原因で負傷、または死亡したもの

③ 除排雪作業中に「脳卒中」、「心筋梗塞」等を発症したもの

（３）例外措置

次については、雪害として計上する。除排雪作業中、またはその直後に発症した疾病のうち、

① 明らかに当該除排雪作業が当該者にとって、通常の労務と比較して著しく加重であったこと

② 当該疾病の発症が、直接かつ明らかに当該除排雪作業に起因すること等が客観的に認められる場合に限り、雪害として扱う。

５　災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、大館市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、重大な災害が発生し、または発生の恐れがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

（１）大館市内に重大な災害が発生し、または発生の恐れがあるとき

（２）大館市災害対策本部が設置されたとき

（３）その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

（１）一般被害状況に関すること

（２）公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること

（３）その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受け入れ）

第５条　乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第６条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第７条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、そのつど、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は２通作成し、甲及び乙が各１通を保有する。

平成 22 年 11 月 11 日

甲　仙台市青葉区二日町９番１５号
国土交通省　東北地方整備局長　　青　山　俊　行

乙　大館市字中城２０番地

大　館　市　長　　小　畑　　元

第３　通信に関する資料

１　大館市防災行政無線一覧表（平成 26 年 12 月 1 日現在）

（１）　移動局（８１局）（内訳：車載７３機、携帯８機）

No	所　属	識別信号及び番号	車両番号	No	所　属	識別信号及び番号	車両番号
1	危機管理課	ぼうさいおおだて　2	秋田 800 さ 9379	42	土木課	〃　69	秋田 00 ま 5972
2	総務課	〃　1	秋田 300 の 7089	43		〃　72	秋田 99 ま 4537
3		〃　3	秋田 480 さ 6219	44		〃　73	秋田 00 ま 4620
4		〃　7	秋田 480 す 3465	45		〃　74	秋　00 ま 6147
5		〃　8	取り外し保管中	46		〃　75	秋　00 ま 5729
6		〃　11	取り外し保管中	47		〃　76	秋　11 む 2186
7	契約検査課	〃　130	秋田 50 さ 696	48		〃　77	秋　00 ま 3281
8	管財課	〃　12	秋田 300 せ 8150	49		〃　78	秋田 99 す 56
9	市民課	〃　23	秋田 501 す 357	50		〃　81	秋 00 る 503
10	税務課	〃　13	秋田 50 さ 7423	51		〃　102	秋田 88 ゆ 825
11	収納課	〃　9	秋田 50 ぬ 3604	52		〃　79	携帯用
12		〃　120	秋田 480 う 2855	53		〃　80	携帯用
13	環境課	〃　20	秋田 500 め 470	54		〃　82	携帯用
14		〃　22	秋田 480 か 6490	55		〃　83	携帯用
15	福祉課	〃　21	秋田 300 ぬ 2329	56		〃　84	携帯用
16		〃　27	秋田 580 に 5790	57		〃　85	携帯用
17		〃　28	秋田 480 く 7159	58		〃　86	携帯用
18		〃　29	秋田 580 て 9659	59		〃　87	携帯用
19		〃　43	秋田 480 き 2513	60		〃　100	秋田 501 に 196
20		〃　66	秋田 580 か 8623	61	水道課	〃　50	秋田 500 ね 5170
21	健康課	〃　25	秋田 500 の 5091	62		〃　51	秋田 400 そ 143
22		〃　26	秋田 45 つ 1032	63		〃　52	秋田 50 は 8046
23	農林課	〃　30	秋田 500 み 5038	64		〃　53	秋田 400 せ 1951
24		〃　31	取り外し保管中	65		〃　54	秋田 400 そ 934
25		〃　32	秋田 500 そ 2856	66		〃　55	秋田 400 そ 933
26		〃　131	秋田 500 す 8375	67		〃　56	秋田 300 な 500
27	土木課	〃　4	秋田 400 さ 1396	68	議会事務局	〃　5	秋田 300 の 7090
28		〃　24	秋田 400 そ 8301	69		〃　6	秋田 22 す 1370
29		〃　42	秋田 480 く 2643	70	下水道課	〃　103	秋田 480 さ 4315
30		〃　65	秋田 300 な 6262	71	教育総務課	〃　10	秋田 480 こ 2444
31		〃　88	秋田 580 に 196	72		〃　40	秋田 33 ぬ 1757
32		〃　101	秋田 400 せ 3229	73		〃　41	秋田 40 よ 310
33		〃　60	除雪車庫内保管	74	比内総合支所	〃　140	取り外し保管中
34		〃　70	除雪車庫内保管	75		〃　141	秋田 500 と 4885
35		〃　71	除雪車庫内保管	76		〃　142	秋田 59 ひ 8600
36		〃　61	秋田 45 さ 5428	77		〃　143	秋田 580 つ 3581
37		〃　62	秋田 00 ま 5029	78	田代総合支所	〃　150	秋田 530 そ 3311
38		〃　63	秋田 11 そ 8169	79		〃　151	秋田 59 ま 5793
39		〃　64	秋 11 そ 5076	80		〃　152	秋田 300 ひ 9716
40		〃　67	秋田 00 る 397	81		〃　153	秋田 33 つ 992
41		〃　68	秋田 00 ま 5240				

（２）　可搬局（１８局）

No	所　属	識別信号及び番号	設置場所等	No	所　属	識別信号及び番号	設置場所等
82	中央公民館	ぼうさいおおだて 400	中央公民館	91	矢立公民館	ぼうさいおおだて 409	矢立公民館
83	釈迦内公民館	〃　401	釈迦内公民館	92	総合福祉ｾﾝﾀｰ	〃　410	総合福祉ｾﾝﾀｰ
84	長木公民館	〃　402	長木公民館	93	消防本部	〃　411	消防本部
85	上川沿公民館	〃　403	上川沿公民館	94	山館浄水場	〃　412	山館浄水場
86	下川沿公民館	〃　404	下川沿公民館	95	土木課	〃　413	土木課
87	二井田公民館	〃　405	二井田公民館	96	環境課	〃　414	し尿処理場
88	真中公民館	〃　406	真中公民館	97	田代総合支所	〃　415	田代総合支所
89	十二所公民館	〃　407	十二所公民館	98	比内公民館	〃　416	比内公民館
90	花岡公民館	〃　408	花岡公民館	99	田代公民館	〃　417	田代公民館

（３）　基地局（１局）

No	所　属	識別信号	設置場所等
100	危機管理課	ぼうさいおおだて	主制御器
			子制御器１
			子制御器２

（４）　累計内訳

項　目		保有数	備　考
移動局	車載	７３	車庫保管中含む
	携帯	８	使用周波数設定は 1CH は通常使用 2CH は他の防災機関との通信時使用
可搬局		１８	
基地局		１	
合　計		１００	

2　秋田県総合防災情報システム

（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（1）地域衛星通信ネットワーク電話番号一覧表

秋田県（005）			
秋田県災害対策本部（005-100）		十文字地域局地域振興課	445-59
災害対策本部長	560、569	〃　ＦＡＸ	445-50
総括班	578、580、581	山内地域局地域振興課	446-59
広報班	579	〃　ＦＡＸ	446-50
部局対策調整班	541～543、570～573	大雄地域局地域振興課	447-59
市町村情報班	544～549、574、575	〃　ＦＡＸ	447-50
関係機関連絡班	576、577、583	大館市（005）	
ＦＡＸ	590、591	本庁舎　危機管理課	204-59
衛星中継車(005-199)		〃　ＦＡＸ	204-50
卓上型中継台	59	比内総合支所都市計画課	322-51
防災専用電話機	51～56	〃　ＦＡＸ	204-50
ＦＡＸ	50	田代総合支所市民生活係	325-59
陸上自衛隊第 21 普通科連隊(005-197)		〃　ＦＡＸ	325-50
第 2 科事務室	59	由利本荘市(005)	
ＦＡＸ	50	市役所危機管理課	205-51、59
航空救難隊(005-198)		〃　ＦＡＸ	205-50
飛行管理室	59	矢島総合支所　振興課	404-51、59
ＦＡＸ	50	〃　ＦＡＸ	404-50
日本赤十字社秋田県支部	005-100-539	岩城総合支所　市民課	405-59
ＮＨＫ秋田放送局	005-100-538	〃　ＦＡＸ	405-50
秋田県警察本部(005-100)		由利総合支所　市民課	406-59
警備第二課	536	〃　ＦＡＸ	406-50
通信指令室	537	西目総合支所　市民課	407-59
県単独公所(005)		〃　ＦＡＸ	407-50
能代港湾事務所	114-59	鳥海総合支所　市民課	408-59
〃　ＦＡＸ	114-50	〃　ＦＡＸ	408-50
大館能代空港管理事務所	117-59	東由利総合支所　市民課	409-59
〃　ＦＡＸ	117-50	〃　ＦＡＸ	409-50
県出先機関地域振興局(005)		大内総合支所　振興課	410-59
鹿角地域振興局地域企画課	101-59	〃　ＦＡＸ	410-50
〃　ＦＡＸ	101-50	男鹿市(005)	
北秋田地域振興局地域企画課	102-59	市役所　総務企画課	206-58、59
〃　ＦＡＸ	102-50	〃　ＦＡＸ	206-50
山本地域振興局地域企画課	103-59	若美総合支所環境建設班	367-51、57、59
〃　ＦＡＸ	103-50	〃　ＦＡＸ	367-50
秋田県内市町村(005)		湯沢市(005)	
秋田市（005）		本庁舎　くらしの相談課	207-51、59
消防庁舎防災安全対策課	201-400	〃　ＦＡＸ	207-50
〃　消防本部通信指令課	201-58	稲川庁舎　地域振興班	461-59
〃　ＦＡＸ	201-50	〃　ＦＡＸ	461-50
河辺市民センター	381-8、59	雄勝庁舎　地籍調査班	462-59
〃　ＦＡＸ	381-50	〃　ＦＡＸ	462-50
雄和市民センター	382-8、59	皆瀬庁舎	465-59
〃　ＦＡＸ	382-50	〃　ＦＡＸ	465-50
能代市（005）		大仙市(005)	
本庁舎	202-59	本庁舎　総合防災課	208-59
〃　ＦＡＸ	202-8	〃　ＦＡＸ	208-50
二ツ井町庁舎	342-59	神岡支所　市民サービス課	421-59
〃　ＦＡＸ	342-50	〃　ＦＡＸ	421-50
横手市（005）		西仙北支所　市民サービス課	422-59
増田地域局地域振興課	441-59	〃　ＦＡＸ	422-50
〃　ＦＡＸ	441-50	中仙支所　市民サービス課	425-8、59
平鹿地域局地域振興課	442-59	〃　ＦＡＸ	425-50
〃　ＦＡＸ	442-50	協和支所　市民サービス課	427-59
雄物川地域局地域振興課	443-59	〃　ＦＡＸ	427-50
〃　ＦＡＸ	443-50	南外支所　市民サービス課	428-59
大森地域局地域振興課	444-59	〃　ＦＡＸ	428-50
〃　ＦＡＸ	444-50		

仙北支所　市民サービス課	429-8、59
〃　ＦＡＸ	429-50
大田支所　市民サービス課	431-8、59
〃　ＦＡＸ	431-50
鹿角市（005）	
総務課	209-8、59
〃　ＦＡＸ	209-50
北秋田市（005）	
本庁　総務課	321-59
〃　ＦＡＸ	321-50
森吉総合窓口ｾﾝﾀｰ市民生活係	323-59
〃　ＦＡＸ	323-50
阿仁総合窓口ｾﾝﾀｰ市民生活係	324-59
〃　ＦＡＸ	324-50
合川総合窓口ｾﾝﾀｰ市民生活係	326-59
〃　ＦＡＸ	326-50
潟上市（005）	
昭和庁舎　総合窓口ｾﾝﾀｰ	362-59
〃　ＦＡＸ	362-50
飯田川庁舎　生活環境課	364-59
〃　ＦＡＸ	364-50
天王庁舎　総合窓口ｾﾝﾀｰ	365-59
〃　ＦＡＸ	365-50
にかほ市（005）	
仁賀保サービスセンター	401-8、59
〃　ＦＡＸ	401-50
金浦サービスセンター	402-8、59
〃　ＦＡＸ	402-50
象潟庁舎　防災課	403-59
〃　ＦＡＸ	403-50
仙北市（005）	
角館庁舎　環境防災課	423-59
〃　ＦＡＸ	423-50
田沢湖庁舎　田沢湖地域ｾﾝﾀｰ	426-8、59
〃　ＦＡＸ	426-50
西木庁舎　西木地域ｾﾝﾀｰ	430-51、59
〃　ＦＡＸ	426-50
鹿角・北秋田郡（005）	
小坂町　総務課	303-8、51
〃　ＦＡＸ	303-50
上小阿仁村　総務課	327-59
〃　ＦＡＸ	327-50
山本郡（005）	
八峰町　総務課	343-59
〃　ＦＡＸ	343-50
三種町本庁　町民生活課	345-59
〃　ＦＡＸ	345-50
琴丘総合支所　地域振興係	341-59
〃　ＦＡＸ	341-50
山本総合支所　地域生活係	344-59
〃　ＦＡＸ	344-50
藤里町　生活環境課	346-59
〃　ＦＡＸ	346-50
南秋田郡（005）	
五城目町　住民生活課	361-59
〃　ＦＡＸ	361-50
八郎潟町　住民生活課	363-59
〃　ＦＡＸ	363-50
井川町　総務課	361-51
〃　町民課	366-59
〃　ＦＡＸ	366-50
大潟村　住民生活課	368-59
〃　ＦＡＸ	368-50

仙北郡（005）	
美郷町　住民生活課	432-8、59
〃　ＦＡＸ	432-50
雄勝郡（005）	
羽後町　生活環境課	463-59
〃　ＦＡＸ	463-50
東成瀬村　防災情報ｾﾝﾀｰ	464-59
〃　ＦＡＸ	464-50
秋田県内各消防本部(005)	
秋田市消防本部　消防長	201-420
〃　総務課	201-476
〃　警防課	201-474
〃　救急課	201-495
〃　予防課	201-463
〃　指令課	201-326
〃　ＦＡＸ	201-340
鹿角広域消防本部　総務課	167-51
〃　通信室	167-59
〃　ＦＡＸ	167-50
大館市消防本部　通信指令室	169-51、59
〃　ＦＡＸ	169-50
北秋田市消防本部　通信室	168-59
〃　ＦＡＸ	168-50
能代山本広域消防本部　通信指令室	166-8、59
〃　ＦＡＸ	166-50
二ツ井消防署　通信室	159-59
〃　ＦＡＸ	159-50
三種消防署　事務室	156-59
〃　ＦＡＸ	156-50
湖東地区消防本部　事務室	181-59
〃　ＦＡＸ	181-50
男鹿地区消防本部　本部事務室	172-8、51
〃　通信機械室	172-57
〃　通信指令室	172-58、59
〃　ＦＡＸ	172-50
五城目町消防本部　通信指令室	161-59
〃　ＦＡＸ	161-50
由利本荘市消防本部　本荘消防署	157-59
〃　ＦＡＸ	157-50
矢島消防署　事務室 1F、2F	148-57、58
〃　通信室	148-59
〃　ＦＡＸ	148-50
にかほ市消防本部　通信司令室	146-8、51
〃　通信指令室	146-59
〃　ＦＡＸ	146-50
大曲仙北広域消防本部　本部事務室	162-8、51
〃　指令ｾﾝﾀｰ	162-58、59
〃　ＦＡＸ	162-50
横手市消防署　通信司令室	153-59
〃　ＦＡＸ	153-50
湯沢雄勝広域消防本部　指令ｾﾝﾀｰ	150-51、59
〃　消防署事務室	150-57
〃　ＦＡＸ	150-50

（２）総合防災情報システム衛星携帯電話番号簿

項番	局　名	電話番号	項番	局　名	電話番号
1	県庁統制局（物資班）	080-2846-5809	32	小坂町	080-2846-5840
2	県庁統制局（関係機関調整班）	080-2846-5810	33	上小阿仁村	080-2846-5841
3	県庁統制局（航空隊調整班）	080-2846-5811	34	八峰町	080-2846-5842
4	県庁統制局	080-2846-5812	35	三種町	080-2846-5843
5	県庁統制局	080-2846-5813	36	藤里町	080-2846-5844
6	秋田地域振興局	080-2846-5814	37	五城目町	080-2846-5845
7	鹿角地域振興局	080-2846-5815	38	潟上市	080-2846-5846
8	北秋田地域振興局	080-2846-5816	39	八郎潟町	080-2846-5847
9	山本利地域振興局	080-2846-5817	40	井川町	080-2846-5848
10	由利地域振興局	080-2846-5818	41	大潟村	080-2846-5849
11	仙北地域振興局	080-2846-5819	42	にかほ市	080-2846-5850
12	平鹿地域振興局	080-2846-5820	43	仙北市	080-2846-5851
13	雄勝地域振興局	080-2846-5821	44	美郷町	080-2846-5852
14	消防防災航空隊	080-2846-5822	45	羽後町	080-2846-5853
15	水産振興センター	080-2846-5823	46	東成瀬村	080-2846-5854
16	秋田港湾	080-2846-5824	47	北秋田市合川支所	080-2846-5855
17	船川港湾	080-2846-5825	48	北秋田市森吉支所	080-2846-5856
18	能代港湾	080-2846-5826	49	北秋田市阿仁支所	080-2846-5857
19	秋田空港	080-2846-5827	50	北秋田市消防	080-2846-5858
20	大館能代空港	080-2846-5828	51	能代山本消防	080-2846-5859
21	八郎潟基幹施設	080-2846-5829	52	大館市消防	080-2846-5860
22	秋田市（秋田市消防）	080-2846-5830	53	鹿角消防	080-2846-5861
23	能代市	080-2846-5831	54	湖東消防	080-2846-5862
24	横手市	080-2846-5832	55	男鹿消防	080-2846-5863
25	大館市	080-2846-5833	56	五城目消防	080-2846-5864
26	由利本荘市	080-2846-5834	57	由利本荘消防	080-2846-5865
27	男鹿市	080-2846-5835	58	にかほ消防	080-2846-5866
28	湯沢市	080-2846-5836	59	大曲仙北消防	080-2846-5867
29	大仙市	080-2846-5837	60	湯沢雄勝消防	080-2846-5868
30	鹿角市	080-2846-5838	61	陸上自衛隊	080-2846-5869
31	北秋田市	080-2846-5839	62	航空自衛隊	080-2846-5870

（３）システム構成図

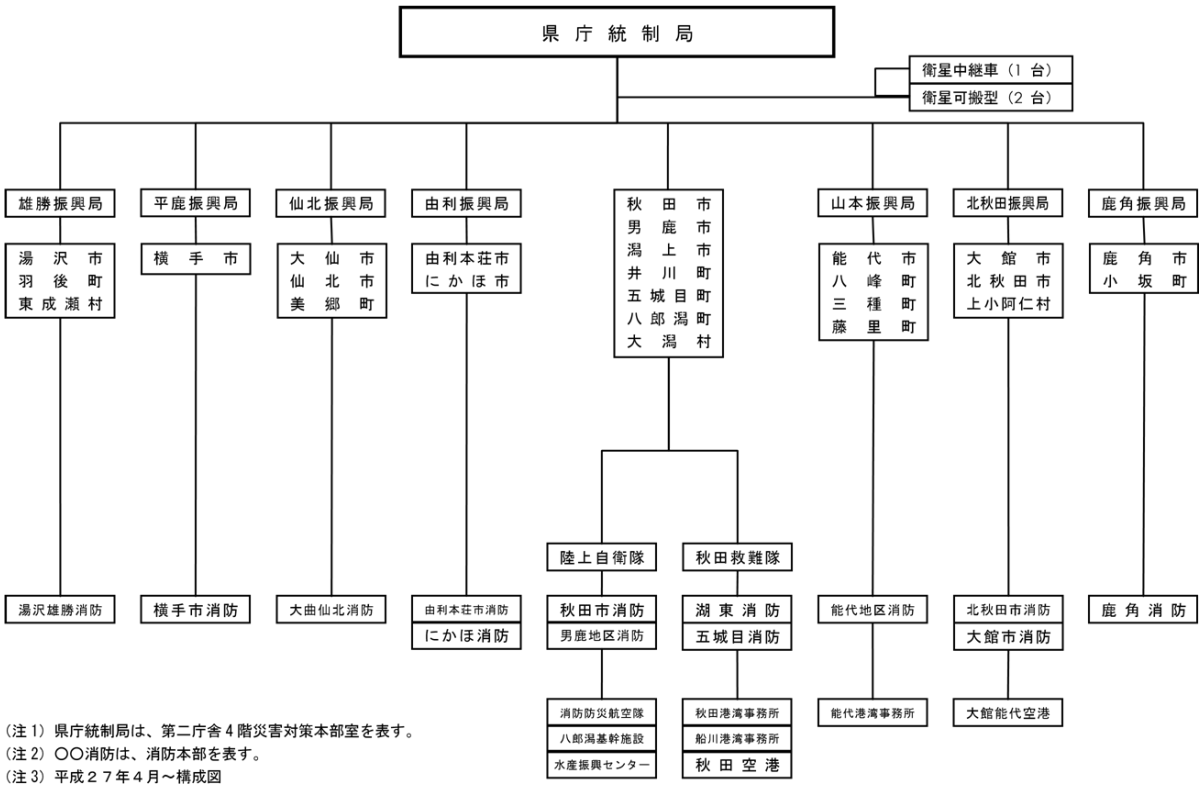

（注 1）県庁統制局は、第二庁舎４階災害対策本部室を表す。
（注 2）○○消防は、消防本部を表す。
（注 3）平成２７年４月～構成図

３　防災関係機関別無線通信網（大館市関係抜粋）

（１）警察無線

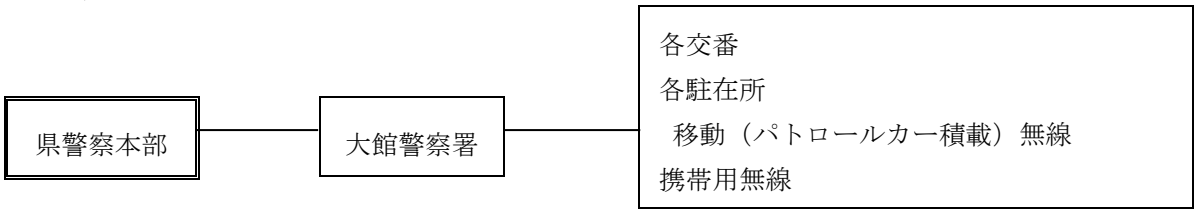

（２）国土交通省無線回路

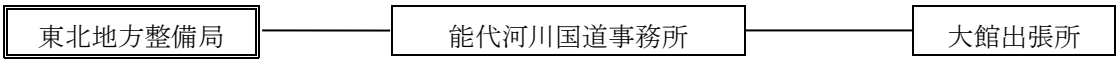

（３）東北電力無線

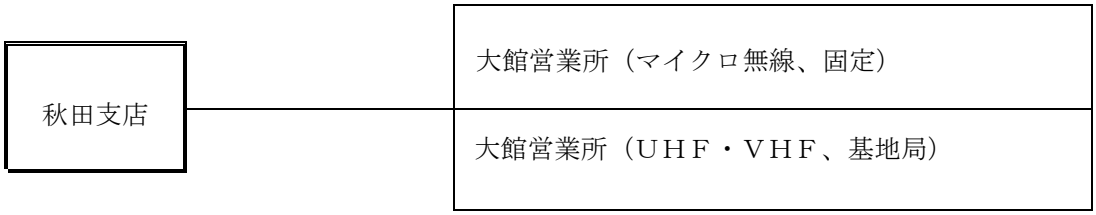

（４）消防専用無線電話配置内訳

アナログ無線設備状況　　平成26年4月1日

	識別信号	無線局種別	配置年	電力	免許番号	所轄	全県	国１	国２	国３
本署	だいしょうほんぶ	固定局	S63/09	10W	東第 42332号	○	**	**	**	**
	だいしょうほんぶ	基地局	S63/09	10W	東基第 6537号	○	○	**	**	**
	だいしょうほんぶ	基地局	H09/10	10W	東基第 6537号	○	○	**	**	**
	だいしょうほんぶ	基地局	H08/07	10W	東基第 6537号	**	**	○	○	○
	だいしょう１	陸上移動局	H13/04	10W	東移第 65451号	○	○	○	○	○
	だいしょう２	陸上移動局	H06/09	10W	東移第 65445号	○	○	○	**	**
	だいしょう３	陸上移動局	H10/12	10W	東移第 65452号	○	○	○	○	○
	だいしょうかがく１	陸上移動局	H10/11	10W	東移第 65447号	○	○	○	○	○
	だいしょうはしご１	陸上移動局	H14/10	10W	東移第 65455号	○	○	○	○	○
	だいしょうきゅうじょ１	陸上移動局	H04/12	10W	東移第 727631号	○	○	○	**	**
	だいしょうしれい１	陸上移動局	H09/10	10W	東移第 65454号	○	○	○	○	○
	だいしょうきゅうきゅう１	陸上移動局	H12/10	10W	東移第10059750号	○	○	○	○	○
	だいしょうこうほう１	陸上移動局	H09/10	10W	東移第 65453号	○	○	○	○	○
	だいしょうこうほう２	陸上移動局	H07/11	10W	東移第 65446号	○	○	○	**	**
	だいしょうしょれん１	陸上移動局	H08/02	10W	東移第 65450号	○	○	○	○	○
	だいしょうしき１	陸上移動局	H06/09	10W	東移第 65477号	○	○	○	**	**
	だいしょうしざい１	陸上移動局	H08/02	10W	東移第 65471号	○	○	○	○	○
	だいしょうだんれん２	陸上移動局	H06/11	10W	東移第 65443号	○	○	○	**	**
	だいしょう１０	陸上移動局	H14/06	5W	東移第 727632号	○	○	○	○	○
	だいしょう１１	陸上移動局	H15/09	5W	東移第 740375号	○	○	○	○	○
	だいしょう１２	陸上移動局	H14/11	5W	東移第10069154号	○	○	○	○	○
	だいしょう１３	陸上移動局	H15/09	5W	東移第 740376号	○	○	○	○	○
	だいしょう１４	陸上移動局	H14/06	5W	東移第 727633号	○	○	○	○	○
	だいしょう１５	陸上移動局	H10/11	5W	東移第 65460号	○	○	○	○	○
	だいしょう１６	陸上移動局	H10/11	5W	東移第 65461号	○	○	○	○	○
	だいしょう１７	陸上移動局	H10/11	5W	東移第 65462号	○	○	○	○	○
	だいしょう１８	陸上移動局	H11/09	5W	東移第 65463号	○	○	○	○	○
	だいしょう１９	陸上移動局	H11/09	5W	東移第 65464号	○	○	○	○	○
	だいしょう２０	陸上移動局	H11/09	5W	東移第 65465号	○	○	○	○	○
	だいしょう２１	陸上移動局	H12/10	5W	東移第 65466号	○	○	○	○	○
	だいしょう２２	陸上移動局	H12/10	5W	東移第 65467号	○	○	○	○	○
	だいしょう２３	陸上移動局	H12/10	5W	東移第 65468号	○	○	○	○	○
	だいしょう２４	陸上移動局	H13/09	5W	東移第 65469号	○	○	○	○	○
	だいしょう２５	陸上移動局	H13/09	5W	東移第10062864号	○	○	○	○	○
	だいしょう２６	陸上移動局	H13/09	5W	東移第10062865号	○	○	○	○	○
	だいしょう２７	陸上移動局	H06/11	5W	東移第 753190号	○	○	○	**	**
	だいしょう２８	陸上移動局	H23/11	5W	東移第 753191号	○	○	○	**	**
	だいしょう２９	陸上移動局	H06/01	5W	東移第 65480号	○	○	○	**	**
北分署	きた１	陸上移動局	H11/09	10W	東移第 65448号	○	○	○	○	○
	きた２	陸上移動局	H21/12	10W	東移第 65444号	○	○	○	○	○
	きたきゅうきゅう１	陸上移動局	H21/12	10W	東移第10032154号	○	○	○	○	○
	きた１０	陸上移動局	H07/11	5W	東移第 767002号	○	○	○	**	**
	きた１１	陸上移動局	H07/11	5W	東移第 767003号	○	○	○	**	**
	きた１２	陸上移動局	H07/11	5W	東移第 767001号	○	○	○	**	**
比内分署	だいしょうひない	固定局	H05/03	10W	東第 42334号	○	**	**	**	**
	だいしょうひない	基地局	H05/03	10W	東基第 6539号	○	○	○	**	**
	ひない１	陸上移動局	H08/07	10W	東移第 65479号	○	○	○	○	○
	ひない２	陸上移動局	H12/10	10W	東移第 70498号	○	○	○	○	○
	ひないきゅうきゅう１	陸上移動局	H18/12	10W	東移第10094573号	○	○	○	○	○
	ひないこうほう１	陸上移動局	H07/11	10W	東移第 65478号	○	○	○	**	**
	ひない１０	陸上移動局	H24/03	5W	東移第10007314号	○	○	○	○	○
	ひない１１	陸上移動局	H06/01	5W	東移第 65459号	○	○	○	○	○
	ひない１２	陸上移動局	H08/07	5W	東移第10007315号	○	○	○	**	**
田代分署	だいしょうたしろ	固定局	H05/03	10W	東第 42333号	○	**	**	**	**
	だいしょうたしろ	基地局	H05/03	10W	東基第 6538号	○	○	○	**	**
	たしろ１	陸上移動局	H07/09	10W	東移第 65475号	○	○	○	**	**
	たしろ２	陸上移動局	H05/02	10W	東移第 65473号	○	○	○	**	**
	たしろきゅうきゅう１	陸上移動局	H20/01	10W	東移第10098966号	○	○	○	○	○
	たしろこうほう１	陸上移動局	H08/02	10W	東移第 65474号	○	○	○	○	○
	たしろ１０	陸上移動局	H24/03	5W	東移第10029225号	○	○	○	○	○
	たしろ１１	陸上移動局	H23/11	5W	東移第10029223号	○	○	○	○	○
	たしろ１２	陸上移動局	H06/11	5W	東移第 753189号	○	○	○	**	**

デジタル無線設備状況

平成26年4月1日

免	台	識別信号	無線局種別	配置年	電力	免許番号	活1	活2	主運	統1	統2	統3
1	1	しょうぼうおおだてじゅうにしょ	基地局	H26/03	10W	東基第　152040号	**	○	**	**	**	**
2	2	しょうぼうおおだてゆきさわ	基地局	H26/03	10W	東基第　152041号	**	○	**	**	**	**
3	3	しょうぼうおおだてじんば	基地局	H26/03	10W	東基第　152042号	**	○	**	**	**	**
4	4	しょうぼうおおだておおくぞ	基地局	H26/03	10W	東基第　152043号	**	○	**	**	**	**
5	5	しょうぼうおおだてこしやま	基地局	H26/03	10W	東基第　152044号	**	○	**	**	**	**
6	6	しょうぼうおおだてふかたい	基地局	H26/03	10W	東基第　152045号	**	○	**	**	**	**
7	7	おおしげないとんねるだいいち	基地局	H26/03	10W	東基第　152046号	**	**	○	**	**	**
8	8	おおしげないとんねるだいに	基地局	H26/03	10W	東基第　152047号	**	**	○	**	**	**
9	9	ゆきさわとんねるだいいち	基地局	H26/03	10W	東基第　152048号	**	**	○	**	**	**
10	10	ゆきさわとんねるだいに	基地局	H26/03	10W	東基第　152049号	**	**	○	**	**	**
11	11	しょうぼうおおだて	基地局	H23/06	10W	東基第　6537号	○	○	○	○	○	○
12	12	しょうぼうおおだて　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139114号	○	○	○	○	○	○
13	13 ～14	おおだてしき　1～2	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139118号 ～東移第10139119号	○	○	○	○	○	○
14	15 ～25	おおだて　10～20	陸上移動局	H26/03	5W	東移第10139094号 ～東移第10139104号	○	○	○	○	○	○
15	26	おおだてタンク　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139120号	○	○	○	○	○	○
16	27	おおだてポンプ　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139121号	○	○	○	○	○	○
17	28	おおだてはしご　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139128号	○	○	○	○	○	○
18	29	おおだてかがく　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139129号	○	○	○	○	○	○
19	30	おおだてきゅうきゅう　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139131号	○	○	○	○	○	○
20	31	おおだてすいそう　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139130号	○	○	○	○	○	○
21	32	おおだてきゅうじょ　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139135号	○	○	○	○	○	○
22	33	おおだてしれい　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139136号	○	○	○	○	○	○
23	34 ～35	おおだてしょれん　1～2	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139145号 ～東移第10139146号	○	○	○	○	○	○
24	36 ～37	おおだてだん　1～2	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139143号 ～東移第10139144号	○	○	○	○	○	○
25	38 ～39	おおだてこうほう　1～2	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139138号 ～東移第10139139号	○	○	○	○	○	○
26	40	おおだてしざい　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139137号	○	○	○	○	○	○
27	41 ～43	おおだて　30～32	陸上移動局	H26/03	5W	東移第10139105号 ～東移第10139107号	○	○	○	○	○	○
28	44	しょうぼうきた　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139115号	○	○	○	○	○	○
29	45	きたタンク　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139122号	○	○	○	○	○	○
30	46	きたポンプ　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139123号	○	○	○	○	○	○
31	47	きたきゅうきゅう　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139132号	○	○	○	○	○	○
32	48	きたこうほう　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139140号	○	○	○	○	○	○
33	49 ～51	おおだて　40～42	陸上移動局	H26/03	5W	東移第10139108号 ～東移第10139110号	○	○	○	○	○	○
34	52	しょうぼうひない　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139116号	○	○	○	○	○	○
35	53	ひないタンク　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139124号	○	○	○	○	○	○
36	54	ひないポンプ　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139125号	○	○	○	○	○	○
37	55	ひないきゅうきゅう　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139133号	○	○	○	○	○	○
38	56	ひないこうほう　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139141号	○	○	○	○	○	○
39	57 ～59	おおだて　50～52	陸上移動局	H26/03	5W	東移第10139111号 ～東移第10139113号	○	○	○	○	○	○
40	60	しょうぼうたしろ　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139117号	○	○	○	○	○	○
41	61	たしろタンク　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139126号	○	○	○	○	○	○
42	62	たしろポンプ　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139127号	○	○	○	○	○	○
43	63	たしろきゅうきゅう　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139134号	○	○	○	○	○	○
44	64	たしろこうほう　1	陸上移動局	H26/03	10W	東移第10139142号	○	○	○	○	○	○

４　災害時優先電話一覧表

（平成 27 年２月１日現在）

No	電話番号	名称	所管課等
1	非公開	市長室	総務課
2	非公開	市長宅	総務課
3	49-3121	本庁発信専用１	総務課
4	49-3122	本庁発信専用２	総務課
5	49-3123	本庁発信専用３	総務課
6	49-3124	本庁発信専用４	総務課
7	49-7415	危機管理課（県防災情報システム）	危機管理課
8	49-0104	身体障害者福祉ｾﾝﾀｰ	福祉課
9	50-2031	老人福祉ｾﾝﾀｰ（四十八滝温泉）	福祉課
10	48-4412	老人いこいの家（清和荘）	福祉課
11	42-1806	城南保育園	子ども課
12	42-0690	城南保育園分園	子ども課
13	42-1149	有浦保育園	子ども課
14	48-2231	釈迦内保育園	子ども課
15	52-2172	十二所保育園	子ども課
16	55-0244	扇田保育園	子ども課
17	56-2358	東館保育園	子ども課
18	55-2419	西館保育園	子ども課
19	54-0415	たしろ保育園	子ども課
20	46-1860	矢立保育所 FAX	子ども課
21	46-1154	花岡保育所 FAX	子ども課
22	52-2525	養護老人ホーム成章園	長寿課
23	55-3100	比内福祉保健総合ｾﾝﾀｰ	長寿課
24	54-6300	田代いきいきふれあいｾﾝﾀｰ（サンピア）	長寿課
25	52-2502	湯夢湯夢の里	観光課
26	42-1889	土木課車庫	土木課
27	55-3911	土木課 FAX	土木課
28	55-1186	水道課・下水道課 FAX	水道課・下水道課
29	42-1242	長根山浄水場	水道課
30	49-6669	山館浄水場	水道課
31	55-3227	中山川原浄水場	水道課
32	55-1018	比内総合支所・都市計画課 FAX	比内総合支所
33	54-3448	田代老人福祉ｾﾝﾀｰ	田代総合支所
34	54-0555	田代体育館（グリアス田代）	スポーツ振興室
35	42-2262	桂城小学校	学校教育課
36	42-3025	城南小学校	学校教育課
37	42-3238	城西小学校	学校教育課
38	42-2834	有浦小学校	学校教育課
39	48-2934	釈迦内小学校	学校教育課
40	48-5158	長木小学校	学校教育課
41	42-9762	川口小学校	学校教育課
42	49-6155	上川沿小学校	学校教育課
43	49-5518	南小学校	学校教育課
44	52-2818	成章小学校	学校教育課

45	46-1614	花岡小学校	学校教育課
46	46-3012	矢立小学校	学校教育課
47	55-0043	扇田小学校	学校教育課
48	55-0324	西館小学校	学校教育課
49	56-2112	東館小学校	学校教育課
50	54-3033	早口小学校	学校教育課
51	54-3036	山瀬小学校	学校教育課
52	42-3089	第一中学校	学校教育課
53	48-2935	第二中学校	学校教育課
54	42-0415	東中学校（代表は 42-2835）	学校教育課
55	42-9782	下川沿中学校 FAX	学校教育課
56	49-5516	南中学校	学校教育課
57	52-3034	成章中学校（代表は 52-3022）	学校教育課
58	46-3020	花岡中学校	学校教育課
59	46-3019	矢立中学校	学校教育課
60	55-1505	比内中学校	学校教育課
61	54-3043	田代中学校（代表は 54-3042）	学校教育課
62	49-4708	桂城児童ｾﾝﾀｰ	生涯学習課
63	42-0872	勤労青少年ホーム	生涯学習課
64	43-3536	中央公民館 FAX	中央公民館
65	49-4083	市立総合病院	総合病院
66	55-3724	扇田病院	扇田病院
67	55-3725	扇田病院	扇田病院
68	43-4151	消防署	消防本部
69	43-4152	消防本部	消防本部
70	43-4153	消防本部	消防本部
71	非公開	消防署指令台	消防本部
72	非公開	消防本部（119 携帯）	消防本部
73	非公開	消防本部（119 携帯）	消防本部
74	非公開	消防本部（119 携帯）	消防本部
75	48-2320	北分署	消防本部
76	55-1419	比内分署	消防本部
77	54-3039	田代分署	消防本部
78	45-2500	大館樹海ドーム	大館市文教振興事業団
79	49-7068	市民文化会館	大館市文教振興事業団

５　アマチュア無線等

（１）アマチュア無線局一覧

No	名　称	識別信号	代表者	住　　所 （または連絡先）	連絡先	会員数	職業または勤務先
1	ｺﾐﾆｹｲｼｮﾝﾊﾑｸﾗﾌﾞ	ＪＨ７ＹＪＦ	斉藤雅則	大館市下川原字向野15-19	49-5925	13	秋田ｺﾐﾆｹｰｼｮﾝ
2	大館ｸﾞﾘｰﾝｱﾏﾁｭｱ無線ｸﾗﾌﾞ	ＪＨ７ＺＳＸ	畠山　樹	大館市松峰字中島1-3	48-2626	10	

（２）タクシー業務無線

名称・代表者	所　　在　　地	電話番号	備　　考
秋田県ハイヤー協会大館支部	大館市大町12	４２－１００４	富士タクシー

（３）大館支部一覧

会　社　名	所　　在　　地	電　話	ＦＡＸ
(有)ユニオン交通	大館市新町23-3	４２－３４１１	４２－３４１７
(同)かつらタクシー	〃　幸町13-16	４２－１７７７	４３－１５１５
秋北タクシー㈱	〃　御成町1-11-25	４２－３５３５	４２－７５１１
(同)花岡タクシー	〃　幸町13-16	４３－１５１５	４６－１２４９
新花矢タクシー㈱	〃　常盤木町12-22	４９－１９１９	４２－４９８８
㈱冨士タクシー	〃　大町12	４２－１００４	４２－１００３
(有)第一タクシーサービス	〃　釈迦内字山神台15-1	４８－４４６６	４８－２７３１
(資)早口タクシー	〃　早口字弥五郎沢8-3	５４－３５３５	

6　米代川水系水質事故連絡系統図

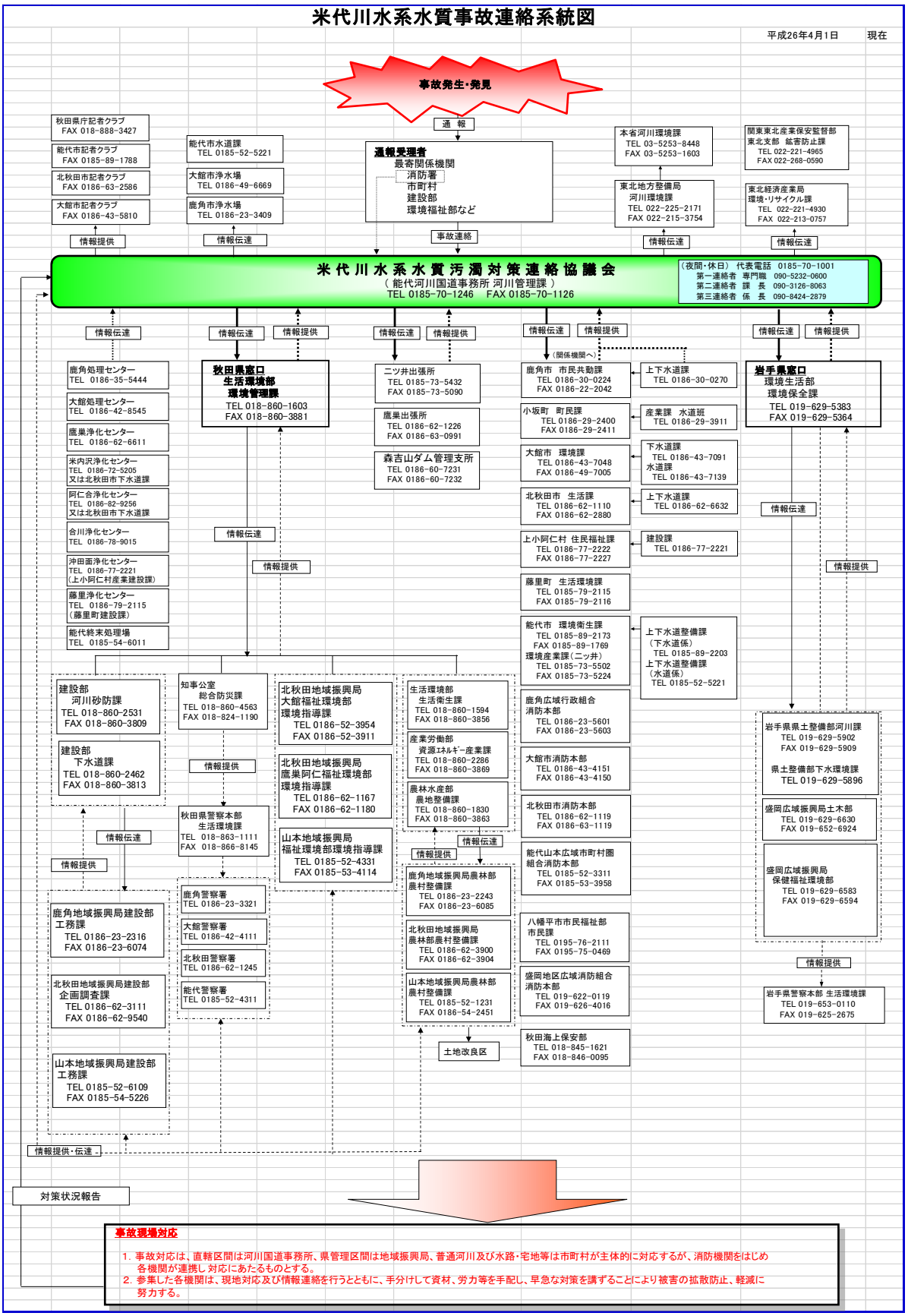

第４　秋田県消防防災ヘリコプターに関する資料

１　秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、秋田県内の市町、消防の一部組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災ヘリの特性を十分に発揮することができると認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（１）公 共 性　災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。

（２）緊 急 性　差し迫った必要性があること。

（３）非代替性　消防防災ヘリによる活動が最も有効であること。

（応援要請）

第５条　応援要請は、秋田県消防防災航空隊（以下「消防防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

（１）災害の種類

（２）災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

（３）災害発生現場の気象状況

（４）災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法

（５）飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制

（６）応援に要する資機材の品目及び数量

（７）その他必要の事項

（消防防災航空隊の派遣）

第６条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を派遣するものとする。

２　知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町等の長に通報するものとする。

（消防防災航空隊の隊員の指揮）

第７条　前条第１項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第８条　応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消火活動に従事する場合においては、災害発生の市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市町等の長に対し、秋田県消防相互応援協定書（平成６年 12 月１日締結。以下「相互応援協定」という。）第５条の規定に基づき応援要請があったものとみなす。

（その他）
第９条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び市町等が協議して定めるものとする。
　この協定を証するため、正本 18 通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

附　則
この協定は、平成 11 年４月１日から施行する。

平成 11 年４月１日
秋田県
　知　事　　寺田　典城
秋田市
　市　長　　石川　錬治郎
五城目町
　町　長　　佐藤　邦夫
鹿角広域行政組合
　管理者　　杉江　宗祐
大館周辺広域市町村圏組合
　管理者　　小畑　　元
鷹巣阿仁広域市町村圏組合
　管理者　　北林　孝市
二ツ井町藤里町消防一部事務組合
　管理者　　丸岡　一直
能代地区消防一部事務組合
　管理者　　宮腰　洋逸
山本郡南部地区消防一部事務組合
　管理者　　石井　洋佑
湖東地区行政一部事務組合
　管理者　　北嶋　義則
男鹿地区消防一部事務組合
　管理者　　佐藤　一誠
河辺雄和地区消防一部事務組合
　管理者　　大山　博美
本荘地区消防事務組合
　管理者　　柳田　　弘
仁賀保地区消防組合
　管理者　　巴　　徳雄
矢島地区消防組合
　管理者　　佐藤　清圓
大曲仙北広域市町村圏組合
　管理者　　高橋　　司
横手平鹿広域市町村圏組合
　理事会代表理事
　横手市長　　五十嵐　忠悦
湯沢雄勝広域市町村圏組合
　理事会代表理事　　二坂　信邦

２　秋田県消防防災航空隊出動要請書

様式１

秋田県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話

航空隊受信時間	時　　分現在	ＦＡＸ
１ 要請機関名	☎	発信者
２ 災害種別	（1） 救急　（2） 救助　（3） 火災　（4） 災害応急　（5） その他	
３ 要請内容	救急　救助　空中消火　偵察　物資輸送　傷病者搬送　他（　）	
４ 発生場所 （発生時間） （事故概要） （目標） （離着陸場所）	市・町・村　　番地 年　月　日　　午前・午後　時　分頃	
５ 気象条件 （現場）	視程　　m　天候　　雲量　　（高　　m）風向 風速　　m/s　気温　　℃　（　　警報・注意報）	
６ 現場指揮官	所属・職名・氏名	
７ 通信手段 （現場）	無線種別（全国波・県波・市町村波） 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）	
８ 傷病者等	氏名	年齢　　歳　性別　男・女
９ 傷病者名・症状		
10 傷病者搬送 （着陸場所等）	出勤先 所在地 及び 目標 （病院名）	搬送先 所在地 及び 目標 （病院名）
11 要請日時	年　月　日（　曜日）　時　分	
12 他の航空機の活動要請	（有・無）　機関名　　機数　　機	

※　以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

１航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別　（全国波・県内波）コールサイン
２到着予定時間	年　月　日（　曜日）　時　分
３活動予定時間	時間　分
４必要資機材	
※その他の特記事項	

航空担当者	

３　災害状況報告書

様式２

災　害　状　況　報　告　書

年　　月　　日

<table>
<tr><td colspan="2">災害種別</td><td colspan="4">（１）火災　（２）救助　（３）救急　（４）偵察　（５）その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">要　請　者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">日時等</td><td>発　生
（要　請）</td><td>月　日　：
（　月　日　：　）</td><td rowspan="2">発生時気象</td><td rowspan="2" colspan="2">天　候
気　温　℃
風　速　m/s
その他
（　　）</td></tr>
<tr><td>収　束</td><td>月　日　：</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害の概要</td><td colspan="4">（到着時の状況）

（収束時の状況・・・死傷者数、焼損程度等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">活動の概要
（数日にわたる場合日毎の内容）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他特異事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告者氏名</td><td></td><td>連絡先</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

４　秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、「秋田県航空消防防災体制整備要綱」に基づき、秋田県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）の運用管理に関し必要な事項を定め、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第２条　航空機の運用管理については、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第３条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

（２）消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、災害応急対策活動、その他の消防防災活動に関する業務をいう。

（３）自隊訓練

航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、航空隊が独自で行う訓練いう。

（４）運用計画

航空隊の消防防災業務、訓練等の運営を適正かつ円滑に行うため定める計画をいう。

（５）運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第２章　航空隊の任務

（隊長の任務）

第４条　消防防災航空隊長（以下「隊長」という。）は、航空隊全般の運営に当たるものとし、小隊長、副小隊長及び隊員を指揮監督して、航空消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（小隊長の任務）

第５条　小隊長は、隊長を補佐し、副小隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

２　救助小隊長及び飛行小隊長は、消防防災業務の安全かつ効果的な遂行のため相互に連携しなければならない。

（副小隊長の任務）

第６条　副小隊長は、小隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

（隊員の任務）

第７条　隊員は、隊長、小隊長及び副小隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。

２　隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては、十分な安全を確保するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

（代行）

第７条の２　隊長が不在のとき、または欠けたとき（以下「不在のとき」という。）は総合防災課長があらかじめ指定する小隊長が、隊長の職務を代行する。

第３章　運用管理

（総括責任者）

第８条　航空機の運用管理の総括は、総務部長（以下「総括責任者」という。）が行う。

（運用責任者）

第９条　航空隊の指揮監督及び航空機の運用管理に関する事務は、総合防災課長（以下「運用責任者」という。）が行う。

（消防防災指揮者）

第 10 条　消防防災業務に関する指揮者は、救助小隊長を充てる。

２　救助小隊長が搭乗しないときは、救助小隊長が指名する者を消防防災指揮者とする。

（運航指揮者）

第 11 条　航空機の飛行に関する運航指揮者は、飛行小隊長を充てる。

２　運航指揮者は、航空機の飛行について責任を負うとともに、隊員及び搭乗者に対して航空機の飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

３　隊員及び搭乗者は、前項の指示に従い安全運航の万全を期さなければならない。

４　飛行小隊長が搭乗しないときは、飛行小隊長が指名する者を運航指揮者とする。

（航空機に搭乗する者の指定）

第 12 条　航空機を運航する場合には、隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して責任体制を明確にしなければならない。

（運用計画）

第 13 条　隊長は、消防防災業務、訓練等を適正かつ円滑に行うため、運用責任者の承諾を得て、航空隊の運用計画を定めなければならない。

（運航計画等）

第 14 条　飛行小隊長は、運用計画に基づいて、秋田県消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第１号）、秋田県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第２号）及び整備計画を作成するものとする。

（運航基準）

第 15 条　航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められる場合に運航するものとする。

（１）救急活動

ア　山村、へき地等からの救急患者の搬送

イ　傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

ウ　高度医療機関への傷病者の転院搬送

（２）救助活動

ア　河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

イ　高層建築物火災における救助

ウ　山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

エ　高速道路等での事故等における救助

（３）火災防御活動

ア　林野火災等における空中からの消火活動

イ　大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

（４）災害応急対策活動

ア　地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握、情報収集

イ　ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握、情報収集

ウ　被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

エ　各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

（５）広域航空消防防災応援に関する活動

（６）災害予防対策活動

ア 災害危険個所等の調査

イ 各種防災訓練等への参加

ウ 住民への災害予防の広報

（７）自隊訓練のための活動

（８）その他運用責任者が必要と認める活動

２　航空機の運航は、午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

３　前項の規定にかかわらず、第１項第１号から第５号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、日の出から日没までとする。 なお、夜間の救急搬送については、昼間運航時間内に出動の要請があったものに限定して実施するが、積雪期は中止とする。

４　運用責任者が特に必要と認める場合は、第２項及び第３項の規定は適用しない。

（通常運航）

第 16 条　前条第１項第６号から第８号までに規定する運航（以下「通常運航」という。）は、第 14 条に規定する運航計画に基づき出動するものとする。

（緊急運航）

第 17 条　緊急運航は、次の要請等に基づき出動するものとする。

（１）第 15 条第１項第１号から第４号までに規定する活動で、市町村または消防事務を所管する事務組合の長から要請があった場合

（２）応援協定に基づく要請があった場合

（３）消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づく消防庁長官の措置要求があった場合

（４）秋田県地域防災計画に基づく活動の場合

（５）その他運用責任者が特に必要と認めた場合

２　緊急運航は、通常運航に優先する。

３　航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運用責任者はただちに緊急運航に移行する旨を隊長に連絡し、隊長は運航指揮者に指示しなければならない。

４　緊急運航の要請があった場合には、運用責任者は総括責任者にその内容等を報告しなければならない。

５　緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

（緊急運航に伴う報告）

第 18 条　消防防災指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第３号）を作成し、速やかに隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。

（情報連絡及び報告）

第 19 条　運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。

２　運航指揮者は航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等についての飛行報告書（様式第４号）を作成し、隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場等）

第 20 条　運用責任者は、市町村等と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第 79 条但し書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第 81 条の２に基づく緊急離着陸場の確保に努めなければならない。

２　運用責任者は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする

第４章　安全管理等

（安全管理）

第 21 条　総括責任者は、航空関係法令等の定めるところにより、航空事故防止対策を講じ消防防災業務の適正な執行体制を確立するとともに、安全管理の適正を期さなければならない。

２　運用責任者は、消防防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

（隊長等の責務）

第 22 条　隊長は、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

２　救助小隊長は、消防防災業務を遂行するため隊員に対して安全教育を実施し、安全対策を講じなければならない。

３　飛行小隊長は、航空業務を遂行するため隊員に対して安全教育を実施し、安全対策を講じなければならない。

（緊急運航時の安全対策）

第 23 条　第 17 条第１項第１号に基づく出動要請による消防防災業務の遂行に当たっては、要請市町村の指揮者、消防防災指揮者及び運航指揮者は密接な連携を図り、安全確保に万全を期さなければならない。

（捜索及び救難体制の確立）

第 24 条　総括責任者は、航空事故が発生する恐れ、もしくは発生した疑いのある場合、または航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制、及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第 25 条　運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変化により航空事故が発生する恐れがある場合、または発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に万全の措置を講じ、その状況を運用責任者及び最寄りの航空局出先機関に、ただちに報告しなければならない。

２　運用責任者は、前項の報告を受け、または前項に関する情報を入手した場合には、ただちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括責任者に報告しなければならない。

（事故報告）

第 26 条　総括責任者は、法第 76 条第１項に規定する事故が発生した場合には、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

２　総括責任者は、前項に規定する事故が発生した場合には、ただちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第５章　教育訓練

（航空隊員等の教育訓練）

第 27 条　総括責任者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

２　運用責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

（自隊訓練）

第 28 条　隊長は、運用計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第６章　雑則

（記録）

第 29 条　隊長は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

（その他）

第 30 条　この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成 11 年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は、平成 16 年４月 26 日より施行する。

附　則

この要綱は、平成 16 年 11 月 17 日より施行する。

附　則

この要綱は、平成 17 年５月９日より施行する。

５　秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣旨）

第１　この要領は、秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第５項の規定に基づき、消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第２　緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の要件）

第３　緊急運航は、原則として、要綱第15条第１項第１号から第５号までに掲げる活動で次の要件を充たす場合に運航するものとする。

（１）公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

（２）緊急性

緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合等差し迫った必要性があること。

（３）非代替性

既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、または活動できない場合等航空機以外に適切な手段がないこと。

（緊急運航の要請基準）

第４　緊急運航は、第３の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

（１）救急活動

ア　山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ　傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ　その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

（２）救助活動

ア　河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ　高層建築物火災における救助

地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ　山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ　高速道路等での事故における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ　その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

（３）火災防御活動

ア　林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ　大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査大規模火災、爆発事故等が発生し、または延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ　交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合または航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ　その他、特に航空機による火災防御活動が有効と認められる場合

（４）災害応急対策活動

ア　地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ　ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、もしくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ　被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送または搬送する必要があると認められる場合

エ　各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

オ　その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

（５）広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

（６）その他運用責任者が特に必要と認めた場合

（緊急運航の要請）

第５　緊急運航の要請は、要綱に基づき、災害が発生した市町村及び消防事務を所管する事務組合（以下「市町村等」という。）の長が消防防災航空隊に対して電話等により速報後、秋田県消防防災航空隊出動要請書（様式第１号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

（緊急運航の決定）

第６　隊長は、第５に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否について意見を付し、速やかに運用責任者へ、この旨報告するものとする。

２　運用責任者は前項の報告を受けたときは、ただちに出動の可否について決定を行い、隊長に必要な指示をするものとする。

３　隊長は、市町村等の長に出動の可否について回答しなければならない。

４　隊長は、第 5 に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、ただちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

（受入れ体制）

第７　緊急運航を要請した市町村等の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

（１）離着陸場所の確保及び安全対策

（２）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

（３）空中消火用資材、水利の確保

（４）その他必要な事項

（報告等）

第８　消防防災指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、緊急活動速報（様式第２号）により、速やかに隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

２ 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式第３号）により速やかに隊長に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成 11 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。

６　秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領

（趣旨）

第１　この要領は、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による第三次医療機関（別表第１）への夜間救急搬送（以下「夜間搬送」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第２　夜間搬送の実施については、秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（夜間搬送の要件）

第３　夜間搬送は、原則として秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（以下「緊急運航要領」という。）第３の要件を満たし、かつ、第４の（１）ウの基準に該当する場合で、救急告示病院（別表第２）から第三次医療機関に搬送するときに実施するものとする。

（要請時間）

第４　夜間搬送は、当面、昼間運航時間内（原則として午前８時 30 分から午後５時 15 分まで）に出動要請があったときに、実施するものとする。

（指定飛行場外離着陸場）

第５　夜間搬送に当たっては、あらかじめ指定した飛行場外離着陸場（別表第３）を使用して行うものとする。

（夜間搬送の要請）

第６　夜間搬送の要請は、緊急運航要領第５に準じて行うものとする。

（出動の決定）

第７　第６の要請に基づく出動の可否については、緊急運航要領第６に基づき決定するものとする。

２ 次の各号に掲げる事態が発生したときは、出動を中止するものとする。

（１）出動時刻直前に機体の不具合が発生したとき

（２）出動時刻直前に夜間照明装置の不具合が発生したとき

（３）緊急出動事案が発生し、その対応に時間を要し、夜間救急搬送の要請に応じることが困難になった場合

（４）その他不測の事態が発生したとき

（受入れ体制）

第８　夜間搬送を要請した市町村または消防事務を所管する事務組合（以下「市町村等」という。）の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えるものとする。

（１）指定飛行場外離着陸場の確保及び安全対策

（２）傷病者の搬送先の離着陸場及び第三次医療機関への搬送手配

（３）指定飛行場外離着陸場の周辺住民に対する騒音対策

（４）その他必要な事項

（医師等の搭乗）

第９　医師等の搭乗については、転院元の医療機関と受入先医療機関との間で調整を図るとともに、夜間搬送を要請した市町村等は、消防防災航空隊に連絡するものとする。

（報告）

第 10　消防防災指揮者は、夜間搬送の状況について緊急運航要領第８の１に定める緊急活動速報により、速やかに消防防災航空隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

２　夜間搬送を要請した市町村等の長は、搬送が終了したときは、緊急運航要領第８の２に定める災害状況報告書により速やかに消防防災航空隊長に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成 16 年 11 月 17 日より施行する。

附　則

この要領は、平成 23 年２月１日より施行する。

別表第１

第三次医療機関

秋田大学医学部付属病院	県立脳血管研究センター	秋田県成人病医療センター
秋田赤十字病院	平鹿総合病院	

別表第２

県北地区救急告示医療機関

	圏 域 名	医 療 機 関 名
県北地区	大館鹿角	かづの厚生病院
		秋田労災病院
		大館市立総合病院
	北 秋 田	北秋田市民病院
	能代山本	山本組合総合病院
		能代山本医師会病院
		秋田社会保険病院

別表第３

県北地区指定臨時離着陸場

	圏 域 名	医 療 機 関 名
県北地区	大館鹿角	かづの厚生病院ヘリポート
		大館市立総合病院屋上ヘリポート
	北 秋 田	大館能代空港（飛行場）

7　臨時ヘリポート設定基準

○離着陸（発着）のため必要最小限の地積

区分	標　準	応　急
小 型 (OH-6)	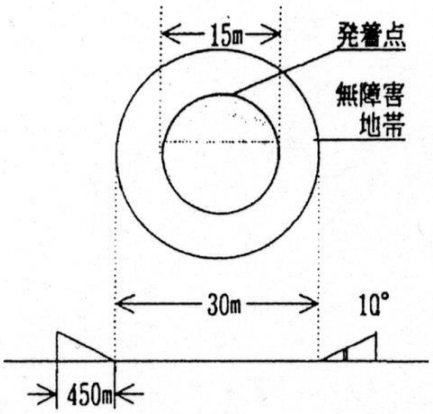	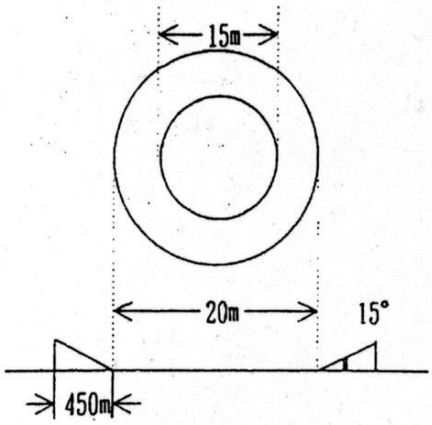
中 型 (BK-117c-1) (UH-1) (UH-60J)	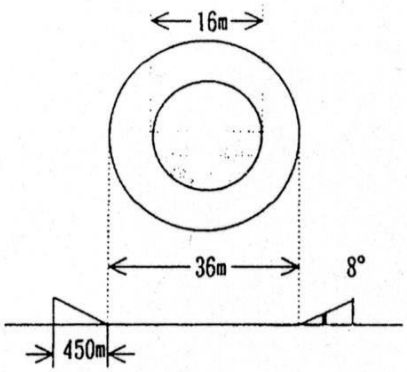	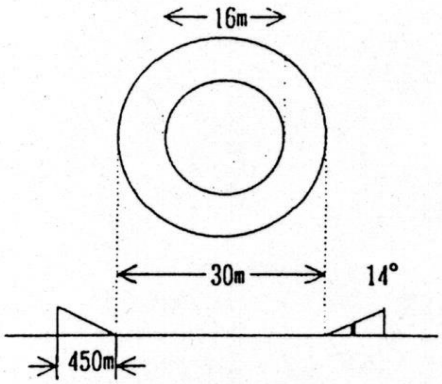
大 型 (CH－47)	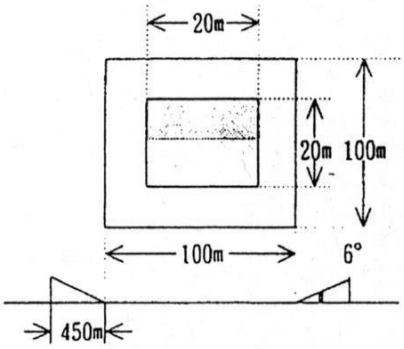	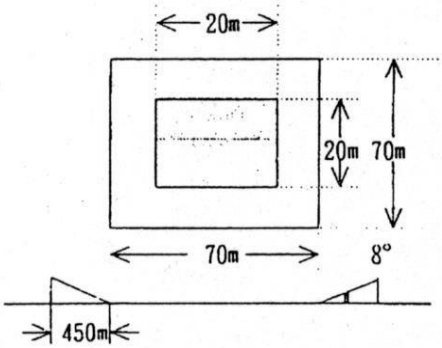

（注 1）発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点

（注 2）無障害地帯とは、離着に障害とならない地域
（注 3）夜間については、発着場に簡易な照明必要

○地表面

(1)　舗装された場所が最も望ましい。
(2)　グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）
(3)　草地の場合は硬質低草地であること。

○着陸点

着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 4m 以上の正円を画き、中央に H 記号を風と平行方向に向けて標示する。

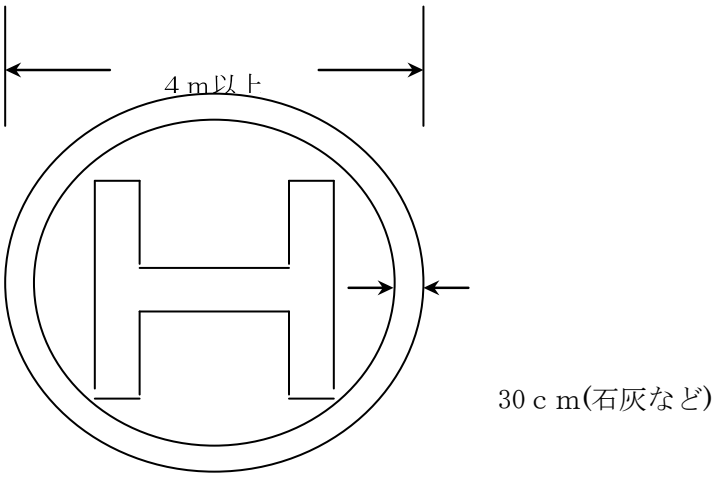

○着陸帯付近

着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所に吹き流し、または旗を立てる。

(1)　布製
(2)　風速 25m／秒程度に耐えられる強度
(3)　吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚
(4)　救急車など、車両の出入りの便がよい場所であること。
(5)　電話など、通信手段の利用が可能であること。

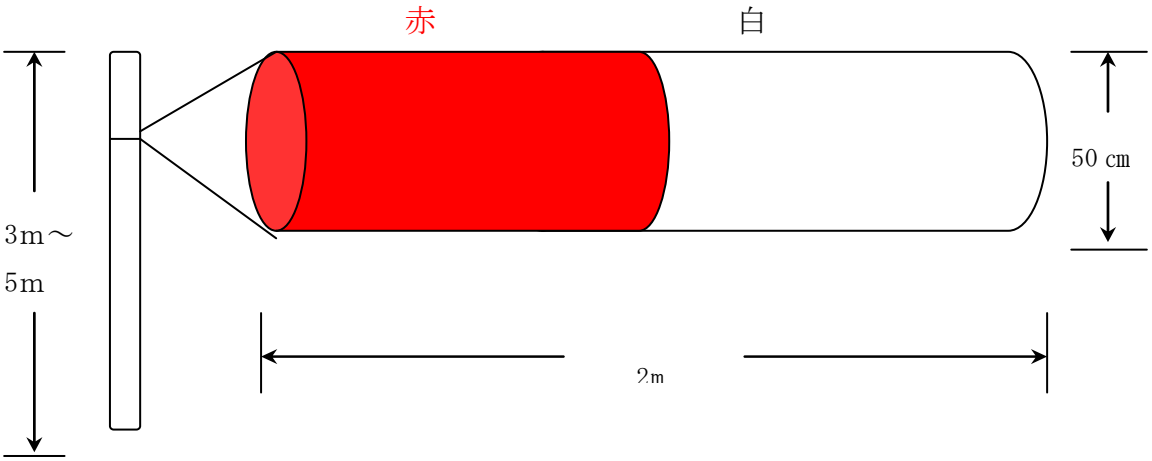

８　臨時ヘリポート設定場所

※座標は世界測地系

（平成 26 年３月 31 日現在）

No.	臨時離着陸場等の名称	所在地	緯　度	経　度	飛行場外離着陸場	緊急離着陸場	備 考
1	長根山運動公園駐車場	東台地内	40°16′30″	140°35′08″	○		
2	大館運動公園（田町球場）	土飛山下地内	40°16′24″	140°33′26″	○		
3	東北電力ヘリポート	下川原字上台地内	40°14′21″	140°31′25″		○	
4	達子森公園多目的広場	比内町達子字前田野地内	40°13′18″	140°33′42″	○		
5	米代川市民広場	外川原字前田 23-1	40°16′02″	140°26′31″		○	
6	大館市立病院屋上ヘリポート	豊町 3-1	40°16′22″	140°33′17″	○		24 時間
7	大館樹海ドーム駐車場	上代野字稲荷台 1-1	40°17′34″	140°35′23″		○	

（注）　飛行場外離着陸場：事前に国土交通大臣の許可を受けて、特定のヘリコプターが特定の期間利用できる場所。

緊急離着陸場：特定のヘリコプターが災害時のみ利用できる場所。

24 時間：事前に国土交通大臣の許可を受けて特定のヘリコプターが 24 時間利用できる。冬期間は大館樹海ドームのみ。

第５　災害援護に関する資料

１　生活再建支援金支給に係る事務の流れ

【支援金の申請】

①　被災者生活再建支援法の適用が決定された場合、支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者）は、申請書を作成し、必要書類を添えて、地元市町村（被災時の市町村）に提出。

②　市町村は、受け付けた申請書類を取りまとめ、速やかに都道府県に送付。
　なお、市町村は、被災者（世帯主等）からの申請書類について、世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付された必要書類を十分確認した上で受付を行う。

③　都道府県は、市町村から送られてきた申請書類を取りまとめ、速やかに支援法人（公益財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部）に送付。

④　支援法人は、申請書類の内容審査を行い、支給金額を決定し、速やかに支援金支給通知書を交付するとともに支援金を支給。

【参考】支援金支給事務の基本的な流れ

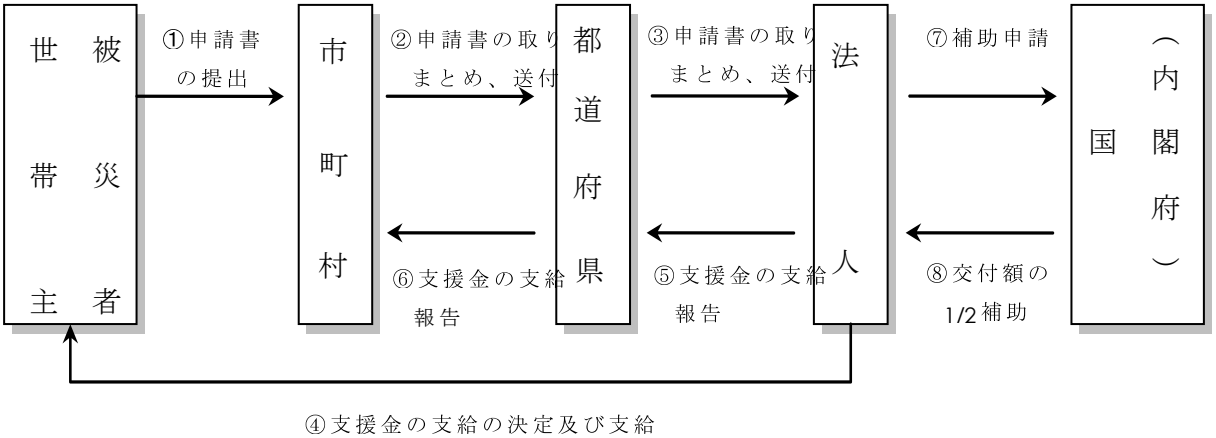

２　税の軽減

（１）国税

所得税法の雑損控除による方法	災害、盗難または横領により生活に通常必要な資産に損害を受けた場合 次のうちいずれか多い方の金額を雑損控除額として所得金額から控除する。 1　（損害金額－保健等で補てんされる金額）－総所得金額等の合計額×10%） 2　災害関連支出の金額－５万円	所得税法第 72 条１項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による方法	1　所得税の減免 災害により住宅または家財について、その時価の２分の１以上の損害（保険金等で補填される金額を除く）を受けた者で、その年の合計所得額が 1,000 万円以下である者に対し、次により減免を行う。 合計所得金額が 500 万円以下　全　額 500 万円超 750 万円以下　２分の１ 750 万円超 1,000 万円以下　４分の１	災害減免法第２条
	2　相続税、贈与税の免除 相続、遺贈または贈与により取得した財産について、申告書の提出期限後に甚大な損害を受けた者に対し、被害があった日以後に納付すべき相続税または贈与税のうち被害を受けた部分に対する税額を免除する。	災害減免法第４条

（２）地方税

県税	個人の県民税 （地方税法 45 条）	市町村による個人の市町村民税の減免の割合と同じ割合で減免する。
	個人の事業税 （条例第 62 条）	当該年度の前年度の事業税の最終の納期限の翌日から当該年度の事業税の最終の納期限の日までの間に災害により損害を受けた者に対し、次により減免を行う。 1　災害による事業用資産の損害額が、資産価格総額の 10 分の３以上であり、かつ、事業の所得金額が 1,000 万円以下の者 事業の所得金額が 500 万円以下　全　額 500 万円超 750 万円以下　２分の１ 750 万円超 1,000 万円以下　４分の１ 2　自己または控除対象配偶者もしくは扶養親族の所有する住宅または家財の損害額が、資産価格総額の 10 分の３以上であり、かつ、合計所得金額が 1,000 万円以下の者 合計所得金額が 400 万円以下　２分の１

		400万円超1,000万円以下　４分の１ ※１・２とも、損害額は保険金・損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額
	不動産取得税 （条例第79条）	1　災害により減失または損壊した不動産に代わる不動産を取得する場合、減失または損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度に、減失または損壊の日から３年以内に取得したものに限り減免する。 2　取得した不動産が、その取得の日から１年以内に災害により減失または損壊した場合、その不動産の取得に対し減免する。
	自動車税 （条例135条）	当該課税年度の納期限が未到来の場合で、災害により自動車に損害を受け、その修繕に要した費用の額が自動車税の年額を超える場合、次により減免する。 ・修繕費が自動車税の年額の２倍を超える場合 ２分の１ ・修繕費が自動車税の年額を超え２倍以下の場合 ４分の１ なお、修繕に要した費用の額は、保険金・損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額である。
市町村税		地方税法に基づき市町村条例の規定により減免する。 1 個人の市町村民税　（地方税法第323条） 2 固定資産税　（地方税法第367条） 3 国民健康保険税　（地方税法第717条）

（３）郵便葉書等の無償交付

災害救助法の適用された市町村の被災者でその災害状況により

１世帯当たり　はがき５枚以内

簡易手紙１枚以内

（４）大災害の場合の減免

放送受信料、小包郵便物料金、災害関係電報料、交通運賃等の減免がある。

３　災害援護資金等の貸し付け

（１）災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律
（昭和 48 年法律第 82 号）
（最終改正）平成 23 年８月 30 日（平成 23 年 3 月 31 日以後に生じた災害に適用

ア　法の適用対象となる災害

○災害弔慰金　ａ　当該市町村区地域内で住居の減失（100％）した世帯数５以上の災害
ｂ　当該都道府県地域で災害救助法が適用された災害
ｃ　ａまたはｂと同等と認める特別の事情がある場合で厚生労働大臣が認めた災害（例：昭和 48.11－49.　3 豪雪）

○災害援護資金当該都道府県地域内で災害救助法が適用された災害

イ　所得制限

災害援護資金同一世帯における合算した市町村民税の所得割の課税標準収入

同一世帯に属する者が
１人のときは　　220 万円
２人のときは　　430 万円
３人のときは　　620 万円
４人のときは　　730 万円
５人以上は　　730 万円に一人増すごとに 30 万円を加算した額
※ただし、その世帯の住居滅失した場合は 1,270 万円とする。

ウ　弔慰金及び貸付金の額等

○災害弔慰金（国２／４　、県１／４　、市町村１／４　）
世帯主　500 万円
その他　250 万円

○災害援護資金（国２／３　、県１／３　）

区　分	負傷のみの場合	家財以上の損害	住家の半壊	住家の全壊	住家の滅失・流失	条　件
世帯主の負傷1ヶ月（療養）以上の場合	万円 150	万円 250	万円 270	万円 350	万円 －	○10年償還 （うち３年据置） ○年利３％ （　）は特例
住居、家財に被害の場合	－	150	170 (250)	250 (350)	350	

※償還方法

個人 → 10 年 3% → 市町村 11 年 無利子 → 県 12 年 無利子 → 国

（２）母子寡婦福祉資金（国２/３、県１/３、激甚災害の場合　国３/４、県１/４）

資金種類	貸付制度	据置期間	償還期間	貸付利子
住宅資金 （※災害の場合）	1,500,000円以内 （2,000,000円以内）	貸付の日から6ヶ月以内 （貸付の日から2年以内）	6年以内 特別7年以内	年3%
事業開始資金 （※災害の場合）	2,830,000円以内	貸付の日から1年以内 （貸付の日から2年以内）	7年以内	無利子
事業継続資金 （※災害の場合）	1,420,000円以内	貸付の日から6ヵ月以内 （貸付の日から2年以内）	7年以内	無利子

（４）秋田県災害援護資金貸付要綱（県１／２　、市町村１／２　）

※償還方法

	10年			11年		
個人	３％	→	市町村	無利子	→	県

・貸付限度額

被害の種類及び程度	限度額(円)
①　世帯主１ヵ月以上の負傷	1,500,000
②　家財等の損害	
ア　家財の３分の１以上の損害	1,500,000
イ　住居の半壊	1,700,000
ウ　住居の全壊(エの場合を除く)	2,500,000
エ　住居全体の滅失または流失	3,500,000
③　①と②の重複した場合	
ア　①と②のアが重複した場合	2,500,000
イ　①と②のイが重複した場合	2,700,000
ウ　①と②のウが重複した場合	3,500,000
④　次いでいずれかの事由の１に該当する場合であって、被災した住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	2,500,000
ア　②のイの場合	3,500,000
イ　②のウの場合	3,500,000
ウ　③のイの場合	

４　大館市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成３年 12 月 20 日
条　例　第 24 号

改正　平成23年９月28日条例第25号

大館市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年条例第35号）の全部を改正する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び精神または身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

（３）　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、当該兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。
（災害弔慰金の額）
第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。
（死亡の推定）
第６条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。
（支給の制限）
第７条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。
（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合
（２）　令第２条に規定する場合
（３）　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合
（支給の手続）
第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。
２　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。
第３章　災害障害見舞金の支給
（災害障害見舞金の支給）
第９条　市は、市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。
（災害障害見舞金の額）
第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。
（準用規定）
第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。
第４章　災害援護資金の貸付け
（災害援護資金の貸付け）
第12条　市は、令第３条に掲げる災害により、法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該

当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及びその程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

（１）　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失もしくは流失した場合　350万円

（３）　第１号のウまたは前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項かっこ書の場合は、５年）とする。

（利率）

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還または半年賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項、令第８条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（災害弔慰金に関する経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金について適用する。

（災害障害見舞金に関する経過措置）

３　改正後の第10条の規定は、平成３年６月３日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金について適用する。

（災害援護資金に関する経過措置）

４　改正後の第13条第１項の規定は、平成３年５月26日以後に生じた災害により

被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金について適用する。

附　則（平成23年９月28日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金について適用する。

※様式は割愛

５　大館市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成３年 12 月 20 日
規　則　第　２５　号

大館市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和49年規則第36号）の全部を改正する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、大館市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成３年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

（１）　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日

（２）　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡状況

（３）　死亡者の遺族に関する事項

（４）　支給の制限に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（１）　障害者の氏名、性別及び生年月日

（２）　障害の原因となる負傷または疾病の状態となった年月日及び負傷または疾病の状況

（３）　障害の種類及び程度に関する事項

（４）　支給の制限に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷または疾病の状態となった市民に対し、負傷しまたは疾病の状況にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（１）　借入申込者の住所、氏名及び生年月日
（２）　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
（３）　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
（４）　保証人となるべき者に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
２　借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
（１）　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
（２）　被害を受けた日の属する前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
（３）　その他市長が必要と認める書類
３　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第３号）を借入申込者に交付するものとする。
２　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第４号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（様式第５号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条　市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第６号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、支払いの猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第８号）を当該借受人に交付するものとする。
３　市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第９号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。
３　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。
（償還免除）
第15条　災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
（１）　借受人の死亡を証する書類
（２）　借受人が精神もしくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
３　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。
４　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。
（督促）
第16条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。
（氏名または住所の変更届等）
第17条　借受人または保証人について、氏名または住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を氏名等変更届（様式第16号）により市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または保証人が代わってその旨を届け出るものとする。
（補則）
第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。

※様式は割愛

６　災害り災者に対する見舞金給付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による災害（以下「災害」という）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

（対象）

第２条　この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

（１）災害により死者または行方不明者を出した世帯

（２）災害により精神または身体に著しい障害を受けた者

（３）災害により住宅を全壊、流失または半壊した世帯

（４）床上浸水により住家に被害を受けた世帯

（５）前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

（見舞金の額）

第３条　見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

（１）前条第１項第１号及び２号　　60 万円

（２）前条第１項第３号及び４号

ア　自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

全壊、流失　　60 万円

半壊、床上浸水　　20 万円

イ　借家で現に居住している家屋の被災世帯主

全壊、流失　　20 万円

半壊、床上浸水　　6 万円

（市町村長の報告）

第４条　市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第１号）を県地域振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

（給付の方法）

第５条　知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。

２　前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地域振興局総務企画部長が行うものとする。

３　地域振興局総務企画部長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第２号）に様式第１号の写しを添えて速やかに県総合防災課長に提出するものとする。

附　則

１　この要綱は、昭和 47 年９月１日から施行する。

２　小災害被災者に対する見舞措置要領（昭和 39 年６月 15 日施行）は廃止する。

３　この要綱は、昭和 50 年７月 11 日発生の災害から、施行する。

４　この要綱は、昭和 59 年４月１日から施行する。

５　この要綱は、昭和 59 年８月１日から施行する。

６　この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

７　この要綱は、平成９年 10 月１日から施行する。

８　この要綱は、平成 12 年４月１日から施行する。

9　この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
10　この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
11　この要綱は、平成 19 年 9 月 17 日から施行する。

※様式は割愛

７　大館市災害見舞金支給条例

昭和 39 年２月 28 日
条 例 第 １９ 号

改正　昭和45年３月31日　条例第６号
　　昭和48年３月29日　条例第８号
　　昭和54年３月30日　条例第６号
　　昭和57年12月22日　条例第25号
　　平成２年３月28日　条例第６号
　　平成19年９月27日　条例第39号
　　平成25年９月27日　条例第38号

（目的）
第１条　この条例は、災害により被害を受けた市民またはその家族に対し、災害見舞金を支給することにより、市民の自立更生を助長することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象または火災により生ずる不慮の災難をいう。
（２）　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有する者をいう。
（３）　住家　専ら居住の用に供する建物であって、現に居住しているものをいう。
（災害見舞金の支給）
第３条　災害見舞金は、次に定めるところにより支給する。
（１）　災害（火災を除く。以下この条において同じ。）により死者または行方不明者を出した世帯　30万円
（２）　災害により自己の住家が全壊し、または流失した世帯　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
ア　自己または親族（祖父母、父母、配偶者及び子をいう。以下同じ。）が所有する住家である場合　30万円
イ　自己及び親族以外の者が所有する住家である場合　10万円
（３）　災害により自己の住家が半壊し、または床上浸水した世帯　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額
ア　自己または親族が所有する住家である場合　10万円
イ　自己及び親族以外の者が所有する住家である場合　３万円
（４）　火災により住家が全焼した世帯

期間＼世帯別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算する額
夏期　自４月至９月	円 15,000	円 19,000	円 27,000	円 33,000	円 41,000	円 6,000
冬期　自10月至３月	24,000	31,000	43,000	50,000	62,000	9,000

（５）　火災により住家が半焼した世帯

期間＼世帯別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算する額
夏期　自４月 至９月	円 5,000	円 7,000	円 10,000	円 12,000	円 15,000	円 2,000
冬期　自10月 至３月	8,000	10,000	15,000	17,000	22,000	3,000

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和39年４月１日から施行する。

（他の条例の廃止）

２　大館市り災救助基金蓄積及び管理条例（昭和26年条例第59号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例施行前の大館市り災救助基金蓄積及び管理条例第２条の規定によるり災者に対する給与については、なお、従前の例による。

４　り災救助基金繰入運用の件（昭和28年２月13日議決。議案第10号及び昭和30年７月22日議決。議案第116号）により、一般会計へ繰り入れ運用したり災救助基金にかかる未償還元利金は、昭和38年度分の積戻利子をのぞき、償還を要しないものとする。

５　り災救助基金（昭和38年度分の積立金を含む。）は、昭和39年度の一般会計予算に編入するものとする。

附　則（昭和45年３月31日条例第６号）

この条例は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則（昭和48年３月29日条例第８号）

この条例は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則（昭和54年３月30日条例第６号）

この条例は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則（昭和57年12月22日条例第25号）

この条例は、昭和58年１月１日から施行する。

附　則（平成２年３月28日条例第６号）

この条例は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成19年９月27日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大館市災害見舞金支給条例の規定は、平成19年９月17日以後に発生した災害による被害について適用する。

附　則（平成25年９月27日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大館市災害見舞金支給条例の規定は、平成25年８月９日以後に発生した災害による被害について適用する。

８　り災証明書の書式

（１）火災以外

り災証明書（申請書）

大館市長　様

※太線内を記入してください。

年　　月　　日

申請者（窓口に来られた方）	住所 アパート・マンション名　　号室		
	連絡先ＴＥＬ		
	フリガナ 氏名　　印	り災者との関係 □本人 □親族 □その他（　　）	
り災者（申請者と同じ場合は記載不用）	住所		
	フリガナ 氏名	ＴＥＬ	
世帯主氏名			
り災年月日	年　　月　　日		
り災原因			
り災建物の所在地等	大館市		
	□持家　　□借家（所有者名：　　）		
必要枚数	枚	証明書提出先	

※本人もしくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記同意書に記入してください。

同意書

年　　月　　日

大館市長　様

上記申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が、私のり災証明書の請求及び受領することについて同意します。

り災者住所

氏名　　印

【ここから下は記入しないでください】

り災程度		整理番号	
り災原因			

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日　　大館市長　　印

被災証明書（申請書）

大館市長　様

※太線内を記入してください。

年　　月　　日

申請者（窓口に来られた方）	住所 アパート・マンション名　　号室		
	連絡先ＴＥＬ		
	フリガナ 氏名	被災者との関係 □本人 □親族 □その他（　　）	
被災者（申請者と同じ場合は記載不用）	住所		
	フリガナ 氏名	ＴＥＬ	
世帯主氏名			
被災年月日	年　　月　　日		
被災原因			
被災建物の所在地等	大館市		
	□自己所有　　□借上げ（所有者：　　）		
必要枚数	枚	証明書提出先	

※本人もしくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記同意書に記入してください。

同意書

年　　月　　日

大館市長　　様

上記申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が、私の被災証明書の請求及び受領することについて同意します。

被災者住所

氏名　　印

【ここから下は記入しないでください】

被災内容		整理番号	
被災原因			

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日　　大館市長　　印

受 理 （ 届 け 出 ） 証 明 書

り　災　日　時	
罹災物件所在地	
申 請 人 と り 災 対 象 物 と の 関 係	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 ・ 担保権者 その他（　　）
届 け 出 内 容	
提　　出　　先	

上記のとおりり災したことを届け出ます。

年　　月　　日

大館市長　　様

申請者 住　所
氏　名

第　　号

上記のとおり、り災の届け出があったことを証明します。

年　　月　　日

大館市長　　印

（２）火災

様式第１号

<table>
<tr><td colspan="4">年　　月　　日
大館市消防署
消防署長　　様

申請人　住　　所
職 氏 名　　㊞
電話番号

り　災　証　明　申　請　書</td></tr>
<tr><td>１　り災年月日
及び時刻</td><td colspan="3">年　　月　　日　　時　　分ごろ</td></tr>
<tr><td>２　り災物件
の所在地</td><td colspan="3">大館市</td></tr>
<tr><td>３　申請人とり災
対象物との関係</td><td colspan="3">所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>４　証明内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>５　提出先
（使用目的）</td><td></td><td>６　必要枚数</td><td>枚</td></tr>
<tr><td>※受付欄</td><td colspan="3">※　経　過　欄</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

申請上の注意事項　（１）代理人の場合には、委任状を添えて、申請してください。
（２）３欄の記載については、該当するものを○で囲んでください。
（３）１及び４欄については消防職員の指示により記入してください。
（４）※欄は、記入しないでください。

様式第２号

申請人　住　所
職氏名

り　災　証　明　書

り災年月日及び時刻	年　月　日　時　分ごろ
り災物件の所在地	大館市
申請人とり災対象物との関係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（　　）
証明内容	
提出先（使用目的）	

○○消災発第　　号

年　月　日申請のあったことについて、上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

大館市消防長　　㊞

９　国有林野産物の減額譲渡

減額譲渡の規定
農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令 （平成19年６月１日農林水産省令第58号）抄

（国有林野産物の譲渡）

第13条　農林水産大臣等は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第２条第１項に規定する国有林野の所在する地方の市町村の区域内に発生した災害により著しい被害があり、かつ、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき救助が行われた場合において、木材その他の国有林野産物を、都道府県が当該救助の用に供し、または当該市町村がその管理に属する事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋もしくは堤防で当該災害により被害を受けたものの応急復旧の用に供しようとするときは、当該国有林野産物を当該都道府県または市町村に時価からその五割以内を減額した対価で譲渡することができる。

（国有林野産物の譲渡の申請）

第14条　農林水産大臣等は、前条の規定による国有林野産物の譲渡を受けようとする都道府県または市町村から、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該災害が発生した日から20日以内に提出させなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をさせることができる。

（１）申請都道府県または市町村名

（２）被災状況

（３）譲渡を受けようとする国有林野産物の品名及び数量

（４）使用計画

（５）その他参考となる事項

（国有林野産物の譲渡の承認）

第15条　農林水産大臣等は、前条の規定による譲渡の申請書を受理したときは当該書類を審査し、譲渡を承認する場合は次に掲げる事項を記載した承認書を交付し、譲渡を承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

（１）譲渡する国有林野産物の品名及び数量

（２）譲渡価額

（３）使用範囲

（４）譲渡期日及び引渡場所

（５）譲渡に際して条件を付する必要があると認めるときは、その条件

（国有林野産物の譲渡の受領書）

第16条　農林水産大臣等は、国有林野産物を譲渡するときは、当該国有林野産物の譲受人から次に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、農林水産大臣等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（１）譲渡する国有林野産物の品名及び数量

（２）譲渡条件に従う旨

（国有林野産物の使用状況の報告）

第17条　前条の国有林野産物の譲受人は、農林水産大臣等の要求があるときは、当該国有林野産物の使用状況について報告しなければならない。

（経由）

第18条　第２条第９号に掲げる病菌害虫防除用機具の貸付けを希望する者は、当該防除事業の施行地を管轄する植物防疫所長を経由して、この省令の規定に基づく書類を農林水産大臣等に提出しなければならない。

2　第13条の規定による国有林野産物の譲渡を希望する都道府県または市町村は、当該災害に係る区域を管轄する森林管理署長（当該区域が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあっては、森林管理署支署長）を経由して、この省令の規定に基づく書類を農林水産大臣等に提出しなければならない。

10　非常災害の場合における国有林材の売払いに関する特別措置一覧

<table>
<tr><th colspan="3">特別措置</th><th colspan="3">代金延納</th><th colspan="2">減額譲渡</th></tr>
<tr><td rowspan="3">売却の相手</td><td colspan="2">根拠法令</td><td colspan="3">法　律</td><td colspan="2">物品の無償貸付及び譲与等に関する法律

農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">用途</td><td colspan="3">国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律に基づく財務大臣協議内容</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>期　間</td><td>担　保</td><td>利　息</td><td>可　否</td><td>適用条項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">都道府県</td><td>災害救助法に基づく災害救助用</td><td>応急復旧住宅等（避難所）</td><td>1年以内</td><td>免除</td><td>免除</td><td>可</td><td>法第4条第3号
令第13条</td></tr>
<tr><td>都道府県の管理に属する公共施設の復旧用</td><td>公共施設一般（公営住宅を含む）</td><td>同上</td><td>同上</td><td>徴収</td><td>否</td><td></td></tr>
<tr><td>個人用施設の復旧用</td><td>住宅店舗等</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>否</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">市町村</td><td>災害救助法が発動された災害で市町村の管理に属する公共施設の応急復旧用</td><td>・事務所
・学校
・病院
・診療所
・託児所
・道路
・橋梁
・堤防</td><td>同上</td><td>同上</td><td>免除</td><td>可</td><td>法第4条第3号
令第13条</td></tr>
<tr><td>市町村の管理に属する公共施設の復旧用</td><td>公営施設一般（公営住宅を含む）</td><td>同上</td><td>同上</td><td>徴収</td><td>否</td><td></td></tr>
<tr><td>個人用施設の復旧用</td><td>住宅店舗等</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>否</td><td></td></tr>
<tr><td>個人</td><td>災害復旧用</td><td>住宅店舗等</td><td>6カ月以内</td><td>提供</td><td>同上</td><td>否</td><td></td></tr>
</table>

11　災害救助法の適用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成 26 年４月１日

<table>
<tr><th>番号</th><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>1</td><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、または受ける恐れのある者に供与する。</td><td>（基本額）避難所設置費
１人１日当たり
310 円以内
（加算額）冬季：別に定める額を加算高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超えて加算できる。</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
避難に当たっての輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>2</td><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者</td><td>1　規格１戸当たり平均 29.７㎡（９坪）を基準とする。
2　限度額１戸当たり 2,530,000 円以内
3　同一敷地内等におおむね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）</td><td>災害発生の日から20日以内着工</td><td>1　平均１戸当たり 29.７㎡、2,530,000 円以内であればよい。
2　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
3　給与期間
最高２年以内
4　被災状況や地域の実情に応じた、民間賃貸住宅の借り上げによる設置についても対象とする。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者</td><td>１人１日当たり
1,040 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（１食は 1/3 日）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>5</td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与</td><td>全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、またはき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（４月～９月）、冬季（10 月～３月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額
2　現物給付に限ること。</td></tr>
</table>

区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増す毎に加算
全壊 全焼 流出	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
	冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
	冬	9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400

6	医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院または診療所 社会保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
7	助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に肋産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産婦による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
8	災害にかかった者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
9	災害にかかった住宅の応急処理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり547,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失または段損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から （教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する。
11	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 206,000円以内 小人（12歳未満） 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1　洗浄、消毒等 1体当たり 3,400円以内 2　一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,200円以内 3　検案 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

12　激甚災害指定

（１）激甚（じん）災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）

改正　昭和 40 年２月 17 日
　　同 47 年８月 11 日
　　同 56 年４月 10 日
　　同 56 年 10 月 14 日
　　同 57 年９月 10 日
　　同 58 年７月９日
　　平成 12 年３月 24 日
　　同 12 年 10 月 31 日
　　同 19 年２月 27 日
　　同 21 年３月 10 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第２条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

１　法第２章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第３条第１項第１号及び第３号から第 14 号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.5%を超える災害

Ｂ 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

（１）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の 25%を超える都道府県が１以上あること。

（２）１の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の５％を超える都道府県が１以上あること。

２　法第５条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第５条第１項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5%を超える災害

Ｂ 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15%を超える災害であり、かつ、１の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の４％を超える都道府県またはその査定見込額がお

おむね 10 億円を超える都道府県が一以上あるもの

3　法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第５条の措置または農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 1.5%を超える災害により法第８条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第６条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

（１）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね 0.5%を超える災害

（２）当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね 1.5%を超える災害により法第８条の措置が適用される災害

4　法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

Ａ 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5%を超える災害

Ｂ 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15%を超える災害であり、かつ、１の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第２条第２項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業を主な業務とする者のおおむね３%を超える都道府県が１以上あるもの

5　法第 11 条の２（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 5%を超える災害

Ｂ 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 1.5%を超える災害であり、かつ、１の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 60%を超える都道府県またはその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 1.0%を超える都道府県が１以上あるもの

6　法第 12 条及び第 13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第

二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね 0.2%を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね 0.06%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の２%を超える都道府県またはその中小企業関係被害額が 1,400 億円を超える都道府県が１以上あるもの

ただし、火災の場合または法第 12 条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第 19 条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第２章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第 22 条（り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 4,000 戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（１）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 2,000 戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で 200 戸以上またはその区域内の住宅戸数の１割以上である災害

（２）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 1,200 戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で 400 戸以上またはその区域内の住宅戸数の２割以上である災害

9 法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあっては法第２章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあっては法第５条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注）昭和 40 年２月 17 日改正の指定基準は、昭和 39 年９月の台風 20 号による災害以後の災害に適用。昭和 47 年８月 11 日改正の指定基準は、昭和 47 年６月６日以後に発生した災害について適用。昭和 56 年４月 10 日改正の指定基準は、昭和 55 年 12 月１日以後に発生した災害について適用。昭和 56 年 10 月 14 日改正の指定基準は、昭和 56 年８月 21 日以後に発生した災害について適用。昭和 57 年９月 10 日改正の指定基準は、

昭和 57 年１月１日以後に発生した災害について適用。昭和 58 年７月９日改正の指定基準は、昭和 58 年５月 26 日以後に発生した災害について適用。平成 12 年３月 24 日改正の指定基準は、平成 12 年１月１日以後に発生した災害について適用。平成 12 年 10 月 31 日改正の指定基準は、平成 12 年９月８日以後に発生した災害について適用。平成 19 年２月 27 日改正の指定基準は、平成 18 年 10 月６日以後に発生した災害について適用。平成 21 年３月 10 日改正の指定基準は、平成 20 年 10 月１日以後に発生した災害について適用。

（２）局地激甚災害指定基準（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）

改正　昭和 46 年 10 月 11 日
　　同 56 年 10 月 14 日
　　同 58 年６月 11 日
　　平成 12 年３月 24 日
　　同 19 年２月 27 日
　　同 19 年４月 19 日
　　同 20 年７月３日
　　同 21 年３月 10 日
　　同 23 年１月 13 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第２条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月７日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月７日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第２章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第 24 条第１項、第３項及び第４項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第５条、第６条及び第 24 条第２項から第４項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第６条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第 11 条の２の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第 12 条及び第 13 条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

①　当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第３条第１項第１号及び第３号から第 14 号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が１以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円

未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%を超える市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が２億 5,000 万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入の 20%を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入の 20%に当該標準税収入から 50 億円を控除した額の 60%を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。）

（２）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第５条第１項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の 10%を超える市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が１以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の 10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が１以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（３）当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね 300ha を超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね 25%を超える市町村が１以上ある災害

（４）当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の 10%を超える市町村（当該被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が１以上ある災害。ただし、上記に該当する市

町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和 43 年１月１日以後に発生した災害について適用する。

注）昭和 46 年 10 月 11 日改正の指定基準は、昭和 46 年１月１日以後に発生した災害について適用。昭和 56 年 10 月 14 日改正の指定基準は、昭和 56 年８月 21 日以後に発生した災害について適用。昭和 58 年６月 11 日改正の指定基準は、昭和 58 年４月 27 日以後に発生した災害について適用。平成 12 年３月 24 日改正の指定基準は、平成 12 年１月１日以後に発生した災害について適用。平成 19 年２月 27 日改正の指定基準は、平成 18 年 10 月６日以後に発生した災害について適用。平成 19 年４月 19 日改正の指定基準は、平成 19 年３月 25 日以後に発生した災害について適用。平成 20 年７月３日改正の指定基準は、平成 20 年６月 14 日以後に発生した災害について適用。平成 21 年３月 10 日改正の指定基準は、平成 20 年 10 月１日以後に発生した災害について適用。平成 23 年１月 13 日改正の指定基準は、平成 22 年１月１日以後に発生した災害について適用。

第６　救急医療に関する資料

１　医療機関一覧表（救急告示医療機関含む）　（平成 26 年 12 月 1 日現在）

（１）救急告知医療機関

開設者	施設名	所在地	TEL	FAX	一般病床	救急病床	当初告示年月日
独立行政法人	秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱 30	52-3131	52-3137	250	5	60. 8.16
大館市	大館市立総合病院	大館市豊町 3-1	42-5370	42-2055	375	10	46. 1. 1

（２）病院

病院名	所在地	TEL	FAX	病床数
秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱 30	52-3131	52-3137	250
明日実病院	〃　御成町三丁目 2-3	42-2305	42-0591	98
今井病院	〃　片山町三丁目 12-30	42-5858	43-2338	117
大館市立扇田病院	〃　比内町扇田字本道端7-1	55-1255	55-1028	104
大館市立総合病院	〃　豊町3-1	42-5370	42-2055	443
東台病院	〃　柄沢字稲荷山下69	42-5121	42-5607	150

（３）診療所

病院名	所在地	TEL	FAX	病床数
石田内科医院	大館市有浦二丁目4-19	44-6550	43-6150	0
石田脳神経外科ｸﾘﾆｯｸ	〃　清水一丁目1-60	44-6600	44-6602	0
石塚医院	〃　字向町23	42-2020	42-2021	0
石母田耳鼻咽喉科医院	〃　御成町三丁目3-2	43-0918	49-0419	0
伊藤皮膚科医院	〃　清水一丁目3-37	42-0209	42-0209	0
伊藤内科医院	〃　清水一丁目3-37	42-3455	42-3476	0
梅内小児科ｸﾘﾆｯｸ	〃　字観音堂429-7	49-2640	49-2641	0
小山内医院	〃　水門町6-20	42-1947	42-1947	0
木村眼科医院	〃　常盤木町2-12	42-4624	42-8964	0
工藤整形外科医院	〃　清水二丁目2-21	45-0431	45-0432	0
くどう小児科医院	〃　字土飛山下26-10	43-4378	43-5775	0
小池眼科	〃　御成町二丁目18-37	43-5920	42-8632	0
小松ｸﾘﾆｯｸ	〃　清水一丁目3-25	42-6272	43-6635	0
小松内科胃腸科医院	〃　東台二丁目2-68	42-1211	43-2500	0

根田内科医院	〃　根下戸新町1-22	43-1222	43-5885	0
さくらば医院	〃　東台五丁目1-44	49-3968	49-1292	0
佐々木小児科医院	〃　字桂城8-16	42-0433	42-3140	0
佐々木内科医院	〃　字谷地町後59	43-2705	49-3561	0
さとう心療内科	〃　水門町2-13	49-8123	49-8127	0
鈴木胃腸科歯科医院	〃　中道二丁目1-46	43-3091	43-3317	19
高橋彰彦内科医院	〃　有浦三丁目2-60	49-0131	49-0130	0
武内外科医院	〃　字長倉119	42-2828	49-0048	0
たさき皮ふ科医院	〃　幸町2-25	42-1101	42-2311	0
たものき内科ｸﾘﾆｯｸ	〃　常盤木町21-8	59-5055	59-5056	0
常盤医院	〃　常盤木町2-12	42-0624	43-5665	0
丸屋ｸﾘﾆｯｸ	〃　中町30	42-6565	42-5253	0
ふじた耳鼻咽喉科ｸﾘﾆｯｸ	〃　字観音堂424-1	49-3384	49-3324	0
耳鼻咽喉科まきなえｸﾘﾆｯｸ	〃　常盤木町2-17	42-3341	57-8700	0
武茂耳鼻咽喉科医院	〃　字長倉106-1	42-1133	42-1133	0
もりかわ整形外科	〃　有浦六丁目2-19	44-5588	44-5589	0
森田泌尿器科	〃　赤館町9-45	45-1570	45-1571	16
山内耳鼻咽喉科	〃　清水五丁目1-75	45-1412	45-1413	0
よしだ眼科ｸﾘﾆｯｸ	〃　豊町9-45	45-1477	45-1478	0
ファミリークリニック千田	〃　比内町扇田字新長岡193-1	55-2662	55-2696	0
大館市休日夜間急患センター	〃　豊町3-2	45-0223	45-0223	0
大館市田代診療所	〃　岩瀬字上岩瀬塚の岱20	54-6311	54-6312	0

２　医師・看護師数

（単位：人）

	医　師	看護師		
		看護師	准看護師	計
大　館	１３９	７３５	３５２	１，０８７

（平成 24 年病院報告）

３　救急自動車保有状況（医療機関）

（平成 26 年４月１日現在）

医療機関名	保有台数	備　考
大館市立総合病院	1	

４　患者の搬送を目的とする自動車の保有状況（医療機関）

（平成 26 年４月１日現在）

地 域 名	医 療 機 関 名	台 数	搬送定員（人）
大　館	秋田労災病院	1	２８
	大館市立総合病院	1	1
	大館市立扇田病院	2	２２
	西大館病院	1	1
	東台病院	1	3

５　患者の搬送を目的とする自動車の保有状況（市町村）

（平成 26 年４月１日現在）

市 町 村	車 種	搬送定員（人）	定 置 場
大館市	普通自動車	6	大館市田代診療所
	普通自動車	6	大館市田代診療所

６　救急自動車・救急隊員（消防本部）

（平成 26 年４月１日現在）

	救急自動車数			救急隊員数			
	高規格	普通	計	専任	兼任	計	うち 救急救命士
大館市消防本部	4		4		７２	７２	３０

7　血液製剤備蓄医療機関等

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

医療機関名等	所 在 地	電話番号	備 考
秋田県赤十字血液センター	秋田市川尻町字大川反 233-186	018-865-5541	

8　災害時等緊急医薬品等備蓄店舗一覧

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

名　　称	所 在 地	ＴＥＬ	ＦＡＸ
株式会社メディセオ 大館支店	大館市有浦五丁目 3-2	42-5555	49-3472
株式会社バイタルネット 大館支店	〃　清水四丁目 4-43	43-1255	49-3004
株式会社小田島大館支店	〃　釈迦内字街道上 3-8	48-3288	48-3771
株式会社恒和薬品 大館営業所	〃　餅田字向田 119-3	43-1310	42-1810
株式会社スズケン 大館支店	〃　餌釣字前田 68-2	44-6555	42-8787
東北化学薬品㈱ 大館営業所	〃　字大田面 113-1	45-0566	45-0570
いわしや㈱	〃　豊町 9-6	49-1188	42-5796
㈱シバタ医理科 大館営業所	〃　片山二丁目 12-15	45-1222	44-5222
東邦薬品㈱大館営業所	〃　有浦四丁目 4-28	43-6311	43-6200

＊医療衛生材料、防疫薬品調達先

９　秋田 DMAT の派遣に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と（注１）（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における災害派遣医療チーム秋田 DMAT（以下「DMAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害の急性期等に、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場へ出動し、迅速な救命措置を行うことにより、重篤な救急患者の救命率向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（指定病院の指定等）

第２条　甲は、乙を秋田 DMAT 設置運営要綱（以下、「要綱」という。）に定める秋田 DMAT 指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するものとする。

２　甲は、乙が指定病院の指定要件を欠くこととなった場合等特別の事情が生じた場合には、乙と協議のうえ、指定病院の指定を取り消すことができる。

（出動要請等）

第３条　甲は、要綱に定める基準に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMAT の出動または待機を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、ただちに DMAT を出動させるものとする。

３　乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により、要綱に定める出動基準に照らし必要があると認められたときは、乙の判断により DMAT を出動させることができる。

４　乙は、前項の規定により DMAT を出動させた場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、乙が出動させた DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（DMAT の業務）

第４条　乙が派遣する DMAT は、災害現場等において医療救護活動を行うものとする。

２　DMAT の業務は、次のとおりとする。

（１）災害現場での医療情報の収集及び伝達

（２）災害現場でのトリアージ並びに応急治療及び搬送等

（３）広域医療搬送拠点等での医療活動

（４）他の医療施設に対する医療支援

（５）その他災害現場での医療救護活動に必要な措置

（指揮系統等）

第５条　DMAT は、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

２　DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動した場合には、被災都道府県の DMAT 受入に係る体制の中で活動する。

（身分）

第６条　乙が派遣する DMAT の隊員は、派遣元である乙の職員として医療救護活動に従事する。

（輸送）

第７条　乙が派遣する DMAT の輸送は、原則として乙が行うものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第８条　甲は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点

病院、災害支援病院及び災害協力医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

（費用弁償等）

第９条　甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが救命活動を実施した場合に要する次の費用については、甲が負担するものとする。

（１）使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

（２）救助のための輸送費及び賃金職員等の養生費

（３）DMAT の隊員が救命活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助金等

（４）前各項に定める費用の額については、別に定める。

（災害救助法が適用された場合の実費弁償）

第 10 条　甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 23 条（救助）及び第 24 条（救助業務従事の命令）の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、法に定めるところによる。

（待機に係る費用）

第 11 条　DMAT派遣のための待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

（細目）

第 12 条　この協定を実施するために必要な細目については、甲が乙と協議のうえ別に定める

（協議）

第 13 条　この協定に定めない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙両者に異存がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２部作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日（注２）

甲　秋田県秋田市山王四丁目１番１号
　　秋田県知事　佐　竹　敬　久

乙　秋田県□□□□□□□
　　○○○病院長　○○　○○

※協定締結医療機関

協定の相手方 （注 1）	協定締結年月日 （注 2）	協定の相手方 （注 1）	協定締結年月日 （注 2）
平鹿総合病院	平成 22 年 5 月 12 日	山本組合総合病院	平成 23 年 1 月 14 日
秋田 組合総合病院	平成 22 年 5 月 17 日	仙北組合総合病院	平成 23 年 3 月 11 日
雄勝中央病院	平成 22 年 5 月 17 日	市立秋田総合病院	平成 23 年 10 月 21 日
日本赤十字社 秋田県支部	平成 22 年 5 月 18 日	大館市立総合病院	平成 24 年 6 月 22 日
秋田県立 脳血管研究ｾﾝﾀｰ	平成 22 年 5 月 31 日	北秋田市民病院	平成 25 年 11 月 18 日
由利組合 総合病院	平成 22 年 6 月 23 日	市立角館総合病院	平成 26 年 1 月 7 日
秋田大学 医学部付属病院	平成 22 年 11 月 25 日	かづの厚生病院	平成 26 年 1 月 21 日

10　秋田 DMAT 設置運営要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地震などの自然災害や大規模な事故等において、災害の急性期（発災後おおむね 48 時間以内）に救命処置等を行う災害派遣医療チーム「秋田 DMAT(Disaster Medical Assistance Team)」（以下【秋田 DMAT】という。）の設置並びに編成及び運営に関し、必要な事項を定める。

（指定病院）

第２条　知事は、次の要件を満たす秋田県内の医療機関のうち、秋田 DMAT の設置並びに編成及び運営に関し、協力を申し出た医療機関を秋田 DMAT 指定病院（以下、「指定病院」という。）として指定する。

（１）医療機関として DMAT 派遣を行う意志をもつこと

（２）秋田 DMAT の活動に必要な人員、装備を持つこと

（３）災害拠点病院または災害派遣病院であることが望ましい

２　知事は、指定病院と秋田 DMAT の派遣に関する協定を締結する。

（編成）

第３条　秋田 DMAT は、指定病院の職員をもって編成する。

２　秋田 DMAT は、医師を中心とした看護師、業務調整員等からなるチームとし、その編成は５名を基本とする。

３　前項の秋田 DMAT のチーム隊員は、厚生労働省が実施する「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者とする。

４　指定病院の長は、当該医療機関に勤務する秋田 DMAT チーム隊員について、別添１により知事に報告するものとする。

（リーダー及び統括）

第４条　リーダー及び統括は、次のとおりとする。

（１）秋田 DMAT の各チームにリーダーをおく。リーダーは各指定病院の長が選任する。

（２）リーダーはチームの医療活動を統括する。

（３）秋田 DMAT に統括を１名おく。統括は厚生労働省が実施する「統括 DMAT 研修」を修了し、厚生労働省に登録された者の中から、知事が選任する。

２　統括は、複数の DMAT が派遣要請されるような大規模災害等の現場において、各リーダー及び現地の DMAT 現地対策本部等との連携を図り、秋田 DMAT の医療活動全体を統括する。

３　統括は、DMAT の出動要請及び他都道府県への派遣要請等の判断にあたって、知事へ必要な助言をする。

（待機基準）

第５条　知事は、災害等の発生により秋田 DMAT の派遣が必要となる可能性があるときは、指定病院の長に対し待機を要請するものとする。

２　指定病院の長は、前項の待機要請を受けたときは、秋田 DMAT を待機させるものとする。ただし、病院運営に多大な支障が生じる恐れがある場合は、待機させないことができる。

３　指定病院の長は、次の各号に該当するときは、知事からの要請の有無にかかわらず、秋田 DMAT を待機させることができる。

（１）県内で震度５弱以上の地震が発生した場合

（２）県内で発生した災害または事故により、20 名以上の傷病者が発生すると見込まれる場合

（３）東京都 23 区で震度５強以上の地震が発生した場合

（４）その他の地域で震度６弱以上の地震が発生した場合
（５）津波警報（大津波）が発表された場合
（６）東海地震注意報が発表された場合
（７）大規模な航空機墜落事故が発生した場合

（出動基準）
第６条　秋田 DMAT の出動基準は、次のとおりとする。
（１）県内で震度５弱以上の地震が発生した場合
（２）県内で発生した災害または事故により、20 名以上の傷病者が発生すると見込まれる場合
（３）他の都道府県で発生した災害または事故により、当該都道府県または厚生労働省から秋田 DMAT の派遣要請がなされた場合
（４）秋田 DMAT が出動し対応することが効果的であると認められる場合
（出動）
第７条　知事は前条の出動基準に照らし、秋田 DMAT の出動が必要と認められるときは、指定病院の長に対して秋田 DMAT の出動を要請するものとする。
２　指定病院の長は、知事から出動要請を受けたときは、秋田 DMAT を出動させるものとする。ただし、病院運営に多大な支障が生じる恐れがある場合は、出動させないことができる。
３　指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事から出動要請を受ける前に秋田 DMAT を出動させた場合は、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。
４　前項に規定より知事が承認した秋田 DMAT の派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。
５　現場での活動が終了した後、出動した秋田 DMAT は、指定病院の長を通じて、医療救護活動の実施状況等を別添２により知事に報告する。
（活動内容）
第８条　秋田 DMAT の活動内容は、次のとおりとする。
（１）災害現場での医療情報の収集及び伝達
（２）災害現場でのトリアージ並びに応急治療及び搬送等
（３）広域医療搬送拠点等での医療活動
（４）他の医療施設に対する医療支援
（５）その他災害現場での医療救護活動に必要な措置
（活動支援）
第９条　知事は、秋田 DMAT の出動を要請したときは、参集場所の連絡等の DMAT 活動に必要な事項について、秋田 DMAT 及びその他関係機関との調整を行うものとする。
（装備機材）
第 10 条　秋田 DMAT が現場に携行する医療資器材、ユニフォーム等の装備品は、指定病院が整備する。
２　装備機材の内容については、別添３を標準とする。
（研修等）
第 11 条　指定病院の長は、DMAT の技術の向上等を図るため、DMAT 隊員の研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。
（費用負担）
第 12 条　知事の要請に基づき、指定病院の長が出動させた秋田 DMAT が救命活動を実施した場合に要する費用については、県が負担する。

（補償）
第 13 条　秋田 DMAT の医療救護活動に伴う事故に対応するため、県は、隊員の傷害保険に加入する。
（協議）
第 14 条　この要綱に定めない事項、またはこの要綱に関し疑義が生じた事項については、知事と指定病院の長が協議の上、決定する。
（日本赤十字社秋田県支部との協働）
第 15 条　日本赤十字社秋田県支部が設置する病院の救護班は、本要綱による秋田 DMAT と協働して活動するものとする。
２　前項の規定による協働の内容は、知事と日本赤十字社秋田県支部が協議の上、決定するものとする。

附　則
この要綱は平成 22 年 5 月 6 日から施行する。

第７　交通輸送に関する資料

１　市保有車両一覧表

（平成 26 年 12 月 1 日現在）

（１）乗用及び貨物

		乗用				貨物									計
		大型バス	普通	小型	軽	バン		トラック				ダンプ			
						小型	軽	大型	中型	小型	軽	大型	中型	小型	
庁舎	課等														
本庁	総務課	1	4		1	3	4								13
	市民課			1			1								2
	税務課				1		1								2
	収納課				2										2
	環境課			1			2				1				4
	福祉課	2	1	1	10	1	6								21
	健康課			3	1	1	1								6
	農林課			3	1				1					1	6
	商工課			1			1								2
	観光課		1	1											2
比内総合支所	比内総合支所	4	1	2	2		1			1					11
	土木課		1	1	1	3	1						3	1	11
	まちづくり推進課				1		1								2
	水道課		1	1	1	3	4			2					12
田代総合支所	田代総合支所	1	4	3	1				1	1				1	12
	教育総務課		2	1	1		2								6
	学校教育課	5													5
	その他教育関係					1	2								3
病院	総合病院			1		1									2
	扇田病院	2	1	1							1				5
計		15	16	21	23	13	27	0	2	4	2	0	3	3	130

（２）特殊車両

		特　殊														計
		ショベルローダ	ドーザ	グレーダー	ロータリー	道路作業者	散布車	フォークリフト	トラクター	スノーモービル	芝刈機	図書者	救急車	公共応用作業車	その他	
本庁	危機管理課													1		1
	農林課							1								1
比内	土木課	3	5	6	5	1	2									22
田代	田代総合支所	1	4		2	1										8
	その他教育関係								1	1	1	1				4
病院	総合病院												1			1
計		4	9	6	7	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0	37

２　燃料調達先一覧表

製造所等	施設名称	設置場所	施設電話
給油取扱所	(株)ＪＡあきた北ﾗｲﾌｻｰﾋﾞｽ大館給油所	大館市字大田面275-1	49-1649
給油取扱所	(株)ＪＡあきた北ﾗｲﾌｻｰﾋﾞｽ比内給油所	〃　比内町扇田字小谷地21-4	55-2619
給油取扱所	(株)ＪＡあきた北ﾗｲﾌｻｰﾋﾞｽ田代給油所	〃　岩瀬字上軽石野4	54-2851
給油取扱所	大樹商店	〃　釈迦内字山神台37-12	48-3001
給油取扱所	(株)明慶商店	〃　比内町扇田字下扇田43-2	55-1014
給油取扱所	(株)浅利商店	〃　中道二丁目2-58	42-4103
給油取扱所	(有)キムラ石油商会 大館東	〃　字観音堂508-1,509	49-2011
給油取扱所	(株)工藤米治商店　西給油所	〃　根下戸新町1-60	49-7147
給油取扱所	(株)工藤米治商店　ハチ公給油所	〃　二井田字菖蒲沼208	42-8500
給油取扱所	(株)工藤米治商店　東給油所	〃　常盤木町11-30	49-4076
給油取扱所	(株)工藤米治商店　南給油所(ｾﾙﾌ)	〃　小館花字萩野台2-3	49-2455
給油取扱所	(株)工藤米治商店　花岡給油所	〃　花岡町字堤沢67-3	46-1076
給油取扱所	(有)佐藤スタンド	〃　根下戸新町15-38	42-5665
給油取扱所	佐藤石油(株)　川口給油所	〃　川口字大人沢2	49-4915
給油取扱所	佐藤石油(株)　城南給油所	〃　字部垂町20	42-9320
給油取扱所	佐藤石油(株)　有浦給油所	〃　有浦四丁目9-27	49-1781
給油取扱所	佐藤石油(株)　比内給油所	〃　比内町扇田字新長岡30	55-3875
給油取扱所	佐藤時江商店　十二所給油所	〃　十二所字田町35	52-3301
給油取扱所	佐藤時江商店　大滝温泉給油所	〃　曲田字家後102-1	52-3435
給油取扱所	(有)須藤善石油　大館支店	〃　釈迦内字稲荷山下123-4	48-2257
給油取扱所	(有)須藤善石油　観音堂ＳＳ	〃　字観音堂345	44-6008
給油取扱所	Dr.Driveセルフ大館住吉町店	〃　住吉町2-12	43-4551
給油取扱所	(株)ｴﾈｵｽﾌﾛﾝﾃｨｱ秋田支店	〃　中道一丁目8-17	43-2525
給油取扱所	(株)乳井石油商会　スーパーセルフ大館給油所	〃　山館字田尻187-2	44-5755
給油取扱所	(株)乳井石油商会　大館南給油所	〃　根下戸字下袋家後62-7	43-3292
給油取扱所	(株)乳井石油商会　比内給油所	〃　中山字兎沢66	43-3055
給油取扱所	乳安商事(株)	〃　比内町扇田字伊勢堂岱90-2	55-1128
給油取扱所	(株)芳賀文蔵商店	〃　花岡町字泉田78	46-1308
給油取扱所	(有)日景石油（セルフ）	〃　釈迦内字釈迦内187-3	48-3505
給油取扱所	(有)東洋レジャー平山石油（セルフ）	〃　岩瀬字羽貫谷地山下98-2	54-2550
給油取扱所	(株)マルヘイ本店　駅前給油所	〃　御成町一丁目12-18	42-0224
給油取扱所	(株)マルヘイ本店　片山給油所	〃　住吉町3-12	49-0975
給油取扱所	(株)山二　セルフ大館有浦	〃　有浦三丁目1-13	42-7528
給油取扱所	(有)渡辺一郎商店　花岡北給油所	〃　花岡町字根井下144	46-3737
給油取扱所	(有)渡辺一郎商店　白沢給油所	〃　白沢字白沢491	46-1822
給油取扱所	若松フュエルサービス(株)	〃　比内町笹館字細越1-5	55-2551

３　通行の禁止または制限についての標示

災害対策基本法施行規則別記様式第２（第５条関係）

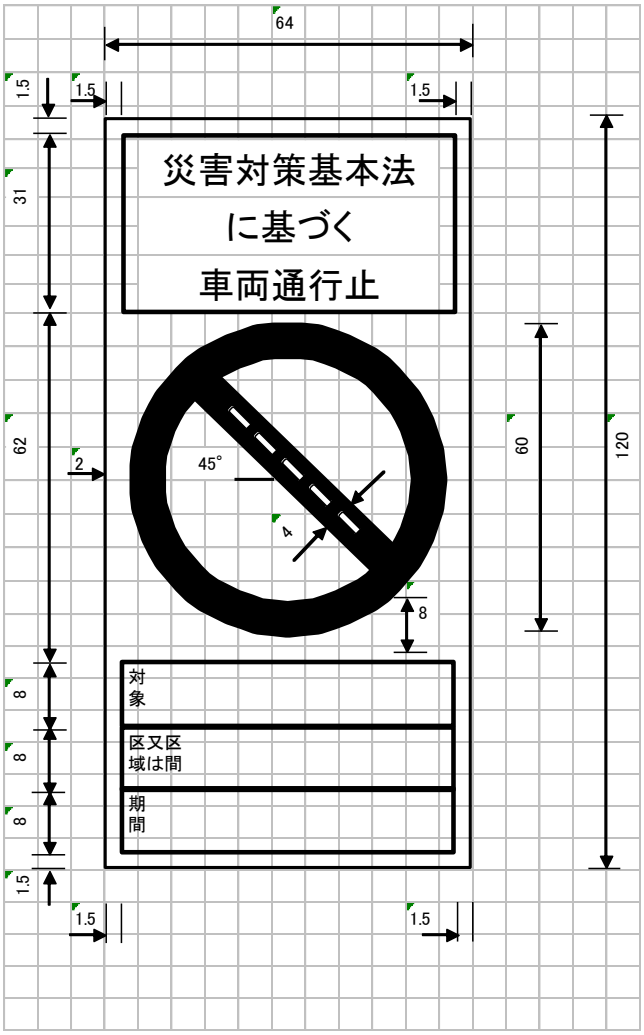

【備考】

１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

２　縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

４　道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、または図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

４　災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）

災害対策基本法第 76 条及び同法施行令第 33 条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

（１）緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事または公安委員会が災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

（２）確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第 76 条第１項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

ア　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関するもの。

イ　消防・水防その他応急措置に関するもの。

ウ　被災者の救難、救助その他の保護に関するもの。

エ　被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。

オ　施設及び設備の応急復旧に関するもの。

カ　清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。

キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。

ク　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止または拡大防止のための措置に関するもの。

（３）緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

ア　県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。

上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申し出により事前に確認することができる。

イ　上記（１）以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

（４）確認事務処理

ア　申請受理

緊急通行車両確認の申出は、別紙様式１「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式４「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

イ　確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式２「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式３「緊急通行車両の標章」を交付すること。

ウ　報告

確認証明書及び標章を交付したときは、そのつど緊急通行車両確認申請受理簿の様式により知事（総合防災課）に報告すること。

（５）留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。

また、保管には十分留意し紛失などのないようにすること。

５　緊急通行車両に関する様式

（１）別紙様式１

年　　月　　日

秋田県知事
秋田県公安委員会　殿

申請者住所
（電話）
氏名　　㊞

緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書

次のとおり緊急通行を行いたいので確認のうえ証明書を交付してください

<table>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所</td><td colspan="2">（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通 行 日 時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通 行 経 路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

（２）別紙様式２

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

年　月　日

緊 急 通 行 車 両 等 確 認 証 明 書

秋田県知事　㊞
秋田県公安委員会　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所</td><td colspan="2">（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通 行 日 時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通 行 経 路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（３）別紙様式３

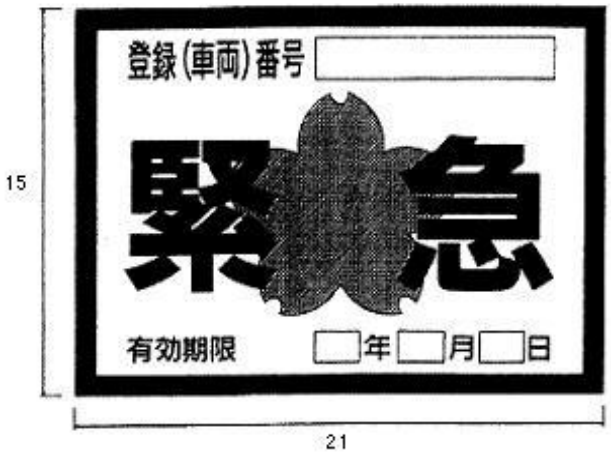

【備考】

１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする

（４）別紙様式４

緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）

受付（交付）番　　号	番号標に表示されている番号	使　用　者氏　　名	交付年月日	備　　考
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	
			・　・	

６　緊急輸送道路ネットワーク図

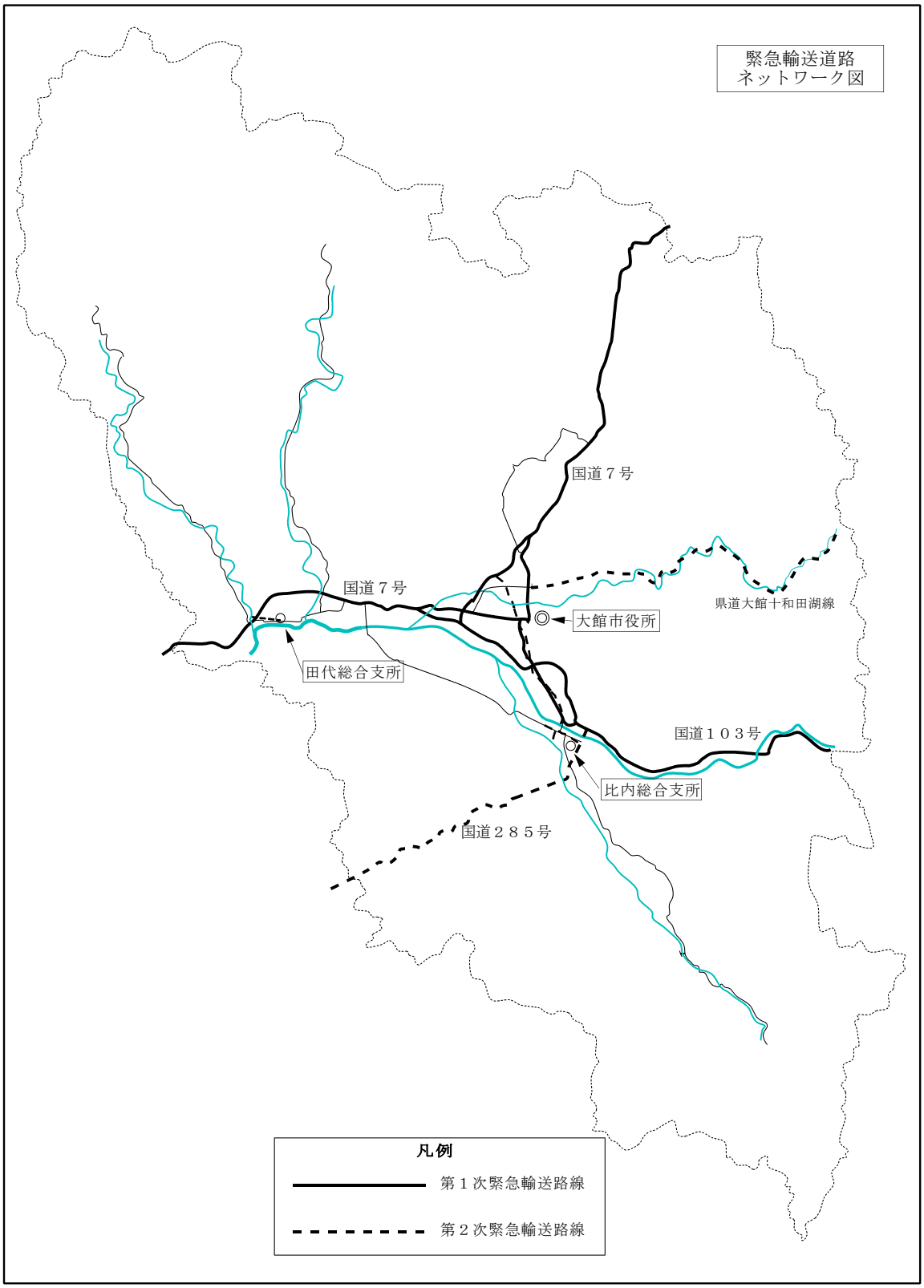

７　災害時における物資輸送及び物資保管等に関する協定

大館市は（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社主管支店（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における救援、支援物資の避難所等への配送（以下「物資輸送」という。）及び救援物資の受け入れ、仕分け、保管、管理及び出庫（以下「物資保管等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合について、甲が乙に対して行う物資輸送及び物資保管等の支援の協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき、可能な限り甲の要請に協力するものとする。

（１）甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送

（２）甲が管理する物資拠点から避難所への配送

（３）甲が管理する物資拠点の運営等

（４）第１号または第２号配送において、乙が管理する物資拠点における支援物資の一時保管

（５）前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（要請の手続き）

第３条　前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示した要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の要請を受けて実施した協力内容について、実績報告書（様式第２号）を作成し、甲に提出するものとする。

（連絡責任）

第５条　甲及び乙は支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告（様式第３号）するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　第２条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲が負担する。

２　前条の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求）

第７条　乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用を前条第２項に基づき算出し、甲に請求するものとする。

（費用の支払い）

第８条　甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、災害による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第９条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に行うため、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（免除）

第 10 条　乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第２条に規定する事項の一部または全部を免除できるものとする。

（有効期限）

第 11 条　この協定は、協定締結から効力を有するものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第 13 条　この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各１通を保存する。

平成２５年６月２５日

甲　秋田県大館市字中城２０番地
大　館　市　長　　小　畑　　元

乙　秋田県秋田市御所野湯本二丁目１番１号
ヤマト運輸株式会社
秋田主管支店長　　末　次　龍　一

第８　災害応援・派遣に関する資料

１　公共機関との災害協定書

（１）災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

（１）食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供

（２）避難所の開設及び避難者の受け入れ

（３）廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供

（４）応急活動に必要な職員の派遣

（５）前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

（応援の要請）

第３条　被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

２　前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

（１）被害の状況

（２）要請する応援の内容

ア　前条第１号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等

イ　前条第２号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等

ウ　前条第３号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等

エ　前条第４号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等

（３）前２号に掲げるもののほか必要な事項

３　第１項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

（要請を受けた県及び市町村の役割）

第４条　県は、前条第２項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

３　前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

４　前条第３項の規定による要請または前項の規定による調整により応援を行う市町村は、ただちに応援を実施するものとする。

５　前４項の規定にかかわらず、県は、前条第２項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、ただちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

（自主応援）

第５条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第３条第２項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。

２　前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

（要請等の手段）

第６条 第３条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区　　分	様 式
第３条第２項及び第３項に規定する応援要請	第１号
第３条第３項に規定する直接応援要請の報告	第２号
第４条第１項に規定する応援要請の通知	第３号
第４条第２項に規定する応援内容の報告	第４号
第４条第３項及び第５項に規定する応援実施の通知	第５号
第５条第２項に規定する自主応援の報告	第６号

（経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他の法令の規定により国または県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

（その他）

第８条 この協定書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、県及び市町村がそのつど協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 26 通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成 24 年１月 20 日

秋田市山王四丁目１番１号
　秋田県知事　　佐　竹　敬　久
秋田市山王四丁目１番１号
　秋田市長　　穂　積　　志
能代市上町１番３号
　能代市長　　齊　藤　滋　宣
横手市前郷字下三枚橋 269 番地
　横手市長　　五十嵐　忠　悦

大館市字中城 20 番地
　大館市長　　小　畑　　元
由利本荘市尾崎 17 番地
　由利本荘市長　長谷部　　誠
男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1
　男鹿市長　　渡　部　幸　男
湯沢市佐竹町 1 番地 1 号
　湯沢市長　　齊　藤　光　喜
大仙市市花園町 1 番 1 号
　大仙市長　　栗　林　次　美
鹿角市花輪字荒田 4 番地 1
　鹿角市長　　児　玉　　一
潟上市天王字上江川 47 番地 100
　潟上市長　　石　川　光　男
北秋田市花園町 19 番 1 号
　北秋田市長　　津　谷　永　光
仙北市田沢湖生保内字宮の後 30 番地
　仙北市長　　門　脇　光　浩
にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地
　にかほ市長　　横　山　忠　長
小坂町小坂鉱山字尾樽部 37 番地 2
　小坂町長　　細　越　　満
上小阿仁村小沢田字向川原 118 番地
　上小阿仁村長　中　田　吉　穂
藤里町藤琴字藤琴 8 番地
　藤里町長　　佐々木　文　明
三種町鵜川字岩谷子 8 番地
　三種町長　　三　浦　正　隆
八峰町峰浜目名潟字目長田 118 番地
　八峰町長　　加　藤　和　夫
五城目町西磯ノ目一丁目 1 番地 1
　五城目町長　　渡　邉　彦兵衛
八郎潟町字大道 8 0 番地
　八郎潟町長　　畠　山　菊　夫
井川町北川尻字海老沢樋ノ口 78 番地 1
　井川町長　　齋　藤　正　寧
大潟村字中央 1 番地 1
　大潟村長　　髙　橋　浩　人
美郷町土崎字上野乙 170 番地 10
　美郷町長　　松　田　知　己
羽後町西馬音内字中野 177 番地
　羽後町長　　大　江　尚　征
東成瀬村田子内字仙人下 30 番地 1
　東成瀬村長　　佐々木　哲　男

様式第１号

号

年　月　日

秋田県知事 ○○　○○

（または市町村長）

（市町村長）○○　○○　印

災害応急活動等の応援要請書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援を要請します。

１　被害状況

２　要請内容

３　その他参考となる事項

様式第２号

号

年　月　日

秋田県知事 ○○　○○

（市町村長）○○　○○　印

災害応急活動等の直接応援要請報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり直接応援要請したので報告します。

１　被害状況

２　要請先市町村

３　要請内容

別紙のとおり

４　その他参考となる事項

様式第３号

号

年　月　日

（市町村長）○○　○○ 様

秋田県知事　○○　○○　印

災害応急活動等の応援要請通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援要請があったので通知します。

ついては、応援が可能な場合には、その内容を速やかに報告してください。

１　要請市町村

２　要請内容

別紙のとおり

３　その他参考となる事項

様式第４号

号

年　月　日

秋田県知事 ○○　○○

（市町村長）　○○　○○　印

災害応急活動等の応援内容報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づく応援要請について、本市（町村）が可能な応援内容を次のとおり報告します。

１　要請市町村

２　本市（町村）が可能な応援内容

３　その他参考となる事項

様式第５号

号

年　月　日

（市町村長）○○　○○ 様

秋田県知事　○○　○○　印

災害応急活動等の応援（調整）通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援することとした（調整した）ので通知します。

１　応援自治体

２　応援内容

３　その他参考となる事項

様式第６号

号

年　月　日

秋田県知事 ○○　○○

（市町村長）　○○　○○　印

災害応急活動等の自主応援報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり自主応援したので報告します。

１　応援先市町村

２　応援内容

３　その他参考となる事項

（２）災害時における都市間の相互援助に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定の趣旨にのっとり、秋田県市長会を構成する各市（以下「各都市」という。）の市長の協議により、各都市の全部または一部において大規模な災害が発生し、これにより被災した都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、都市間の相互援助または協力（以下「援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（援助の種類）

第２条　援助の種類は次のとおりとする。

（１）食料及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材及び物資の提供

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供

（４）被災者を一時入所させるための施設の提供

（５）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（６）前各号の定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認めるもの

（援助要請の手続き）

第３条　援助を受けようとする被災都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日速やかに別記様式第１号による文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）援助を受ける場所及びその経路

（３）援助を受ける期間

（４）前条第１号から第４号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等

（５）前条第５号に掲げる職員の派遣要請をする場合は事務職、技術職、技能職の職種別及び人員

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第４条　各都市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、当該被災都市のほかの市は、ただちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

（調整都市）

第５条　災害時における援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため、第２条に規定する援助または前条に規定する緊急援助活動（以下「援助業務」という。）を行うための都市（以下「援助都市」という。）と被災都市との総合調整を行うための都市（以下「調整都市」という。）を置く。

２　前項の調整都市は、各被災都市に応じて、別紙に定めるとおりとする。

（経費の負担）

第６条　援助業務に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これにより難い場合は、関係都市が協議して定めるものとする。

（賠償責任）

第７条　援助業務に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその活動に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは重度障害者となった場合においては、本人またはその遺族が

被った損害は、援助都市がその賠償の責めを負うものとする。
２　援助都市の職員が、援助業務を実施している際に、第三者に損害を与えた場合（その損害が被災都市と援助都市との往復途上に生じた場合を除く。）は、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。
（連絡体制等）
第８条　各都市は、別記様式第２号のとおり、この協定書に係る連絡担当部課（室）を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取り合うものとする。
２　各都市は、この協定の実効性を高めるため、秋田県都市間災害時相互援助協定連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。
３　会議は、必要に応じて大災害時における相互援助に関する対策を研究し、または協議するものとする。
（効力の発生）
第９条　この協定書は、平成 18 年４月 26 日から効力を発生する。
（協議）
第 10 条　この協議に定めのない事項または疑義が生じた事項については、そのつど協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 13 通を作成し、各都市記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 18 年４月 26 日

秋田市山王一丁目１番１号
　秋田市長　　穂　積　　志
能代市上町１番３号
　能代市長　　齊　藤　滋　宣
横手市前郷字下三枚橋 269 番地
　横手市長　　五十嵐　忠　悦
大館市字中城 20 番地
　大館市長　　小　畑　　元
由利本荘市尾崎 17 番地
　由利本荘市長　柳　田　　弘
男鹿市船川港船川字泉台 66 番地１
　男鹿市長　　佐　藤　一　誠
湯沢市佐竹町１番地１号
　湯沢市長　　鈴　木　俊　夫
大仙市市花園町１番１号
　大仙市長　　栗　林　次　美
鹿角市花輪字荒田４番地１
　鹿角市長　　児　玉　　一
潟上市天王字上江川 47 番地 100
　潟上市長　　石　川　光　男
北秋田市花園町 19 番１号
　北秋田市長　　岸　部　　陞
仙北市田沢湖生保内字宮の後 30 番地
　仙北市長　　石　黒　直　次

にかほ市象潟町字浜ノ田１番地
　にかほ市長　　横　山　忠　長

様式第１号

号

年　月　日

様

住　所

氏　名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助に関する協定書第３条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項　　目	内　　容
被害状況	
援助内容の種類	
援助を要する 職種別人員	
援助場所 到達経路	
援助を受ける期間	
その他援助に 必要な事項	

様式第２号

災害時の連絡担当部課室

（　　市）

<table>
<tr><td colspan="2">連絡部課室名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡担当者</td><td>責任者</td><td colspan="2">課・室長</td></tr>
<tr><td>補助者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">連絡先電話番号</td><td rowspan="2">勤務時間内</td><td>責任者
ＴＥＬ
ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>補助者
ＴＥＬ
ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">勤務時間外</td><td>責任者
ＴＥＬ
ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>補助者
ＴＥＬ
ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

別紙（５条関係）

援　助　調　整　都　市

被　災　都　市	援　助　調　整　都　市	
	正	副
秋　田　市	湯　沢　市	大　仙　市
能　代　市	北　秋　田　市	仙　北　市
横　手　市	秋　田　市	男　鹿　市
大　館　市	大　仙　市	横　手　市
由利本荘市	鹿　角　市	大　館　市
男　鹿　市	大　館　市	鹿　角　市
湯　沢　市	能　代　市	に　か　ほ　市
大　仙　市	男　鹿　市	秋　田　市
鹿　角　市	由利本荘市	潟　上　市
北　秋　田　市	に　か　ほ　市	由利本荘市
潟　上　市	仙　北　市	湯　沢　市
仙　北　市	潟　上　市	能　代　市
に　か　ほ　市	横　手　市	北　秋　田　市

（３）東京都渋谷区との災害時における相互応援に関する協定書

渋谷区及び大館市（以下「協定都市」という。）は、いずれかの行政区域内において大規模な災害が発生し、被災都市独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）
第１条　応援の種類は、次の通りとする。
（１）応急物資・資器材の提供
（２）応急復旧に必要な職員の派遣
（３）前２号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
（応援要請の手続き）
第２条　応援を受けようとする都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第５条に規定する連絡担当部局を通じて、電話または電信により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した文書を提出するものとする。
（１）被害の状況
（２）前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
（３）前条第２号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
（４）応援を必要とする場所及びその場所への経路
（５）応援を必要とする期間
（６）前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項
（応援活動の実施）
第３条　前条の規定により応援の要請を受けた都市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。
２　協定都市は、前条の規定にかかわらず、いずれかの都市において災害により激甚な被害が発生したことが明らかであり、かつ、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合には、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。
（応援経費の負担）
第４条　応援に要した経費等は、両者協議の上別に定めるものとする。
（連絡担当部局）
第５条　協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報交換するものとする。
（資料等の交換）
第６条　協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。
（協議）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両者協議の上別に定めるもののとする。
（補則）
第８条　この協定は、協定都市それぞれが他の都市等と別に締結した災害時の相互応援に関する協定等に基づく応援を排除するものではない。
（協定の発効）
第９条　この協定は、平成 13 年１月 24 日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、協定都市の両者が署名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成 13 年１月 24 日

大館市　　大館市長　　小　畑　　元

渋谷区　　渋谷区長　　小　倉　　基

（４）兵庫県篠山市との災害時における相互応援に関する協定書

秋田県大館市と兵庫県篠山市（以下「協定市」という。）は、災害応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、いずれかの行政区域内において災害が発生した場合において、協定市が相互に応援し、その応急対策活動を円滑に遂行することを目的とする。
（災害の範囲）
第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第２条第１項に規定する災害または協定市の市長が特に災害応急対策活動の相互応援の必要があると認める事案をいう。
（相互応援）
第３条　協定市は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。
（応援の種類）
第４条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。
（１）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
（２）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（３）救援及び救助活動に必要な車両の提供
（４）救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
（５）ボランティアの斡旋
（６）児童生徒の受入れ
（７）被災者の一時収容のための施設の提供
（８）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
（応援要請の手続き）
第５条　応援を受けようとする都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第９条に規定する連絡担当部局を通じて、電話その他の通信手段により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した文書を提出するものとする。
（１）被害の状況
（２）前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
（４）応援を必要とする場所及び当該場所への経路
（５）応援を必要とする期間
（６）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
（応援活動の実施）
第６条　前条の規定による応援要請を受けた市は、これに応じて応援活動に努めるものとする。
２　前条の規定にかかわらず、協定市は、いずれかの市において災害により甚大な被害が発生したことが明らかであり、かつ、通信の途絶等により被災市との連絡が困難な場合には、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）
第７条　応援に要した経費については、原則として応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とする。
２　応援要請市が、前項に規定する経費を支出するいとまがなく、かつ、応援要請市から求めがあった場合には、応援を行う市（以下「応援市」という。）が当該経費を一時的に立替支出するものとする。
（損害の補償等）
第８条　第５条の規定により派遣された職員が、応援活動中に負傷し、り患し、障害の状態となり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
２　応援職員が応援活動に関連して第三者に損害を与えた場合において、応援活動中に与えた損害に係る賠償については応援要請市の、応援要請市への往復中に与えた損害に係る賠償については、応援市の負担とする。
３　前２号に定めるもののほか、応援活動に要する経費について必要な事項は、そのつど協議して決める。
（連絡担当部局）
第９条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。
（資料等の交換）
第 10 条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。
（協議）
第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両者協議の上決定するものとする。
（協定の発効）
第 12 条　この協定は、協定を締結した日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、協定市の代表者が署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 23 年 12 月 21 日

秋田県大館市長　小　畑　　元

兵庫県篠山市長　酒　井　隆　明

（５）茨城県常陸大宮市との災害時における相互応援に関する協定書

秋田県大館市及び茨城県常陸大宮市（以下「協定市」という。）は災害応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、いずれかの行政区域内において、気象災害、地震災害及びその他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、被災市独自では十分な災害応急対策活動が実施できない場合における相互応援協力について、必要な事項を定めるものとする。
（応援の種類）
第２条　応援の種類は、次のとおりとする。
（１）被災者の受入れ
（２）食糧、飲料水及び生活必需品並びに資器材の提供
（３）災害応急対策活動及び復旧活動に必要な職員の派遣
（４）救援及び救助活動等に必要な車両の提供
（５）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
２　第１項第１号については、別途協議する。
（応援要請の手続き）
第３条　応援を受けようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第７条に規定する連絡担当部局を通じて、電話その他の通信手段により応援要請を行い、後日、速やかに必要事項を記載した別記様式第１号による文書を提出するものとする。
（１）被害の状況
（２）前条第２号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
（３）前条第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
（４）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、希望車両及び業務内容
（５）応援を必要とする場所及び当該場所への経路
（６）応援を必要とする期間
（７）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
（応援活動の実施）
第４条　前条の規定による応援要請を受けた市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。
２　前条の規定にかかわらず、協定市は、いずれかの市において大規模災害により被害が発生したことが明らかであり、かつ、通信の途絶等により被災市との連絡が困難な場合には、自主的判断により応援活動を実施するものとする。
（応援経費の負担）
第５条　応援に要した経費については、原則として応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とする。
２　応援要請市が、前項に規定する経費を支出するいとまがなく、かつ、応援要請市から求めがあった場合には、応援を行う市（以下「応援市」という。）が当該経費を一時的に立替支出するものとする。
（損害の補償等）
第６条　第３条の規定により派遣された職員が、応援活動中に負傷し、罹患し、

障害の状態となり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

２　応援職員が応援活動に関連して第三者に損害を与えた場合において、応援活動中に与えた損害に係る賠償については応援要請市の、応援要請市への往復中に与えた損害に係る賠償については、応援市の負担とする。

３　前２号に定めるもののほか、応援活動に要する経費について必要な事項は、そのつど協議して決める。

（連絡担当部局）

第７条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を別記様式第２号のとおり定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

（資料等の交換）

第８条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料等を相互に交換するものとする。

（協　議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両者協議の上決定するものとする。

（協定の発効）

第 10 条　この協定は、協定を締結した日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、協定市の両者が署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 26 年 7 月 10 日

秋田県大館市長　　小　畑　　元

茨城県常陸大宮市長　　三　次　真一郎

様式第１号

号
年　月　日

様

住　所
氏　名

災害発生による応援要請について

災害時における相互応援に関する協定書第３条に基づき、次のとおり応援の要請をいたします。

項　　目	内　　容
被害状況	
応援の種類	
応援要請の内容 ・物資の品名　・数量 ・職種及び人員 ・希望車両　等	
応援場所及び到達経路	
応援を必要とする期間	
その他必要な事項	

様式第２号

災害時連絡担当部課名

（　　市）

<table>
<tr><td colspan="2">部課名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡担当者</td><td>責任者</td><td colspan="2">（　　）課長</td></tr>
<tr><td>副責任者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">連絡先電話番号</td><td rowspan="2">勤務時間内</td><td>責任者
ＴＥＬ
ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>副責任者
ＴＥＬ
ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">勤務時間外</td><td>責任者
ＴＥＬ
ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>副責任者
ＴＥＬ
ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（６）大館警察署との災害時等における相互協力に関する協定書

大館市（以下「甲」という。）と大館警察署（以下「乙」という。）は、災害時等において甲の所有する施設を乙に使用させることなどの相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大館市の区域内において大地震等が発生し、乙が自らの庁舎機能の維持及び業務遂行が困難であると判断した場合において、甲の所有する施設の一部または全部を、乙が行う災害時救援活動を始めとした警察活動の拠点として使用させることに関し、必要な事項を定めるものとする。
（協力事項）
第２条　乙は、災害時等において必要があると認めるときは、次の事項について甲に協力を求め、甲は、救援活動等の重要性にかんがみ、乙の要請に可能な限り応ずるものとする。
（１）甲が所有する大館市立城西体育館（大館市根下戸新町６番 20 号）及び大館市女性センター（大館市根下戸新町６番 13 号）に、乙が管理する通信機器等の資器材を搬入し、乙の臨時の活動拠点を設置すること。
（２）前号の施設の駐車場を、乙が管理する自動車等の臨時の駐車場として乙に貸与すること。
（３）甲が所有する資器材で救援活動等に必要なものを乙に貸与すること。
（相互協力）
第３条　災害時等において甲と乙は、情報の共有化を図るとともに、相互に協力して被災者の救援活動等を行うものとする。
（費用の負担）
第４条　協力に要した費用の負担は､法令その他に特別な定めがある場合を除き、甲が適正な方法により算出した額を乙に請求するものとする。この場合において、負担額に疑義等が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担額等を決定するものとする。
（協　議）
第５条　この協定に定めのない事項については、甲乙両者が協議の上、決定する。
（効力の発生）
第６条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 24 年５月 23 日

甲　大館市字中城 20 番地
　　大館市長　小　畑　　元

乙　大館市根下戸新町１番 70 号
　　大館警察署長　遠　藤　保　夫

２　民間団体等との協定に関する資料

（１）東北電力との災害時の協力に関する協定書

大館市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社大館営業所（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲、乙は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生に伴い、大規模な停電が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第２条　甲、乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

２　乙は大規模な停電が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（市災害対策本部への社員の派遣）

第３条　大規模地震及び台風・雪害等による大規模な災害が発生し、または発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は甲と連携のうえ、必要に応じ、甲が設置した災害対策本部に社員を派遣できるものとする。

２　派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電気設備の復旧）

第４条　災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）や災害復旧対策の中枢となる官公署・避難場所等の電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

２　前項の電力設備の復旧に当たり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第５条　雪崩、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第６条　災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等の確保に当たっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（準用）

第７条　乙が、災害時に電力供給の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、防災訓練等を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用することができる。

（連絡責任者）

第８条　この協定書に関する連絡責任者は、甲においては大館市総務部危機管理課長、乙においては東北電力株式会社大館営業所総務課長とする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定の日から１年間とする。なお期間満了日の１か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、本協定書はさらに１年延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通保有するものとする。

平成 20 年５月 26 日

甲　大館市字中城 20 番地
　　大館市長　小　畑　　元

乙　大館市字長倉 126 番地
　　東北電力株式会社大館営業所
　　所　　長　小　林　正　明

（２）ＮＴＴとの災害復旧時の協力に関する協定書

大館市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社秋田支店（以下「乙」という。）は、秋田県地域防災計画及び大館市地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、大規模な災害（地震、台風、豪雪、大火等をいう。以下同じ。）の発生に伴い、通信設備等に甚大な被害が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、市民の生活と安全を確保するため、通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。
（災害情報の提供）
第２条　甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。
２　乙は、通信設備等に甚大な被害が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。
（災害対策本部等への社員の派遣）
第３条　大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲が災害対策本部等を設置したときは、乙は甲と連携し、必要に応じて甲が設置した災害対策本部等に社員を派遣できるものとする。
２　災害対策連絡員（前項の規定により、乙が派遣した社員をいう。）は、災害情報の収集、伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。
（通信設備の復旧）
第４条　災害により、通信設備等に甚大な被害が発生した場合、乙は乙のサービスエリア内の被害状況を総合的に判断したうえで、乙のグループ災害対策組織との連携により、優先順位を見極めながら国家機関、公共機関等重要機関に対する緊急通信の確保及び避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。
２　前項にない移動電源車､ポーダブル衛星等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。
（復旧作業に対する協力）
第５条　災害により、甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該道路の迅速な復旧に努めるものとする。
（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）
第６条　災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地、ヘリポート等の確保に当たっては、甲は乙の要請に応じ協力するものとする。
２　前項の規定は、乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施することを目的に災害訓練等を行う場合、準用することができるものとする。
（連絡責任者）
第７条　本協定書に関する連絡責任者は、甲は大館市総務部危機管理課長、乙は東日本電信電話株式会社秋田支店設備部設備運営担当課長とする。
２　連絡先等に変更が生じたときは、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。
（協議）
第８条　本協定の履行に当たり、疑義を生じた事項または本協定に定めのない事

項については、甲乙誠意をもって協議し、円滑にその解決に当たるものとする。

（協定の有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、締結日から平成 22 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲または乙から内容の変更、または協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件でさらに１年間継続するものとし、以後も同様とする。

甲及び乙は、本協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ１通を保有する。

平成 21 年９月１日

甲　大館市字中城 20 番地
　　大館市長　小　畑　　元

乙　秋田市中通四丁目４番４号
　　東日本電信電話株式会社秋田支店
　　支 所 長　小野寺　　仁

（３）秋田銀行との災害時の相互協力に関する協定書

大館市（以下、「甲」という。）は、大館市の被災時に必要な対応を円滑に遂行すること並びに平常時の防災意識向上のための活動を実施することを目的に、株式会社秋田銀行（以下、「乙」という。）と次のとおり災害時の相互協力に関する協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は大館市内において地震、その他の災害が発生した場合において甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行し、また、平常時においても防災意識向上のための活動を連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第２条　甲と乙とが連携・協力する事項は次のとおりとする。

（１）災害発生時の住民の安全・安心の確保並びに復旧支援のための乙の店舗網等インフラ並びに人的資源等の活用

（２）災害発生時に甲・乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供

（３）災害発生時、乙が所有・管理する施設及び用地の物資集積場所としての提供

（４）災害対策資金の融資対応及び災害発生後の復旧融資制度の検討

（５）防災ＰＲ活動、防災意識の啓発活動

（６）地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供

（連絡体制の整備）

第３条　災害協力に関する連絡体制を次のとおり定めるものとする。

（１）この協定に関する連絡責任者は次のとおりとする。

甲	大館市総務部危機管理課長
乙	秋田銀行大館支店長

（２）この協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれに連絡網を作成し毎年４月及び担当者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第４条　甲及び乙は、この協定により提供された情報については、この協定を遂行するために使用することとし、他の目的には使用しないものとする。

ただし、ここでいう情報には以下のものを除くものとする。

（１）情報を提供または開示する者（以下、「開示者」という。）が提供または開示する以前に、情報を受領する者（以下、「受領者」という。）が所有または保持していた情報

（２）開示者が提供または開示した時点で既に公知であった情報及びその後受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

（３）開示者が提供または開示した後、受領者が守秘義務を負担することなく第三者から合法的に取得した情報

（４）法令による開示を求められた場合や法令上守秘義務を負うものに開示を求められた情報

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、締結の日から平成 26 年３月 31 日までとする。ただし、甲または乙から特段の意思表示がない場合は、さらに１年間延長とし、その後においても同様とする。

（協議）

第６条　この協定に定めない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙協議の上、これを決定する。

以上、この協定の証として、本協定書を２通作成し、甲・乙それぞれ署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成 25 年３月６日

甲　　大館市字中城 20 番地
　　大館市長　小　畑　　元

乙　　秋田市山王三丁目２番１号
　　株式会社秋田銀行
　　取締役頭取　藤　原　清　悦

（４）北都銀行との災害時の相互協力に関する協定書

大館市（以下、「甲」という。）は、大館市の被災時に必要な対応を円滑に遂行すること並びに平常時の防災意識向上のための活動を実施することを目的に、株式会社北都銀行（以下、「乙」という。）と次のとおり災害時の相互協力に関する協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は大館市内において地震、その他の災害が発生した場合において甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行し、また、平常時においても防災意識向上のための活動を連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第２条　甲と乙とが連携・協力する事項は次のとおりとする。

（１）災害発生時の住民の安全・安心の確保並びに復旧支援のための乙の店舗網等インフラ並びに人的資源等の活用

（２）災害発生時に甲・乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供

（３）災害発生時、乙が所有・管理する施設及び用地の物資集積場所としての提供

（４）災害対策資金の融資対応及び災害発生後の復旧融資制度の検討

（５）防災ＰＲ活動、防災意識の啓発活動

（６）地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供

（連絡体制の整備）

第３条　災害協力に関する連絡体制を次のとおり定めるものとする。

（１）この協定に関する連絡責任者は次のとおりとする。

甲	大館市総務部危機管理課長
乙	株式会社北都銀行大館支店長

（２）この協定を円滑に遂行するため、甲・乙それぞれが連絡網を作成し、毎年４月及び担当者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第４条　甲及び乙は、この協定により提供された情報については、この協定を遂行するために使用することとし、他の目的には使用しないものとする。

ただし、ここでいう情報には以下のものを除くものとする。

（１）情報を提供または開示する者（以下、「開示者」という。）が提供または開示する以前に、情報を受領する者（以下、「受領者」という。）が所有または保持していた情報

（２）開示者が提供または開示した時点で既に公知であった情報及びその後受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

（３）開示者が提供または開示した後、受領者が守秘義務を負担することなく第三者から合法的に取得した情報

（４）法令による開示を求められた場合や法令上守秘義務を負うものに開示を求められた情報

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、締結の日から平成 26 年３月 31 日までとする。ただし、甲または乙から特段の意思表示がない場合は、さらに１年間延長とし、その後においても同様とする。

（協議）
第６条　この協定に定めない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙協議の上、これを決定する。
　以上、この協定の証として、本協定書を２通作成し、甲・乙それぞれ署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成 25 年３月 29 日

甲　　大館市字中城 20 番地
　　大館市長　小　畑　　元

乙　　秋田市中通三丁目１番 41 号
　　株式会社北都銀行
　　代表取締役頭取　斉　藤　永　吉

（５）大館市建設業協会と大館警察署及び大館市消防本部の災害時における支援に関する協定書

災害時における支援について、大館市建設業協会（以下「甲」という。）と大館警察署（以下「乙」という。）と大館市消防本部（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大館市内において地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、乙及び丙の災害活動に、甲に加盟する業者が保有する建設機械や人材（以下「建設機械等」という。）を無償で支援するための必要な手続きについて定めるものとする。
（支援事項）
第２条　前条の場合において、乙及び丙は、甲に対して以下の支援を求めるものとする。この場合甲は、災害活動等の重要性を理解の上、可能な限り乙及び丙の求めに応ずるものとする。
（１）建設機械等の支援は、災害等が発生し、乙及び丙が人命救助を行うなどの緊急を要する場合に、第一次的に乙及び丙が保有する緊急車両の通行を確保するために必要な支援をするものとする。
（２）甲は、乙及び丙からの要請に基づき建設機械等の支援をする場合は、乙及び丙と協議の上、迅速かつ円滑に活動できるよう、その状況に応じた安全確保に配慮するものとする。
（要請の手続き）
第３条　甲に対して支援要請をする場合は、原則として乙が窓口となり電話または口頭で協議して行うものとする。その後、乙から甲に対して支援要請文書を提出する。また、この場合乙は、遅滞なく関係機関との連絡調整をするものとする。
（協議）
第４条　この協議に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙及び丙が協議し決定する。
（効力の有効期間）
第５条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、甲、乙及び丙の協議により廃止した場合を除き、その効力を継続するものとする。
（雑則）
第６条　甲と乙及び丙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、必要に応じて担当者の氏名、連絡先等を交換するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

平成 26 年３月 11 日

甲　大館市
大館市建設業協会
会　長　　丸　山　満　夫

乙　大館市根下戸新町１番７０号
　　大館警察署
　　署　長　　畠　山　秀　一

丙　大館市根下戸新町１番１号
　　大館市消防本部
　　消防長　　渡　部　　明

（６）秋田県自動車整備振興会大館北秋田支部との災害時の相互協力に関する協定書

大館市（以下、「甲」という。）と秋田県自動車整備振興会大館北秋田支部（以下、「乙」という。）は、地震、風水害とその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における応急対策への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大館市内で災害が発生した場合において、甲の依頼に基づき、乙が甲に対して行う応急対策への協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力）

第２条　甲は、災害時において、次項に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対して応急対策への協力の依頼をするものとする。

２　甲は、乙に対し応急対策への協力を依頼する場合は、必要事項を明示した依頼書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話をもって依頼し、その後速やかに依頼書を送付するものとする。

３　乙は、前項の規定により甲からの応急対策の協力依頼を受けたときは、業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（業務内容）

第３条　この協定により、甲が乙に対し協力を依頼する業務は、次のとおりとする。

（１）道路交通確保のための障害物等の除去

（２）被災者の救援、緊急自動車等の整備等の応急対策業務

（３）乙の会員が保有する応急活動用資機材の提供

（４）その他甲が必要と認める業務

（応急対策の実施）

第４条　乙は、甲の協力依頼により応急対策を実施する場所に出動したときは、甲の現場担当者の指示に従い協力するものとする。ただし、その指示を受けられないときは、乙が自ら協力依頼事項に基づいて応急対策を実施するものとする。

２　甲は、協力依頼に当たり、乙が業務を的確かつ安全に実施するための情報の提供に努めるものとする。

３　乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

４　乙は、甲の協力依頼に基づき、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかにその活動状況について報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　この協定に基づく協力業務に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

２　緊急自動車等の整備に要した費用は、甲が負担するものとする。

３　甲の指示により、乙が保有する資機材以外の資機材を調達した場合は、それに要した費用は甲の負担とする。

（請求及び支払）

第６条　乙は、前条の規定により、資機材等に要した費用等が確定したときは、

経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、災害による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。
（損害補償）
第７条　甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合及び乙の機材が活動中に破損等した場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）等の適用がある場合を除き、双方協議の上、甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。
（損害賠償責任）
第８条　乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする
（名簿等の提出）
第９条　甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について報告を求めることができるものとする。
（防災訓練等への協力）
第 10 条　乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、大館市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
２　平常時において、乙及び乙の会員は、地域で行われる防災訓練等にできる限り協力し、地域の防災力の強化に協力するものとする。
（連絡責任者）
第 11 条　甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者等を定めて相手方に報告（様式第３号）し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。
２　前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。
３　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に行うため、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。
（有効期間）
第 12 条　この協定は、協定締結から効力を有するものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。
（協議）
第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その１通を保存する。

平成 26 年 11 月 10 日

甲　　大館市字中城 20 番地
　　大　館　市　長

乙　　秋田県大館市立花字山田渡 212 番地 1
　　秋田県自動車整備振興会
　　大館北秋田支部長

様式第１号（第２条関係）

災害時応急活動協力依頼書

秋田県自動車整備振興会大館北秋田支部長　様

大館市総務部危機管理課
発信者
ＴＥＬ　０１８６－４３－７１００
ＦＡＸ　０１８６－４９－１１９８

災害時における応急対策への協力に関する協定書に基づき、次のとおり協力を要請します。

１．協力依頼事項

□　道路交通確保のための障害物等の除去
□　被災者の救援、緊急自動車等の整備等の応急対策業務
□　支部の会員が保有する応急活動用資機材の提供
□　その他

（　　）

２．依頼内容

活動日時	活動場所	活動内容

３．その他

様式第２号（第４条関係）

災害時応急活動協力状況報告者

大館市長　様

秋田県自動車整備振興会大館北秋田支部長

災害時における応急対策への協力に関する協定書に基づき、次のとおり業務を遂行したので報告する。

１．協力した事項

□　道路交通確保のための障害物等の除去

□　被災者の救援、緊急自動車等の整備等の応急対策業務

□　支部の会員が保有する応急活動用資機材の提供

□　その他

（　　）

２．協力内容

活動日時	活動場所	活動内容（使用資機材含む）

３．立会い確認者名

（ 市 ）

（支部）

４．その他（撤去物等が発生した場合の搬送先等）

様式第３号（第 11 条関係）

担当者連絡票

【　　年　　月　　日】

<table>
<tr><td>団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">連絡担当者</td><td>責任者</td><td>職名</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当者</td><td>職名</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td>職名</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="8">連絡先</td><td rowspan="2">勤務時間内</td><td colspan="2">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＦＡＸ</td></tr>
<tr><td rowspan="6">勤務時間外</td><td rowspan="2">責任者</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td>ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当者</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td>ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">担当者</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td>ＴＥＬ</td></tr>
</table>

※人事異動等により担当者に変更が生じた場合は、速やかに報告をお願いします。

３　その他の協定書等

（１）秋田県広域消防相互応援協定書

（目的等）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条第２項の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処することを目的とする。

２　平成６年 12 月１日付けで締結した秋田県広域消防相互応援協定は、廃止する。

（大規模災害等）

第２条　この協定において、「大規模災害等」とは次の各号に掲げるもののうち応援活動（市町等の消防隊、救助隊及び救急隊が自らまたは資機材を利用して行う応援の活動をいう。以下同じ。）を必要とするものをいう。

（１）大規模災害林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

（２）地震、風水害その他大規模な自然災害

（３）航空機事故、列車事故等で、大規模または特殊なもの

（４）毒性物質、生物剤または放射性物質に係る事故による災害

（５）前各号に掲げるもの以外の大規模もしくは特殊な災害または事故

（代表消防機関及び代行消防機関の設置）

第３条　この協定による総合の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関を置く。

２　前項の代表消防機関は、秋田県消防長会会長の所属する消防機関とする。

３　代表消防機関に事故がある場合は、当該機関の機能を代行するため代行消防機関を置く

４　前項の代行消防機関は、秋田県消防長会副会長の所属する消防機関とする。

（応援隊等の整備）

第４条　市町等は、第２条に規定する大規模災害等が発生した場合において行われる応援活動の要請（以下、「応援要請」という。）に備え、応援活動のための出動が可能な消防隊、救助隊及び救急隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材を整備しておくものとする。

（応援要請の方法）

第５条　応援要請は、大規模災害等が発生した市町等（以下「要請側」という。）の長または消防長から、他の市町等（以下「応援側」という。）の長または消防長に対し、応援活動に必要な事項を明確にして行うものとする。

２　前項の応援要請は､災害発生時においては電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、遅滞なくその内容を書面にするものとする。

３　要請側の長または消防長は、応援要請の内容について、速やかに代表消防機関を経由し、秋田県知事に通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第６条　前条第１項の規定により応援要請を受けた応援側の長または消防長は、応援隊を派遣するものとする。

２　応援隊の派遣を決定したとき、または特別な事情により派遣し難いときは、応援側の長または消防長は、その旨を速やかに代表消防機関を経由し要請側の長または消防長に通知するとともに、秋田県知事に通報するものとする。

（応援の中断）

第７条　応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別の事情が生じた場合においては、応援側の長または消防長は、要請側の長または消防長と協議の上、応援活動を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊は、法第 47 条第１項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第９条　応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

（１）応援側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

ア　旅費及び出動手当等の人件費

イ　公務災害補償に要する経費

ウ　車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）

エ　車両及び機械器具の修理費

オ　要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

（２）要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

ア　応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ　宿泊費及び食糧費

ウ　応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意または重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）

エ　化学消火薬剤等の資機材費

（３）前２号に掲げる費用以外の費用については、当該大規模災害等に関係する市町等相互がそのつど協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第 10 条　この協定は、この協定締結の日から発効する。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、そのつど、市町等相互が協議の上、決定するものとする。

（委任）

第 12 条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書 13 通を作成し、市町等において各１通を保有するものとする。

平成 22 年 12 月 22 日

秋　田　市
　　市　　長　　穂　積　　志
横　手　市
　　市　　長　　五十嵐　忠　悦
大　館　市
　　市　　長　　小　畑　　元
由利本荘市
　　市　　長　　長谷部　　誠
北　秋　田　市

市　　長　　津　谷　永　光
に　か　ほ　市
市　　長　　横　山　忠　長
五　城　目　町
町　　長　　渡　邉　彦兵衛
湯沢雄勝広域市町村圏組合
管　理　者　　齊　藤　光　喜
能代山本広域市町村圏組合
理事会代表理事　齊　藤　滋　宣
大曲仙北広域市町村圏組合
管　理　者　　栗　林　次　美
鹿角広域行政組合
管　理　者　　児　玉　　一
男鹿地区消防一部事務組合
管　理　者　　渡　部　幸　男
湖東地区行政一部事務組合
管　理　者　　齊　藤　正　寧

（２）大館能代空港における航空機事故に対する消火救護活動に関する協定

秋田県と鹿角広域行政組合、大館周辺広域市町村圏組合、鷹巣阿仁広域市町村圏組合、二ツ井町藤里町消防一部事務組合、能代地区消防一部事務組合、山本南部地区消防一部事務組合及び五城目町は、大館能代空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災、もしくは空港におけるその他の火災、またはそれらの発生の恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、秋田県大館能代空港管理事務所（以下「甲」という。）と鹿角広域行政組合、大館周辺広域市町村圏組合、鷹巣阿仁広域市町村圏組合、二ツ井町藤里町消防一部事務組合、能代地区消防一部事務組合、山本南部地区消防一部事務組合及び五城目町の各消防機関（以下「乙」という。）が緊密な協力の下に一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（出動要請）

第２条　緊急事態が発生した場合または発生の恐れがある場合において、甲の出動要請があったときは、乙は速やかに消防隊及び緊急隊を出動させるものとする。

２　前項の出動要請は、電話その他の方法により、次の事項を明確にして行う。

（１）災害の種類

（２）当該航空機の種類及び搭乗員

（３）災害発生の場所及び時刻

（４）消防隊及び救急隊の到着すべき場所

（５）その他必要の事項

（費用の負担）

第３条　消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（事故調査に対する協力）

第４条　甲及び乙は消火救難業務を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他事故の原因調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（訓練）

第５条　甲及び乙は、両者協議のもとに立案計画して緊急事態における消火救難に関する総合訓練を定期的に実施するものとする。

（資料の交換）

第６条　甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定に定めるもののほか、大館能代空港における消火救難業務に関し必要事項は、甲及び乙が協議して定める。

附　則

本協定の発行は平成 10 年 7 月 18 日とする。

平成 10 年 7 月 16 日

秋　田　県　知　事	寺田　典城
鹿角広域行政組合管理者職務代行者	
鹿角広域行政組合副管理者	佐藤　秀朗
大館周辺広域市町村圏組合管理者	小畑　　元
鷹巣阿仁広域市町村圏組合管理者	松橋　久太郎
二ツ井町藤里町消防一部事務組合管理者	丸岡　一直
能代地区消防一部事務組合管理者	宮腰　洋逸
山本郡南部地区消防一部事務組合管理者	石井　洋佑
五　城　目　町　町　長	佐藤　邦夫

（３）救急業務相互応援協定書

（目的）
第１条　この協定は､消防組織法第 21 条の規定に基づき弘前地区消防事務組合と大館周辺広域市町村圏組合相互間の救急業務にかかわる相互応援協定について定めるものとする。
（応援区域及び活動）
第２条　この協定は、秋田県と青森県の境界周辺において救急事態が発生し、救急隊の出動を必要とする場合、または救急患者の家族、もしくは現場付近の住民等からの要請を受けた場合とする。この場合の応援の数等については応援側において決定するものとする。
（搬送先）
第３条　前条により出動した応援隊は、両県を問わず速やかに最寄りの医療機関に搬送しなければならない。ただし、患者により特に搬送先の要請があった場合は、これに従っても差し支えないものとする。
（指揮）
第４条　救急隊は、応援区域内においては、すべて被応援側の指揮の元に行動するものとする。
（通報連絡）
第５条　救急出動した際に患者の傷病の程度により搬送途中で移乗するか、または現状のままで当該医療機関へ先導するかは相互において電話連絡し、各自の無線で相互の救急車に連絡するものとする。ただし、そのいとまのない場合は合流地点において相互の救急隊長の協議により処理するものとする。
（応援に要する経費負担）
第６条　応援のため要した諸経費及び事故により生じた経費については応援側の負担とする。ただし、応援が長期にわたり、食料等に要する費用については被応援側の負担とする。
（特殊事項の協議）
第７条　この協定に定めるもののほか、特に必要な事項が生じた場合は、そのつど両者協議のうえ、別に定めるものとする。
（協定書の保有）
第８条　この協定を証するため本書二通を作成し、両者記名押印のうえ、各一通を保有するものとする。

附　則
１　この協定は昭和 52 年 10 月 1 日締結し、即日施行するものとする。

昭和 52 年 9 月 30 日

弘前地区消防事務組合
管理者　　福 士　文 知

大館周辺広域市町村圏組合
管理者　　石 川　芳 男

（４）秋田自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、大館市と鹿角広域行政組合（以下「協定市等」という。）は、秋田自動車道の大館北インターチェンジから小坂北インターチェンジまでの区間（以下「相互応援区間」という。）における消防の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、相互応援区間において、火災、救急事故、救助事故及びその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市等が相互に災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。
（応援要請による派遣）
第２条　協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があった場合は、消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）を災害等の現場へ派遣するものとする。
（出動消防隊等）
第３条　この協定により出動する消防隊等は、常備消防機関の消防隊等とする。
（担当区間）
第４条　協定市等の担当区間は、それぞれの行政区域とする。
（応援に要した経費等の負担）
第５条　応援に要した経費等の負担は、次のとおりとする。
（１）応援のために要した経費及び事故により生じた経費は、応援要請を受けた協定市等の負担とする。ただし、前記以外の経費は、応援要請を行った協定市等の負担とする。
（２）応援要請を受けた協定市等の隊員が受けた損害の補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）によるものとする。
（３）応援要請を受けた協定市等の隊員が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険によるものとし、その範囲を越えるもの及びその他の損害（故意または重大な過失に基づく損害賠償費等）については、応援要請を行った協定市等と協議のうえ決定するものとする。
（委任）
第６条　この協定の業務実施に関し必要な事項は、協定市等の消防長が協議のうえ定める。
（施行期日）
第７条　この協定は、相互応援区間供用開始の平成 25 年 11 月 30 日から施行する。

この協定の成立を証するため本協定書２通を作成し、記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成 25 年 11 月 19 日

大館市字中城２０番地
大　館　市　長　　小　畑　　元

鹿角市花輪字荒田１番地１
鹿角広域行政組合管理者　児　玉　　一

覚　書

大館市と鹿角広域行政組合（以下「協定市等」という。）との間に締結した、秋田自動車道の大館北インターチェンジから小坂北インターチェンジまでの区間（以下「相互応援区間」という。）における、秋田自動車道（大館北ＩＣから小坂北ＩＣ）消防相互応援協定書第６条に基づき、業務実施に必要な事項に関し、覚書を締結する。

（消防、救急及び救助業務の適用範囲）

第１条　消防、救急及び救助業務の適用範囲は、相互応援区間内で次に掲げる部分において発生した火災、救急事故、救助事故及びその他の災害（以下「災害等」という。）とする。

（１）車両通行路部分

（２）インターチェンジ部分

（３）車両通行路の築堤部分

（４）その他前各号に準じる部分

（災害等出動手続）

第２条　相互応援区間における災害等の出動手続は、次の各号による。

（１）災害の通報を受けた協定市等の消防長は、ただちに所要の消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるとともに、関係消防長に通報するものとする。

（２）協定市等の消防長は、当該災害を自己の消防機関のみで対応できない場合は、関係消防長に対し応援を要請するものとする。

（３）前号の要請を受けた消防長は、内容に応じ所要の消防隊等を出動させるものとする。

（指揮）

第３条　応援要請を受けた協定市等の消防隊等は、応援要請を行った協定市等の現場にある最高指揮者の指揮に従うものとする。

（現場活動の原則）

第４条　消防隊等が現場活動を行うにあたり、相互応援区間上の消防隊等が主体となって活動するものとし、他の消防隊等はそれを支援するものとする。

（災害等の事務処理）

第５条　災害等の事務処理は、災害発生行政区域の協定市等の消防長が行うものとする。

２　前項の事務処理を行う場合において、協定市等の消防長は、行政区域外の災害事務処理について調査協力するものとする。

（無線の運用）

第６条　無線の運用は、共通波をもって行う。

（消防隊等の留意事項）

第７条　消防隊等は、現場活動に際して次の各号に留意しなければならない。

（１）警察官が行う交通規制状況の確認

（２）隊員の安全管理

（３）警察官、国土交通省職員及び東日本高速道路職員との緊密な連絡

（協議）

第８条　この覚書に定めない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市等の消防長が協議して定める。

（施行期日）

第９条　この覚書は、相互応援区間供用開始の平成 25 年 11 月 30 日から施行する。

この覚書の成立を証するため本覚書２通を作成し、消防長が記名押印のうえそれぞれ各自１通を保有する。

平成 25 年 11 月 19 日

大　館　市　消　防　長　　渡　部　　明

鹿角広域行政組合消防長　　熊　谷　純　二

（５）自衛隊への災害派遣要請

1　救援活動の内容（防衛省防災業務計画より抜すい）

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況の他都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

①　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

②　避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

③　遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

④　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

⑤　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑥　道路または水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開、または除去にあたる。

⑦　応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑧　人員及び物資等の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員の予備救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑨　炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

⑩　救援物資の無償貸付または譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する総理府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、または譲与する。

⑪　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物危険物の保安措置及び除去を実施する。

⑫　その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2　災害派遣要請文書の様式

第　　号
年　月　日

秋　田　県　知　事　様

大館市長　　㊞

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法83条の規定による自衛隊の派遣を次のとおり依頼します。

１．災害の状況及び派遣要請の理由
（１）災害の種類　　水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、航空機救難、船舶救難、その他
（２）災害発生時の日時　　年　　月　　日
（３）場　所　　県　　市　　町
（４）被害状況
（５）要請する理由

２．派遣を必要とする期間　　自　　年　　月　　日　　時　　分
至　　年　　月　　日　　時　　分

３．派遣を希望する区域及び活動内容
（１）派遣を希望する区域　　県　　市
（２）派遣内容

４．その他参考事項（判明している事項でよい）
（１）現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況
（２）派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況
（３）現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

3　自衛隊が保有する航空機の諸元及び性能

区　分		陸上自衛隊		航空自衛隊（秋田救難隊）		
		OH－6J 観　測	UH－ 1J 多用 途	CH－47 輸送	U－125A 捜索機	UH－60J 救助機
乗員		1（P）2 人	2（P）11 人	2（P）55 人 整備員×1 人	2（P）9 人	2（P）14 人
機体	全　　幅	8.03m	14.69m	16.26m	15.66m	5.41m
	全　　長	9.24m	17.44m	30.18m	15.60m	19.76m
	全　　高	2.71m	3.97m	5.69m	5.36m	3.76m
	ローター直径	8.03m	14.69m	18.29m	－	16.36m
最大全備重量			1,157kg	1,760kg	22,680kg	12,700kg
最大速度			243km/h	240km/h	274km/h	845km/h
航続距離			515km	439km	474km	4,450km
実用上昇限度			4,389m	約 5,300m	2,674m	13,100m
備　　考		1　本表の諸元はおおむね実用諸元である。 2　ヘリコプターの性能は、気象、地形等の相互関係によって相当の変化がある。 3　陸上自衛隊が所有する航空機については、県内所在部隊には装備されてない。				

４　調達に関する協定書

災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書

大館市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県ＬＰガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に係る支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大館市内において大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務等に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合等において、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その調達について協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

（手続き）

第３条　甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、必要事項を明示した要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

２　乙または乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

３　乙は、事前に乙の会員の液化石油ガス及び応急対策用資機材等の輸送に係る緊急通行車両を把握するとともに、当該届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両等事前届出済証を取得しておくものとする。

（費用負担）

第４条　乙または乙に加盟する会員が液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示または同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、平常時における適正な価格（運賃含む。）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第５条　乙または乙に加盟する会員は、第２条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめのうえ、報告書（様式第２号）を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（事故報告）

第６条　乙または乙に加盟する会員は、第２条の規定による液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

（情報収集、周知及び報告）

第７条　甲は、災害に関する被害状況等を収集し、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供するものとする。

２　乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力するものとする。

３　甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めるときは、乙に対し、乙または乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス

及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

（連絡窓口）

第８条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理課、乙においては秋田県ＬＰガス協会事務局とする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定締結から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合については、そのつど甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その１通を保存する。

平成 26 年８月８日

甲　秋田県大館市字中城 20 番地
　　大　　館　　市　　長

乙　秋田県秋田市山王三丁目１番７号
　　一般社団法人
　　秋田県ＬＰガス協会　会長

様式第１号（第３条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する要請書

年　　月　　日

一般社団法人秋田県ＬＰガス協会長　様

大館市長

「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第３条に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　災害の状況及び要請理由

２　調達を要請する液化石油ガス及び応急対策用資機材

必要とする日時	必要とする場所	要請品名	数　量
月　日　時頃			

３　その他

様式第２号（第５条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書

年　　月　　日

大館市長　様

一般社団法人秋田県ＬＰガス協会長

下記のとおり要請を受けた事項を調達しましたので、「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第５条に基づき、報告します。

記

１　報告事項

（１）調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

（２）調達を実施した日時及び場所

（３）立会い確認者名

（市）

（協会）

２　その他

５　施設復旧に関する協定書

（１）災害等における水道施設等復旧応援に関する協定書

大館市（以下「甲」という。）と大館管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大館市内で地震、風水害等による大規模な災害または大規模な事故により水道施設等の被害が発生した場合、円滑かつ迅速な応急給水及び応急復旧活動を実施するため、甲が乙に対し復旧応援を求めるに当たっての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合、速やかに必要な応援を行うものとする。

（復旧応援の種類）

第３条　甲が乙に対し、要請できる復旧応援の種類は次のとおりとする。

（１）　避難場所及び指定給水箇所での応急給水に必要な人員の派遣

（２）　被害を受けた配水管、給水管等の応急復旧に必要な人員の派遣

（３）　応急給水及び応急復旧に必要な車両、資機材、物資等の提供

（４）　前各号に定めるもののほか、甲が特に必要であると認めるもの

（要請に関する手続）

第４条　甲は、復旧応援の要請に当たっては、必要と認める事項について文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

２　甲は、前項ただし書きにより連絡した場合においては、その後速やかに同項の文書を乙に提出しなければならない。

３　乙は、甲が求める復旧応援を実施したときには、その報告書を速やかに甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第５条　乙が実施した復旧応援活動に要した工事費等の経費は、甲が負担する。

２　工事費等の経費は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（連絡担当）

第６条　甲と乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当者を定め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を交換するものとする。

（協定の有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、締結の日から平成 24 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の１カ月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がない場合には、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成 23 年 4 月 1 日

甲　秋田県大館市字中城 20 番地
　　大館市長　小　畑　　元

乙　秋田県大館市釈迦内字家後 29 番地 13
　　大館市管工事業協同組合
　　理事長　　巽　　弘

（２）東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定（案）

（趣旨）

第１条　この協定は、東北地域の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独力では緊急の復旧対応が困難な場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事業者）

第２条　前条に規定する協定事業者は次のとおりとする。

圏域	協定事業者
青森県	青森県
岩手県	岩手県
	一関市
宮城県	宮城県
	村田町
秋田県	秋田県
	大館市
山形県	山形県
	東根市
	小国町
福島県	福島県
	郡山市
	白河市
	南相馬市
	西郷村
	双葉地方水道企業団

（応援体制の整備）

第３条　東北地域に及ぶ地震等の大規模な災害が発生した場合、被災しなかった協定事業者（以下、「応援事業者」という。）は、応援の要請に備え、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

（応援主管事業者及び応援副主管事業者）

第４条　応援活動を迅速かつ円滑に遂行するため、主たる応援事業者（以下、「応援主管事業者」という。）及び、応援主管事業者が被災した場合に代わってその業務を遂行する応援事業者（以下、「応援副主管事業者」という。）を実施細則により定める。

（応援の要請等）

第５条　被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、実施細則に定めるところにより、応援を要請するものとする。

２　前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、現地に赴き速やかに応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。ただし、現地に赴かずとも業務が遂行できる場合はこの限りではない。

３　通信途絶等により被災事業者から第１項の規定に基づく要請がない場合には、応援主管事業者は応援事業者と連携し、被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行うものとする。

４　前項の情報から被害が甚大であると判断され、かつ被災事業者との連絡ができない場合には、応援主管事業者及び応援事業者は、自主的に応援活動を実施するものとする。
５　前項の応援活動は、被災事業者から第１項の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。
（応援活動の内容）
第６条　応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。
（１）　職員の派遣
（２）　物資及び資材の提供
（３）　その他被災事業者からの要請のあった事項
（物資等の携行）
第７条　応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、実施細則に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。
（情報の交換）
第８条　協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、実施細則に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。
（経費の負担）
第９条　応援活動に要した経費は、実施細則に定めるところにより原則として被災事業者の負担とする。
２　応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の移動途中において生じたものについては応援事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。
３　被災事業者が第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。
４　応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。
（公務災害補償に関する請求手続き）
第10条　応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続きは、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。
（関係機関等との連携）
第11条　この協定に基づく応援活動を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。
（連絡会議の開催等）
第12条　協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年１回以上定期または随時に連絡会議を開催するものとする。
（訓練）
第13条　協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。
（他の協定との関係）
第14条　この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災

害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第 15 条　この協定の実施に関し必要な細則事項は、実施細則に定めるものとする。

２　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

（施行期日）

第 16 条　この協定は、平成 25 年４月１日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この本書 16 通を作成し、関係者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成 25 年３月 27 日

青森県知事	三村　申吾	印
岩手県企業局長	青木　俊明	印
一関市長	勝部　　修	印
宮城県公営企業管理者	伊藤　直司	印
村田町長	佐藤　英雄	印
秋田県知事	佐竹　敬久	印
大館市長	小畑　　元	印
山形県企業管理者	小松喜巳男	印
東根市長	土田　正剛	印
小国町長	盛田　信明	印
福島県知事	佐藤　雄平	印
郡山市水道事業管理者	降矢　正一	印
白河市長	鈴木　和夫	印
南相馬市長	桜井　勝延	印
西郷村長	佐藤　正博	印
双葉地方水道企業団企業長	遠藤　勝也	印

（３）災害時における電気設備等復旧応援に関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、地震、風水害等の災害により大館市内で電気設備等の被害が発生した場合、円滑かつ迅速な応急電気供給及び応急復旧活動を実施するため、大館市（以下「甲」という。）が北鹿電気工事業協同組合（以下「乙」という。）に復旧応援を求めるに当たっての必要な事項を定めるものとする。
（復旧応援要請）
第２条　復旧応援の要請は、甲が乙に対して行ったときをもって発動する。
２　乙は、甲から前項の要請があった場合、速やかに必要な応援を行うものとする。
（協力を求める復旧応援の内容）
第３条　甲が乙に対し、協力を求める復旧応援の内容は次のとおりとする。
（１）　被災状況の調査報告
（２）　避難場所等での応急電気供給等に必要な人員の派遣
（３）　被災を受けた電気設備等の応急復旧に必要な人員の派遣
（４）　応急復旧に必要な車両、資機材及び物資等の提供
（５）　前各号に定めるもののほか、甲が特に必要であると認める協力
（復旧応援の実施手続き）
第４条　甲は、復旧応援の要請に当たっては、期間、地域、人数その他の必要と認める事項について文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。
２　甲は、前項ただし書きにより連絡した場合においては、その後速やかに同項の文書を乙に提出しなければならない。
３　乙は、第１項の要請があったときは、復旧応援の実施地域ごとに、復旧応援を実施する組合員を甲に通知するものとする。
４　乙は、甲が求める復旧応援を実施したときには、その報告書を速やかに甲に提出するものとする。
（活動経費）
第５条　乙が実施した復旧応援に要した工事費等の経費は、甲が負担する。
２　工事費等の経費は、災害発生時直前における適正な価格とする。
（連絡担当）
第６条　甲と乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を交換するものとする。
（協定の有効期間）
第７条　この協定の有効期間は、締結の日から平成 24 年３月 31 日とする。
ただし、有効期間満了の１カ月前までに甲または乙からの書面による解約の申し出がない場合には、さらに１年間延長されるものとし、以後この例による。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 23 年 10 月 24 日

甲　秋田県大館市字中城 20 番地
　　大　館　市　長　　小　畑　　元

乙　秋田県秋田市山王三丁目１番７号
　　北鹿電気工事業協同組合
　　理　事　長　　川　井　隆　治

６　県、市町村及び国土交通省保有の建設機械等

①県保有分

（平成 26 年 2 月現在）

区分	ロータリー除雪車	除雪トラック	除雪グレーダー	除雪ドーザー	小型除雪車	凍結防止剤散布機	計
鹿角	6	2	6	9	4	4	31
北秋田	6	2	9	6	5	6	34
山本	3	3	4	3	7	5	25
秋田	3	4	11	4	10	9	40
由利	5	4	9	2	14	7	41
仙北	10	4	11	9	8	8	50
平鹿	10	3	12	3	7	4	39
雄勝	9	1	11	4	8	5	38
合計	52	23	73	40	63	48	299

②市町村保有分

（平成 26 年 2 月現在）

区　分	ロータリー除雪車	除雪トラック	除雪グレーダー	除雪ドーザー	小型除雪車	凍結防止剤散布機	その他	計
秋　田　市	2	2	6	4	4	6	0	24
能　代　市	1	0	1	3	1	0	0	6
横　手　市	9	0	8	35	9	1	0	62
大　館　市	4	1	4	10	1	2	0	22
男　鹿　市	0	0	1	5	0	2	0	8
湯　沢　市	4	0	2	22	2	1	0	31
鹿　角　市	1	1	2	6	0	2	0	12
由利本荘市	10	2	5	32	7	3	0	59
潟　上　市	0	0	0	5	0	0	0	5
大　仙　市	10	3	5	26	6	1	0	51

北秋田市	7	2	2	15	3	3	0	32
にかほ市	2	0	0	7	4	0	0	13
仙 北 市	5	1	2	13	1	2	0	24
小 坂 町	0	0	0	4	1	1	0	6
上小阿仁村	1	0	0	3	1	0	0	5
藤 里 町	2	0	0	5	1	0	0	8
三 種 町	2	0	3	6	0	0	0	10
八 峰 町	3	0	0	6	2	1	0	9
五城目町	0	0	1	3	1	0	0	4
八郎潟町	0	0	0	2	0	0	0	2
井 川 町	0	0	0	0	0	0	0	0
大 潟 村	1	1	0	0	0	0	0	2
美 郷 町	4	1	2	10	3	0	0	20
羽 後 町	1	0	0	9	1	1	1	13
東成瀬村	2	0	0	3	0	1	0	6
合 計	71	14	43	230	48	27	1	434

7　広域防災拠点施設

①集結場所・ベースキャンプ

<table>
<tr><th rowspan="2">施設の名称</th><th rowspan="2">所在地
（全体面積㎡）</th><th>使用可能施設</th><th rowspan="2">駐車可能
台数</th><th rowspan="2">上水道の
有無</th><th rowspan="2">トイレの有無</th><th>所有者
／電話番号</th></tr>
<tr><th>名　称
（面積㎡）</th><th>管理者
／電話番号</th></tr>
<tr><td rowspan="3">長根山
運動公園</td><td rowspan="3">大館市字東台地内
（180,000）</td><td>陸上競技場
（23,410）</td><td>－</td><td rowspan="3">有</td><td rowspan="3">有</td><td rowspan="2">大館市教育委員会スポーツ振興室
／
0186-43-7136</td></tr>
<tr><td>野球場
（12,544）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>駐車場
（13,000）</td><td>500</td><td>(一財)大館市体育協会
／
0186-43-7136</td></tr>
<tr><td rowspan="2">長木川
河川緑地</td><td rowspan="2">大館市片山字中道ほか
（138,990）</td><td>多目的芝生広場
（6,700）</td><td>－</td><td rowspan="2">有</td><td rowspan="2">有</td><td>大館市建設部都市計画課
／
0186-43-7082</td></tr>
<tr><td>駐車場
（1,580）</td><td>120</td><td>同　上</td></tr>
</table>

②一次物資集積拠点

施設の名称	大館樹海ドーム
所在地	大館市上代野字稲荷台 1-1
所有者／連絡先	秋田県スポーツ振興課／TEL 018-860-1239 FAX 018-860-3876
使用者／連絡先	大館市教育委員会教育総務課 ／TEL 0186-43-7111 FAX 0186-54-6100
管理者／連絡先	(一財)大館市文教振興事業団 ／TEL 0186-45-2500 FAX 0186-45-2220
施設面積（㎡）	建築面積：21,914 ㎡　グラウンド面積：12,915 ㎡
駐車場の規模	1,060 台程度〔冬季平常除雪時は 555 台程度〕

③市内広域防災拠点施設の位置

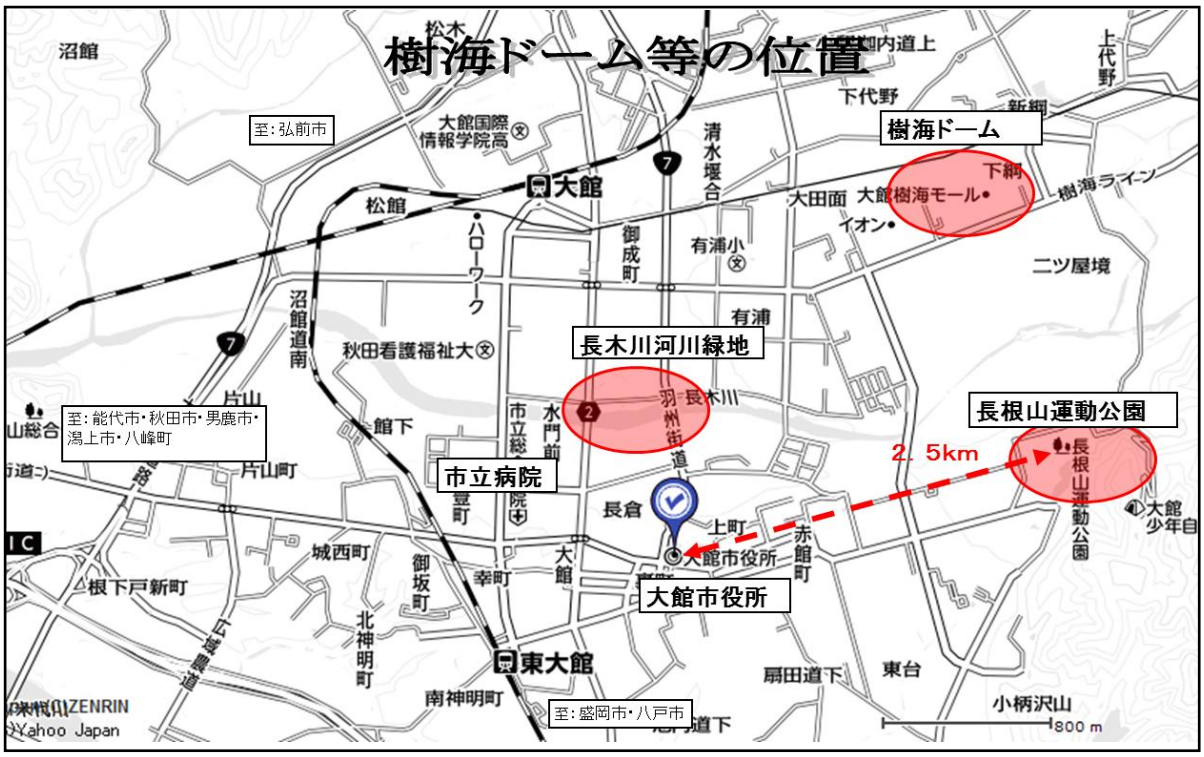

④各施設レイアウト

ア　長根山運動公園

イ　長木川河川緑地

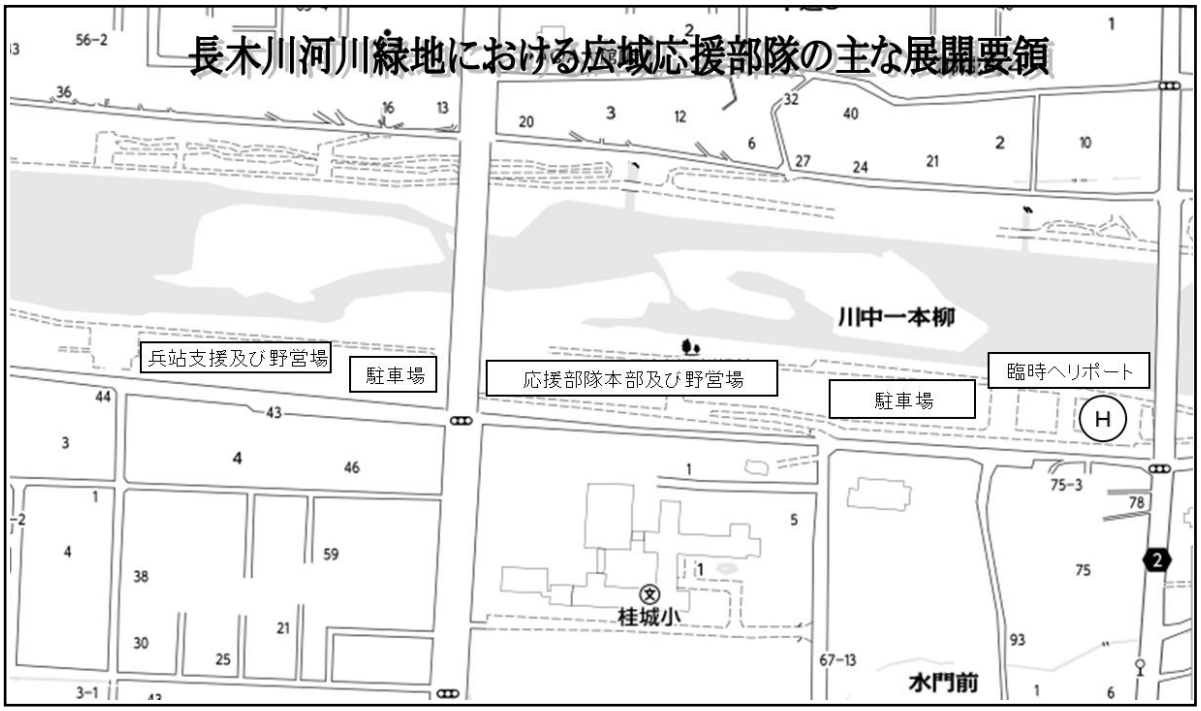

ウ　大館樹海ドーム

⑤広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）

設置場所	所在地	設置形態	設置者
大館能代空港	北秋田市脇神字からむし台 21-144	広域医療搬送実施時随時	秋田県健康福祉部医務薬事課 （秋田県災害医療対策本部） TEL 018-860-1402
秋田空港	秋田市雄和椿川字山籠 49	広域医療搬送実施時随時	秋田県健康福祉部医務薬事課 （秋田県災害医療対策本部） TEL 018-860-1402

⑥広域防災拠点と救急医療本部等との位置

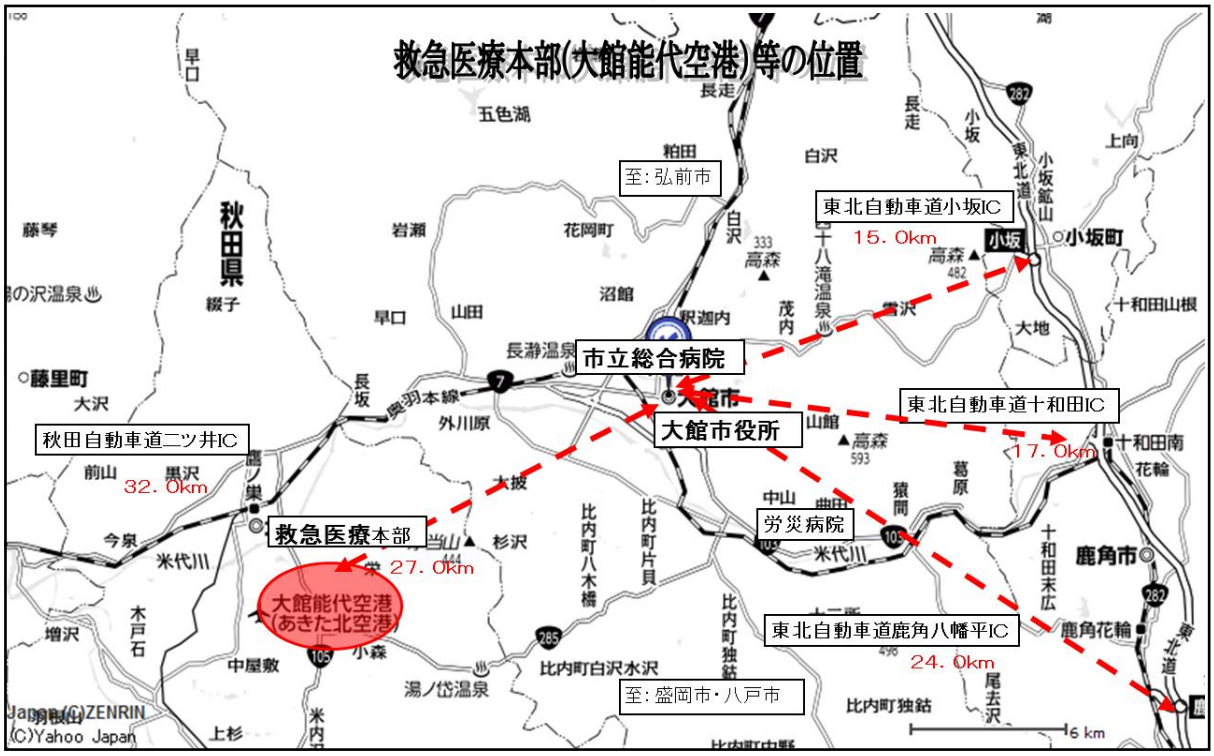

8　遺体の捜索、処理、埋葬に関する資料

（１）火葬場、葬祭業一覧表

名　称	所　在　地	TEL	FAX	備考
大館市斎場	大館市字小柄沢山1-1	49-1342		
北秋田市鷹巣斎場	北秋田市綴子字作坂304-2	0186 62-0886		
北秋田市清華苑	〃　米内沢字長下1-4	0186 72-4263		
藤里町斎場	藤里町矢坂字釜の沢岱11	0185 79-1060		
能代市斎場	能代市萩の台10-7	0185 52-4551		
鹿角斎場	鹿角市花輪字牛沢1-19	0186 23-4697		
石田精光舎	大館市字新町17	42-0339	42-0316	
大館葬儀杜	〃　有浦三丁目1-46	42-0841	49-4745	
ひない葬儀舎	〃　比内町扇田字南扇田107	55-0187	55-3113	
金沢葬儀店大館店	〃　片山町三丁目1-11	43-9935	43-9935	
大館典礼会館セレモ	〃　中道三丁目1-54	44-5520		
ジェイエイ大館 葬祭センター	〃　根下戸新町10-15	42-9997	42-9954	
セレモニー鳳凰	〃　中神明町2-23	43-6555	43-6556	

（２）大館地域寺院

名　称	所　在　地	TEL	備考
浄應寺	大館市字大館5	42-1405	
宗福寺	〃　豊町1-4	42-0467	
玉林寺	〃　字大館24	49-2267	
蓮荘寺	〃　字大館137	42-1009	
一心院	〃　字谷地町後96	42-4175	
遍照院	〃　字上町6	42-3178	
玉円寺	〃　字相染沢中岱14	42-4179	
弘法寺	〃　字観音堂365	42-4949	
実相寺	〃　釈迦内字釈迦内78	48-2242	
法種院	〃　釈迦内字塚ノ台4-1	48-6616	
温泉寺	〃　二井田字贄ノ里33	49-5504	
本宮寺	〃　本宮字熊ノ下14	49-5173	
源守院	〃　出川字上野30-1	49-6957	

信正寺	〃　花岡町字七ツ館25	46-1324	
安立寺	〃　花岡町字猫鼻74	46-1104	
蓮隆寺	〃　十二所字田町45-1	52-2299	
長興寺	〃　十二所字十二所町255	52-2025	

（３）比内地域寺院

名　　称	所　在　地	TEL	備考
寂光院	大館市比内町扇田字南扇田87	55-0672	
正覚寺	〃　比内町扇田字南扇田66	55-1144	
寿仙寺	〃　比内町扇田字南扇田79	55-2211	
徳栄寺	〃　比内町扇田字南扇田94	55-0793	
長泉寺	〃　比内町扇田字南扇田13	55-0434	
宝田寺	〃　比内町達子字家後67	55-3208	
養牛寺	〃　比内町笹館字笹館185	55-0387	
宝泉寺	〃　比内町八木橋字八木橋103	55-0812	
立昌寺	〃　比内町独鈷字独鈷67	56-2313	
全應寺	〃　比内町中野字中野72	56-2325	

（４）田代地域寺院

名　　称	所　在　地	TEL	備考
洞雲寺	大館市山田字山田124	54-2487	
観音寺	〃　早口字堤沢65-10	54-2241	

第９　雪対策に関する資料

１　大館市除雪計画

１　目的

冬季における市民の生活安定と地域の経済活動の推進を図るため、道路交通の確保を目的とする。

２　除雪基本方針

（１）道路パトロールにより路面状況を的確に把握し、出動基準に基づき、円滑な道路交通の確保に努めます。

（２）交差点周辺は、歩行者及び車両の見通しが悪くならないよう、また、段差やわだちが生じないような除雪に努めます。

（３）急な坂道や主要な交差点及び橋梁等の路面凍結による危険箇所については、凍結抑制剤を散布し、交通安全確保に努めます。

（４）歩道や、通学路の除排雪を優先して行い、安全な歩行者空間の確保に努めます。

（５）除雪による路肩への堆積状況を的確に把握し、交通障害を防ぐため、拡幅・運搬排雪に努めます。

（６）除排雪作業を円滑に進めるため、広報等による雪に対する理解と協力をお願いし、行政と住民が一体となった克雪を目指します。

３　道路交通の確保計画

（１）市道の認定延長は 890.1 ㎞で、このうち 662.2 ㎞の道路除雪を完全実施する。（市道の除雪率 74.4％）

	市道認定延長	除雪延長	除雪率
大 館 地 域	612.6	442.0	72.2
比 内 地 域	168.7	126.0	74.7
田 代 地 域	108.8	94.2	86.6
計	890.1	662.2	74.4

（２）歩道総延長 86.6ｋｍのうち、70.6ｋｍの歩道除雪を行う。（除雪率 81.5％）

	歩道総延長	除雪延長	除雪率
大 館 地 域	68.8	57.9	84.2
比 内 地 域	10.2	6.6	64.7
田 代 地 域	7.6	6.1	80.3
計	86.6	70.6	81.5

（３）地域住民の生活道路となっている私道について、103.8ｋｍの除雪を行う。

	除雪延長
大 館 地 域	79.6
比 内 地 域	20.0
田 代 地 域	4.2
計	103.8

（４）急な坂道、主要交差点、橋梁部等の融雪剤散布延長は 32.2ｋｍとする。

	散布延長
大 館 地 域	25.2
比 内 地 域	2.0
田 代 地 域	5.0
計	32.2

（５）除雪作業を民間に 841.7ｋｍ委託する。（委託率 88.2%）

	除雪総延長 (歩道含む)	委託総延長 (歩道含む)	委託率
大 館 地 域	584.4	555.1	95.0
比 内 地 域	152.8	110.5	72.3
田 代 地 域	104.5	76.6	73.3
計	841.7	742.2	88.2

（６）雪捨て場は、下記の場所を指定する。

	箇所数	位　　置	開放時間
大 館 地 域	5	①長木川河川敷（鳳凰大橋下流） ②大館駅前（駅前交番裏） ③松峰橋（花岡側） ④柄沢（大館高校向） ⑤長木川河川敷（天神緑町）	８時30分～19時
比 内 地 域	3	①犀川河川敷（犀川橋上流） ②犀川河川敷（川久保） ③犀川河川敷（森越橋上流）	①：８時30分～19時 ②③：終日開放
田 代 地 域	6	①岩瀬川河川敷（越山橋下流） ②岩瀬川河川敷（岩瀬橋下流） ③山田川河川敷（前田橋下流） ④早口川河川敷（高岨橋下流） ⑤早口川河川敷(大岱、平和橋上流） ⑥米代川河川緑地（外川原橋下流）	①～⑤：終日開放 ⑥：８時30分～19時

4　除雪の出動基準

区　　分	出　動　基　準
車道除雪 歩道除雪 施設除雪	降雪量10ｃｍ以上、あるいは10ｃｍ以上が予想される場合に出動する。除雪作業は原則午前７時までとする。
路面整正	わだち、吹き溜まりの発生により通行に支障がある場合、または支障になると予想される場合に出動する。
拡幅除雪	片側２車線：並列通行が困難な場合に実施する。 片側１車線：１車線以上を確保することが困難な場合に実施する。
凍結抑制剤散布	路面凍結により通行に支障がある場合、または支障になると予想される場合に出動する。
運搬排雪	家屋密集地で、堆雪による幅員減少や視距障害などの交通障害が発生した場合、発生すると予想される場合に出動する。
上記について、歩道除雪以外すべて市の指示により出動する。ただし、出動無しの指示後、予想を超える大雪で降雪量15ｃｍ程度となった場合、自社判断で出動する。	

5　気象データ

気象データ（大館市消防署調べ）

年度	最低気温	最大降雪量	最大積雪深	累計降雪量
	℃	cm	cm	cm
9	-11.6	28	51	322
10	-15.0	26	80	472
11	-14.2	30	65	439
12	-12.0	19	75	442
13	-10.0	26	50	309
14	-11.8	25	51	338
15	-11.2	32	65	377
16	-10.7	21	80	486
17	-12.9	64	115	617
18	-9.3	25	40	216
19	-9.3	25	40	279
20	-12.2	18	35	270
21	-13.2	28	50	450
22	-11.7	39	84	482
23	-13.1	30	110	633
24	-15.9	30	82	500
25	-12.2	42	113	567

6　連絡系統図

（１）大館地域

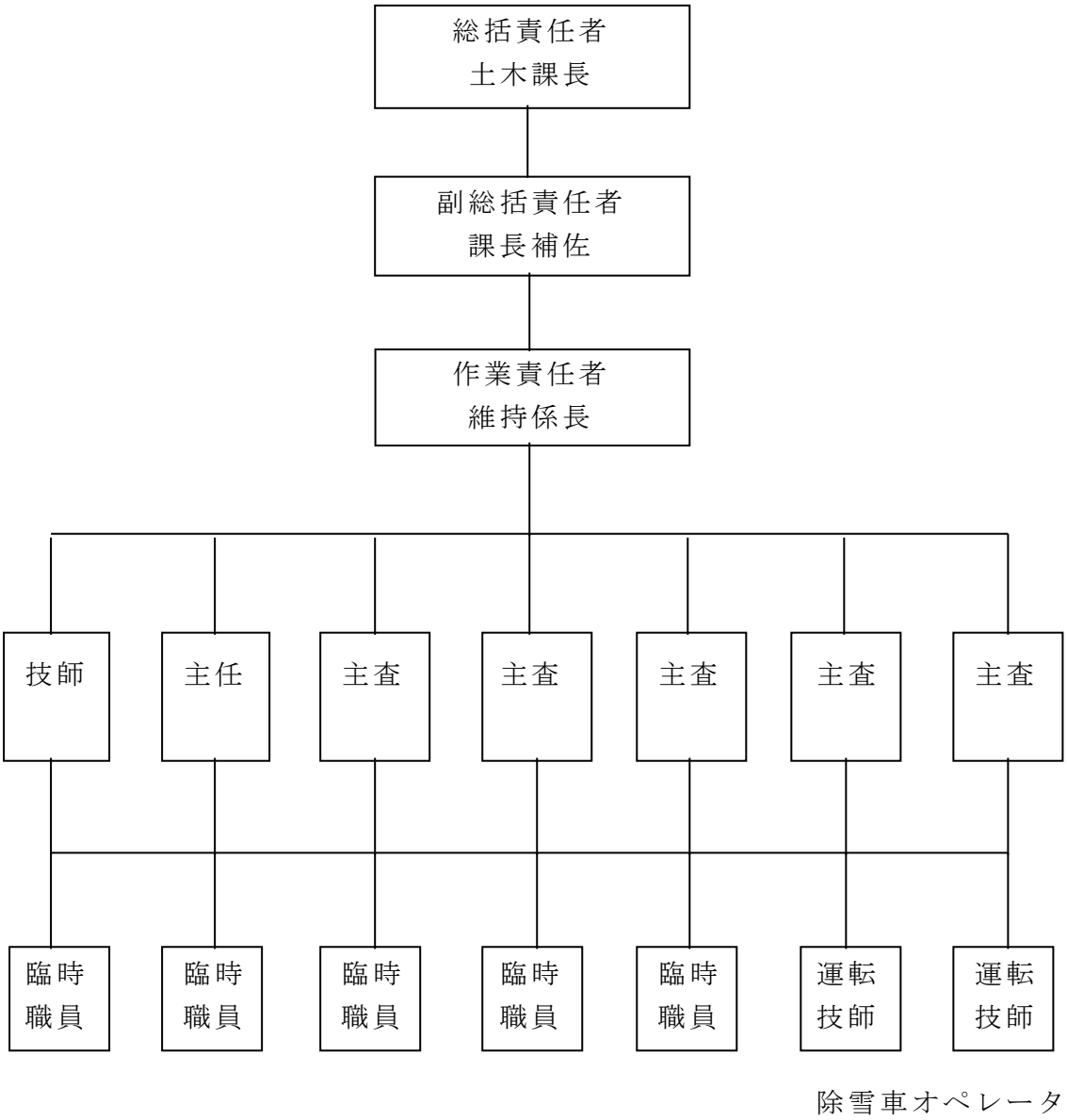

（２）比内地域

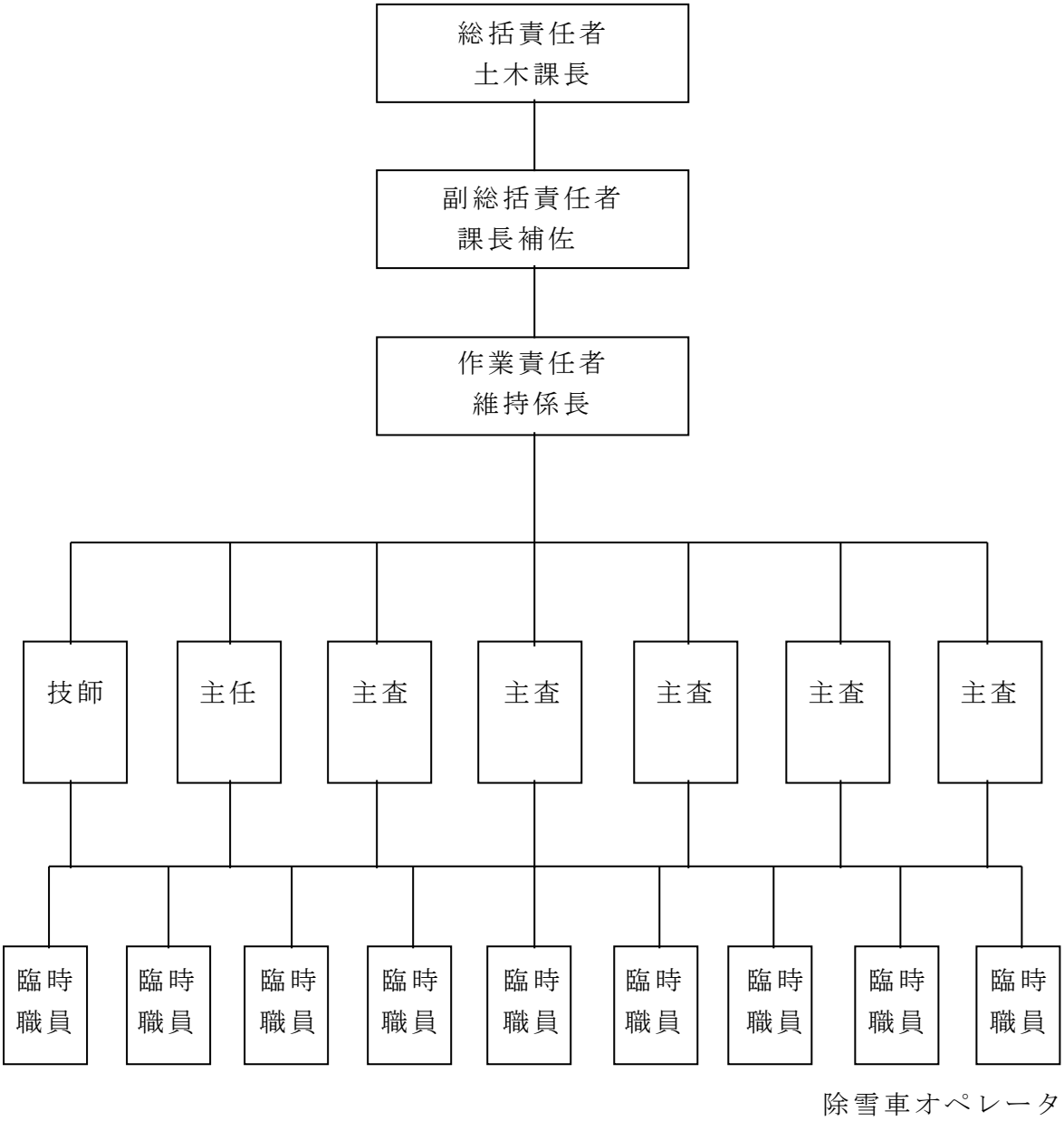
総括責任者
土木課長
副総括責任者
課長補佐
作業責任者
維持係長
技師
主任
主査
主査
主査
主査
主査
臨時職員
臨時職員
臨時職員
臨時職員
臨時職員
臨時職員
臨時職員
臨時職員
臨時職員
除雪車オペレータ

（３）田代地域

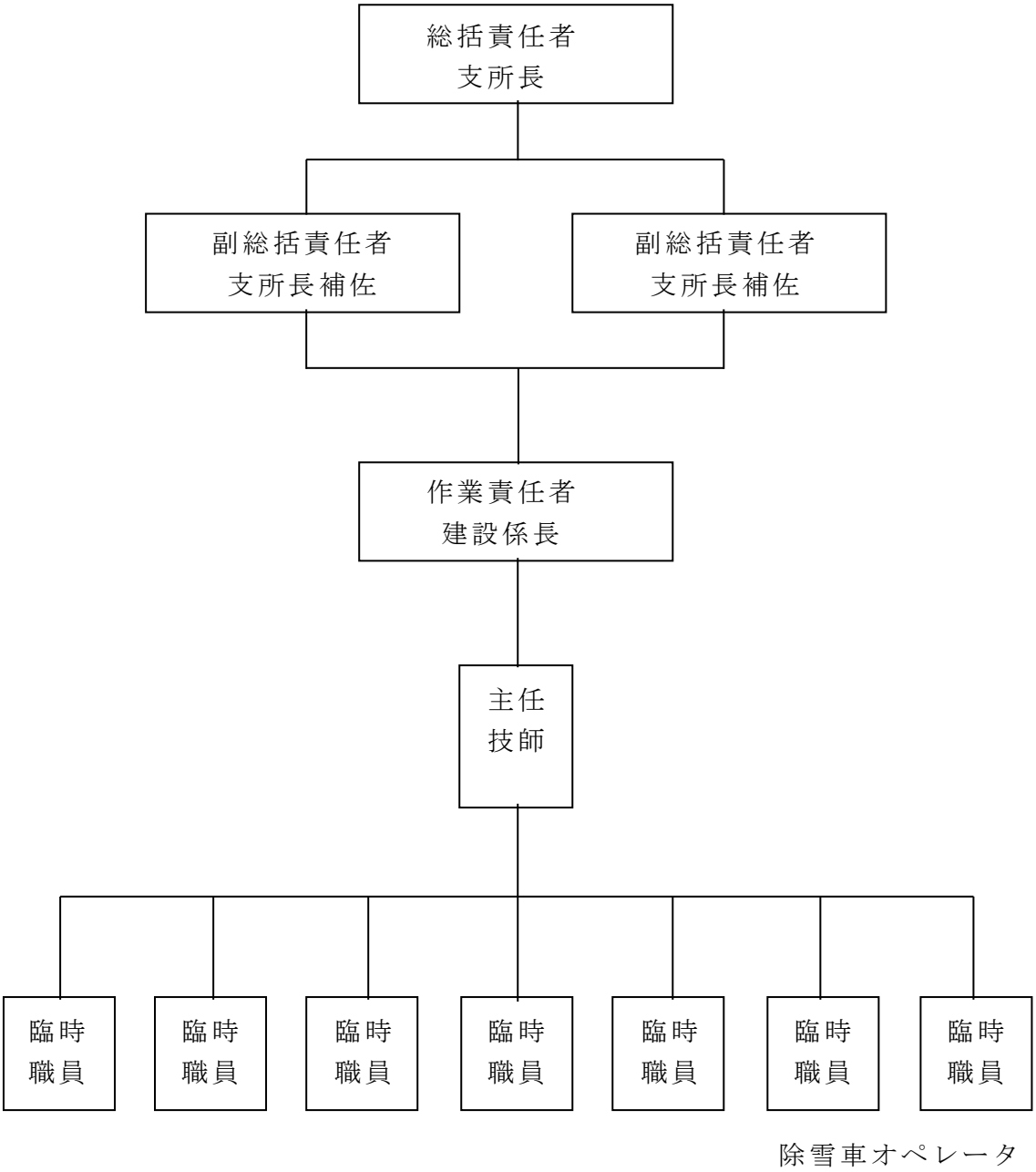
総括責任者
支所長
副総括責任者
支所長補佐
副総括責任者
支所長補佐
作業責任者
建設係長
主任
技師
臨時
職員
臨時
職員
臨時
職員
臨時
職員
臨時
職員
臨時
職員
臨時
職員
除雪車オペレータ

（４）豪雪時連絡系統図

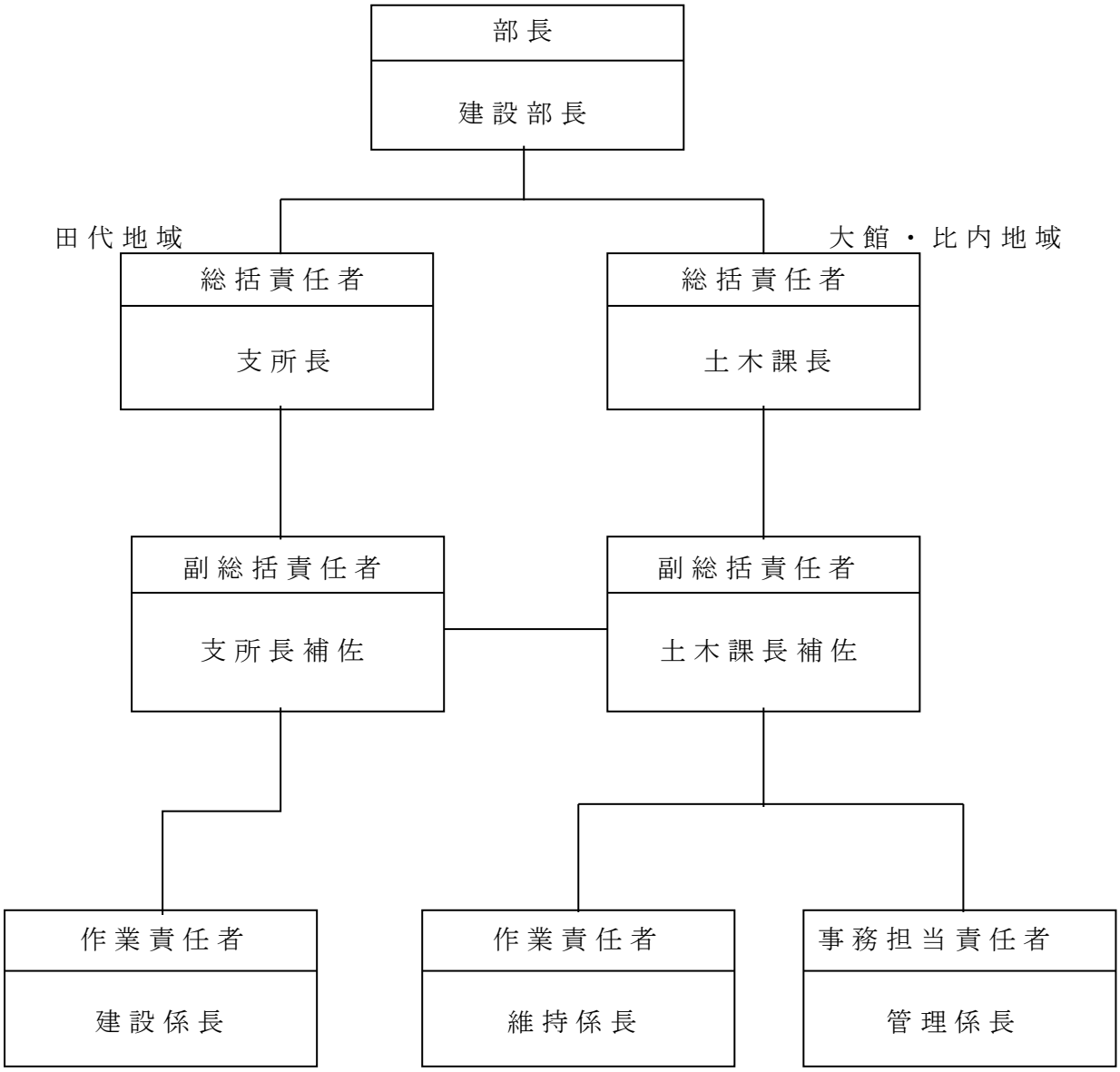
部長
建設部長
田代地域
大館・比内地域
総括責任者
支所長
総括責任者
土木課長
副総括責任者
支所長補佐
副総括責任者
土木課長補佐
作業責任者
建設係長
作業責任者
維持係長
事務担当責任者
管理係長

【除雪作業時における注意事項等】

① 除雪作業は10㎝以上の降雪量があった場合、または今後の降雪で10㎝以上になると予想される場合、市の指示により行うこと。
② 出動連絡を受けた直営オペレータ及び委託業者は午前7時までに除雪作業を終了するよう努めること。
③ 除雪区域については、事前によく調査を行い、道路状況や障害物を十分把握して除雪すること。
④ 除雪作業は、バス路線等の交通量の多い路線、通園通学路、一般市道、私道の順に作業を実施すること。
⑤ 交差点付近は、歩行者や車両の見通しが悪くならないようにし、また段差及びわだちが生じないようにすること。
⑥ 横断歩道周辺の雪壁により歩行者の妨げにならないように除雪すること。
⑦ 路面整正(わだち整正)及び道路幅員の拡幅については、市と協議し実施すること。
⑧ 踏切付近の除雪には十分注意し、段差が生じないように除雪すること。
⑨ オペレータには、なれない機械での物損事故及び人身事故防止のためにも、同一機種に乗車させること。また、健康管理にも留意し、必要な健康診断を受けさせること。
⑩ 消火栓、標識(規制標識、警戒標識)、デリネータ、ガードレール、歩車道境界ブロック等は破損させないこと。万一破損させた場合は早急に管理者に届け出ること。
⑪ 民家のブロック塀、フェンス等を破損させないこと。万一破損させた場合は早急に所有者及び市へ届け出ること。
⑫ 除雪に当たり、消火栓・マンホール等には十分注意し事前に位置等を確認しておくこと。
⑬ 除雪日報にはチャート紙を添付し、除雪終了から3日以内に届けること。
⑭ 雪の押す場所については、事前に調査し町内会長等を通じて所有者から了解を得ておくこと。
⑮ 大雪時は、「除雪車が何時頃来るのか？」とよく聞かれます。作業責任者は各除雪車両の作業順路及び予定時間を十分把握しておくこと。
⑯ 大雪や雨天等で市民からの電話が来ると予想される場合、作業責任者は必ず連絡の取れるように準備すること。（睡眠中、または携帯電話の電波の届かない場所にいるときは副責任者にお願いする。）

２　市町村雪害対策要綱作成例

○年度○○市町村雪害対策要綱

（趣旨）

この要綱は、今冬の雪害予防及び雪害時の応急対策を効果的に実施するため○○市町村地域防災計画等にもとづき、県及び関係機関と密接な連携を図り、その具体的対策事項を計画的に推進することを目的とする。

１　道路交通の確保

積雪による交通の途絶、混乱は、民生の安定と地域産業、経済活動に大きな影響を及ぼすので、冬期交通の確保を雪害対策の最優先事項として実施するものである。

（１）除雪体制

道路除雪は、除雪計画路線と豪雪時における緊急動員体制の確立を重点に推進するものとし、これに必要な除雪機械の整備と除雪要員を確保し、さらに民間業者の保有する除雪機械の動員と県及び関係機関相互間の応援を円滑にするための協力体制を整えて除雪計画に基づき効果的な除雪を実施するものとする。

ア　除雪期間

降雪状況により、市町村長が冬期交通確保の必要有りと認めた期間とする。

イ　除雪機械

・ブルドーザー	台（市町村有）
・グレーダー	台（　〃　）
・ショベルローダー	台（借　上）
・大型ダンプカー	台（　〃　）
・中型ダンプカー	台（　〃　）
・小型トラック	台（　〃　）
計	台

ウ　除雪道路及び路程

(ｱ) 除雪道路　　別紙のとおり

(ｲ) 除雪延長　　市街地　　○○．○km

　　出張所地区　　○○．○km

(ｳ) 市内主要道路線の確保

災害発生、一方通行、町内各学校への通学路等を確保するために、一般道路よりも回数を多く運行するなど、冬期交通の円滑化を図る。

実施に当たっては、県、警察官、消防団、ＪＲ○○駅等と密接な連絡を取りながら行う。

2　雪崩対策

（１）避難指示の徹底

気温上昇等により、雪崩の危険があるときは、関係機関と連絡のうえ特に人命保護のため市民に対し、警告、避難等について適切な指示を与え、被害の未然防止に努めるものとする。

（２）生徒、児童の安全措置

雪崩の危険箇所には標識を設置するなど周知徹底を図り、これら危険箇所における通行を避けるとともに、年長児童を交えた集団登下校とし、特に必要なときは父兄または教員が引率するよう指導するものとする。

3　保健衛生、医療対策

（１）急患に対する措置

ア　保健所、または対策本部で編成した救護班の派遣

イ　近隣医療機関に対する救護の依頼

（２）飲料水等の確保

ア　積雪時における飲料水等の確保

イ　融雪期の汚物流動に伴う一般環境が悪化した場合の適切な市道措置による衛生の保持

（３）し尿、汚物処理

し尿、汚物処理のため、ごみ運搬車、し尿汲取者等の定期運行の徹底を図る。

（４）へき地の医療保険等

へき地の医療救護、保健、環境衛生対策措置

4　民政対策

（１）人命及び建物被害の防止

積雪、雪崩等による人命及び建物の損傷を防止するため次の事項の指導徹底を図るものとする。

ア　雪崩危険地域の運行制限

イ　屋根の雪下ろしを適期に実施する（70 ㎝以上になれば危険）

ウ　暴風雪等悪天候時における危険作業をさけること

エ　木造老朽建物の事前補強の実施

オ　道路の除雪等により排水溝を堰き止めないよう常時雪を排除する

（２）火災予防の徹底と消防体制の強化

消防活動を円滑に行うため、消防機械の整備点検、防火用水、消火栓等の排雪を実施するとともに火災予防の徹底を図る。

（３）融雪洪水による水害の発生に備え、危険区域の警戒に当たる。

5　農林漁業対策

（１）対策

ア　越冬作物雪害防止（積雪期間の長期保存等作物の雪害防止）

イ　越冬飼料と集乳路線の確保

積雪の輸送事情の悪化による家畜飼料の備蓄を指導するとともに集乳路線の確保に努める

6　文教対策

（１）施設の保全管理

老朽校舎及び附属建物の補強を行い、屋根の雪下ろしを早期に行うとともに消火器の整備点検と火災予防の徹底を図る。

（２）児童、生徒の危険防止

ア　校舎の冬囲いにあたっては、避難口を設け、避難通路確保のため除雪を行う。

イ　屋根からの落雪箇所等、危険箇所の標示を行い、これらの近隣での遊びを禁止する。

ウ　登下校時の措置

（３）冬山避難対策

冬山遭難事故防止を図るため、山岳会、避難対策委員会等関係機関の協力を得て、山岳愛好者に対する冬山登山の基礎訓練を実施するとともに、高校生の冬山登山に対する適切な指導助言を行い、冬山における遭難事故発生の防止を図る。

7　通信施設対策

豪雪並びに雪崩等による通信連絡のと絶を防止するため、関係機関と協力し措置を講じる。

8　雪上車の運行計画

9　その他

○○市町村雪害対策任務担当表

区　分	責任者	組　　織	担　任　内　容
雪害 対策本部	本　部　長 （市　　長）	本部組織全員	・企画、統制、全般の指揮運行 ・災害通信の確保 （電報電話局、農協の協力）
除　雪　班	県地域振興局長 市町村土木課長	県除雪センター 本部除雪班	・国、県道の除雪と交通確保 ・主要市町村道除雪と交通確保 （関係庁内、集落の協力） ・雪上車による周辺連絡路の確保 （教委、学校長、ＰＴＡの協力）
	県地域振興局長	県除雪機動班	・市街地内の排雪
排　雪　班	市町村土木課長	土木出張所員 本部除雪班○○保線区 ＪＲ○○駅	・主要市街地道路、駅前広場の排雪 （除雪デー、毎月11～13日の3日予定） ・官庁、事業所の車両の協力と関係町内の協力による排雪
交通安全班	地元警察署長	警察署員 交通安全協会 交通指導隊	交通規制、交通安全運行指導 (事業所及び車両所有者の協力)
消　防　班	消防署長 （消防団長）	消防署 消防団 自主防災組織等	火災予防 消防活動 雪害災害救助活動
山　岳　班	遭難対策本部長 消防署長	同左組織 山岳隊	冬山登山者の災害防止及び救助
救　急　班	市町村健康課長 消防署長	○○保健所 市町村民生課員 消防署員 市町村医師会	救急患者の救助
教　育　班	市教育長	学校長 ＰＴＡ	通学児童、生徒の災害防止

３　雪みち計画事業

車道除雪による積雪のため歩道の通行が困難になっている今日、歩行者空間の確保は、極めて重要な問題であり、交通安全上不可欠なものとなっている。しかし、現在の除雪状況は各道路管理者間の調整がないため利用者の目的地、時間等において実際とは逆転するケースがある。

こうしたことから「雪みち計画」においては国・県・市・市民が一体となって市民協力を主体とした冬期間の快適な生活しやすい空間を作り出すため施策を定めるものである。

（１）基本方針

冬期間、歩行者は、それぞれの活動に応じて、特性的な経路をたどり行動を行っている。そして、目的ごとのネットワークを形成しているものと考えられる。

そこで、今回、公共施設利用、通学、商業利用の各々目的別ネットワークを設け、この組み合わせによるプライオリティで計画を検討することとする。下記はネットワーク設定の基本方針である。

無雪道路ネットワーク

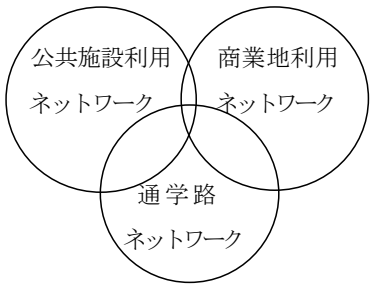

計画テーマ	住みよい、豊かな暮らしの基盤づくり
1　都市中心施設の利用のためのネットワークづくり	官公庁施設、文化施設、病院などは積雪時においても非積雪時と同様に利用水準が保たれるべきである。このことは、冬期に渋滞しがちな本市の市民の生活水準を保つ大きな要因となる。このため、交通拠点となる駅前周辺及び市役所周辺に自動車、歩行者空間を確保する。
2　小中学校への通学のためのネットワークづくり	積雪時に通学路を確保し、児童・生徒の安全を図ることは、地域の教育条件の整備に必要欠くべからざるものであり、また、除雪時間が通学前の早朝と限られるため、豪雪地帯では大きな問題である。 しかし、これは、地域住民自身の問題でもあるため、通学路の中でも住宅の細街路は住民協力を求め、通学路の幹線に当たる道路については歩行者空間を確保する。

3　中心商店街の利用のためのネットワークづくり	積雪時の歩行環境の悪化は商店街への活動を低下させ、商業活動の低下をきたしている。商店街利用者に、雪に阻害されない快適な買い物空間を提供し、日常買い物交通を確保することは、冬期の歩行者確保さらに生活基盤整備にとって重要と考えられる。 本市の商業集積地域は、長木川をはさんで大町地区と御成町地区に集中しており、交通拠点となる中心商店街をめぐる歩行者ネットワークを確保する。

（２）雪みち計画策定の流れ

歩行者に対して除排雪計画「雪みち計画」をたてるに当たっては、モデル対象地域の将来計画に照らしたうえでどのような施設計画が適切であるか、また技術的制約を考慮したうえでどのような方法が可能であるかを検討しなければならない。下記は、雪みち計画策定のフロー図である。

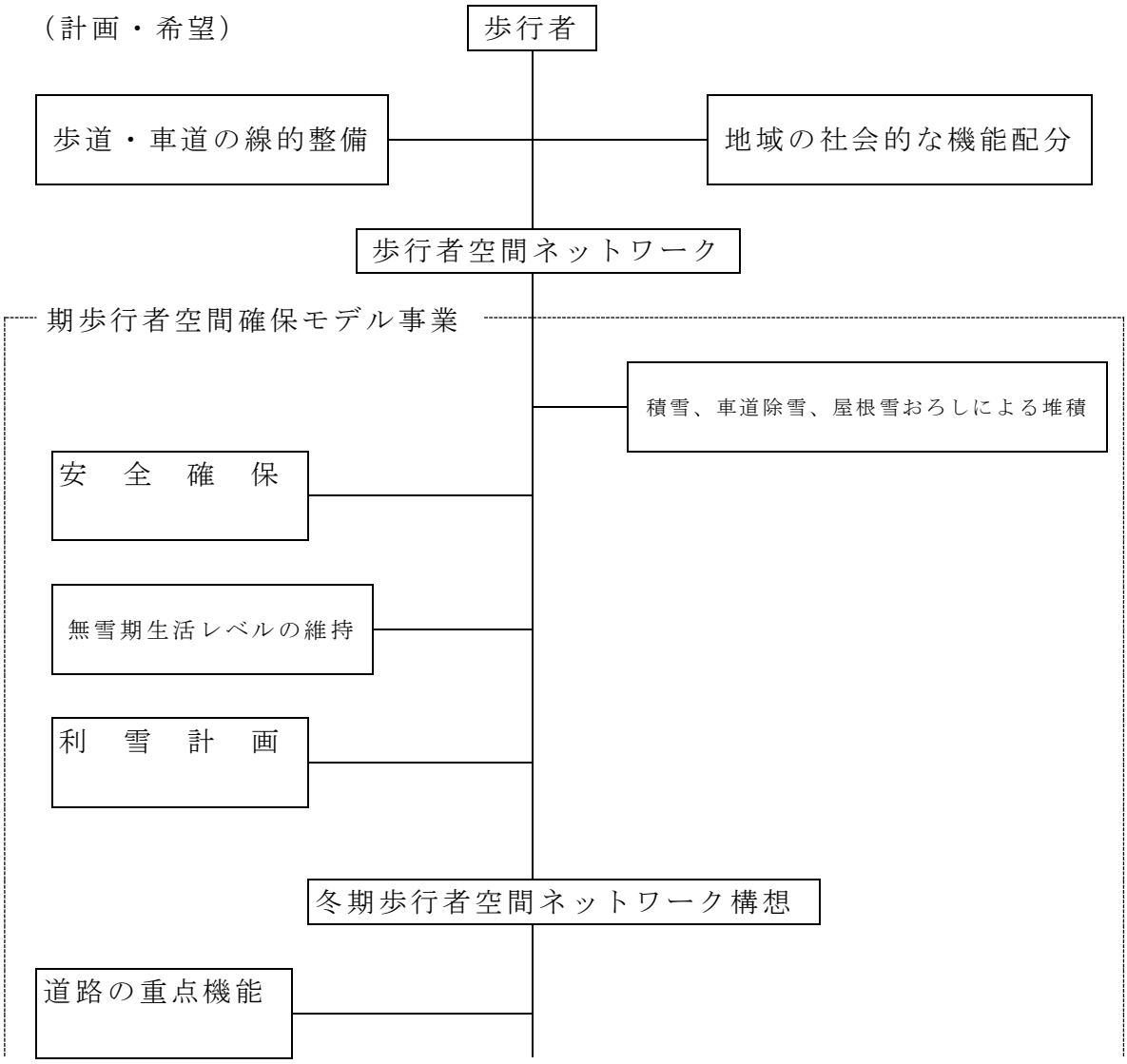

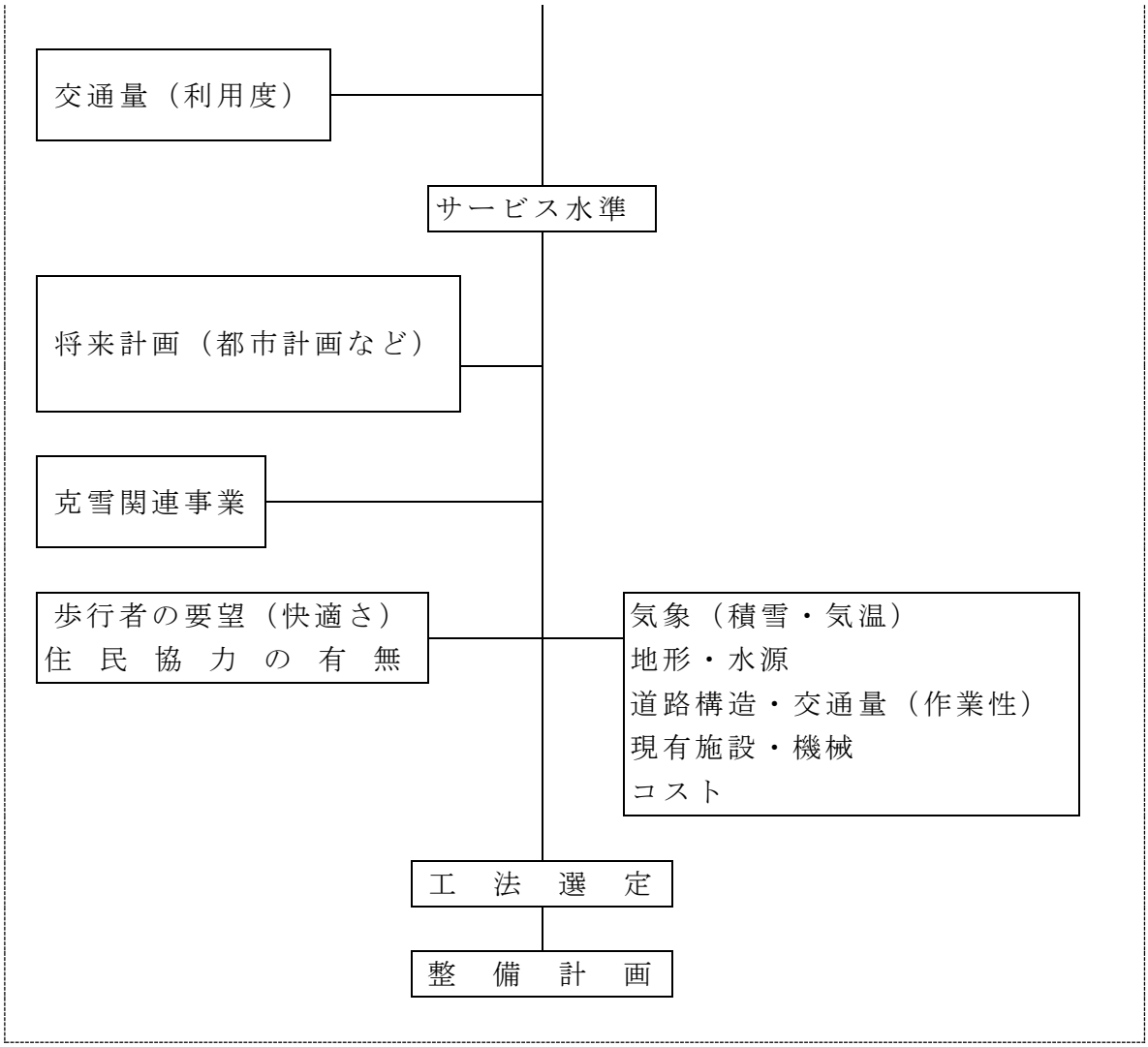
交通量（利用度）
サービス水準
将来計画（都市計画など）
克雪関連事業
歩行者の要望（快適さ）
住民協力の有無
気象（積雪・気温）
地形・水源
道路構造・交通量（作業性）
現有施設・機械
コスト
工法選定
整備計画

第 10　消防に関する資料

１　消防計画の基準

昭和 41 年 2 月 17 日
消防庁告示第　1　号

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第４条第 15 号の規定に基づき、市町村消防計画の基準を次のように定める。

（１）市町村消防計画の基準

（目的）
第１条　この基準は、市町村が作成する消防計画について、必要な事項を定めるものとする。
（基本方針）
第２条　消防計画は、市町村の消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期することを主眼とするものでなければならない。
（消防計画の大綱）
第３条　消防計画の大綱は、次のとおりとする。
（１）消防力等の整備に関すること。
（２）防災のための調査に関すること。
（３）防災教育訓練に関すること。
（４）災害の予防、警戒及び防御に関すること。
（５）災害時の避難、救助及び救急に関すること。
（６）その他災害に関すること。
（消防計画の内容）
第４条　消防計画の内容は、別表のとおりとする。
（消防計画の修正）
第５条　市町村は、消防計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

附　則
この告示は、昭和 41 年４月１日から施行する。

（２）市町村消防計画に定める基準項目

別表

計画の種別	計画の指針	計画の項目
1　組織計画	市町村の消防機関が災害に対処するための組織に関する計画をたてておく。	1　事務機構 (1)　平常時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 (2)　非常災害時の消防本部、消防署、　消防団及び訓練機関の事務機構 2　災害時の消防隊の編成 (1)　通常災害 ア　消防本部及び消防署の部隊編成 イ　消防団の部隊編成 (2)　非常災害 ア　消防本部及び消防署の部隊編成 イ　消防団の部隊編成 ウ　訓練機関の部隊編成
2　消防力等の整備計画	消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図るための計画をたてておく。	1　消防力等の現況 (1)　人員 (2)　施設 (3)　資機(器)材 2　消防力等の増強 (1)　人員 (2)　施設 (3)　資機(器)材 3　消防力等のｊ新 (1)　施設 (2)　資機(器)材 4　施設及び資機(器)材の整備点検 (1)　定期 (2)　災害後
3　調査計画	災害に対して的確な防災活動ができるための調査に関する計画をたてておく。	1　防災地理調査 2　防災水利調査 3　災害危険区域等調査 4　被害想定図の作成

4　教育訓練計画	消防職員及び消防団員を教育訓練するための計画をたてておく。	1　教育 (1)　学校教養 (2)　一般教養 (3)　委託教養等 2　訓練 (1)　基礎訓練 ア　規律訓練 イ　車両訓練 ウ　操法訓練 (2)　火災防御訓練 ア　基本訓練 イ　建物火災防御訓練 ウ　林野火災防御訓練 エ　船舶火災防御訓練 オ　車両火災防御訓練 カ　その他火災防御訓練 (3)　水災防御訓練 ア　基本訓練 イ　水防訓練 ウ　浸水地域内火災防御訓練 (4)　救助、救急訓練 ア　救助訓練 イ　救急訓練 (5)　総合防災訓練
5　災害予防計画	災害を未然に防止し、被害を最小限度に止めるための計画をたてておく。	1　火災予防指導 (1)　防火管理者 (2)　危険物取扱者 (3)　消防設備士 (4)　各団体等 2　火災予防査察 (1)　査察対象物の指定 (2)　査察の実施 ア　定期査察 イ　臨時査察 ウ　特別査察 3　風水害等の予防指導 4　広報活動

6　警報発令伝達計画	異常気象時における火災警報等を発令、解除、伝達及び周知するための計画をたてておく。	1　火災警報 (1)　警報発令及び解除 (2)　警報の伝達及び周知 2　その他警報の伝達及び周知
7　情報計画	災害の状況を収集し、関係機関に報告、通知するための計画をたてておく。	1　情報収集 2　情報報告及び連絡 3　情報広報 4　情報記録
8　火災警報計画	火災を警戒し、及び鎮圧するための計画をたてておく。	1　消防職員及び消防団の招集 (1)　火災警報発令時 (2)　通常火災時 (3)　非常火災時 (4)　その他火災時 2　出動 (1)　偵察 (2)　通常火災 (3)　非常火災 (4)　応援 (5)　その他 3　警戒 (1)　火災警報発令時 (2)　災害時 (3)　その他 4　通信 (1)　平常時の通信体制 (2)　非常時の通信体制 5　火災防御 (1)　危険区域 (2)　特殊建物 (3)　危険物 (4)　放射性物質 (5)　林野 (6)　船舶 (7)　車両 (8)　その他

9　風水害等警防計画	風水害を警戒し、及び防御するための計画をたてておく。	1　消防職員及び消防団員の招集 2　出動 3　資器材の配備 4　監視警戒 5　事前措置の指示の方法 6　通信統制 7　応急給食
10　避難計画	市民の生命、身体を災害から保護するための避難に関する計画をたてておく。	1　勧告及び指示の基準 2　勧告及び指示の伝達 3　避難場所の指示及び誘導方法 4　避難場所の警戒
11　救助救急計画	傷病者が発生したときに救助救急を的確に行うための計画をたてておく。	1　非常招集 2　出動 (1)　平常時 (2)　非常時 3　通信統制 4　医療機関等との協力関係 (1)　平常時 (2)　非常時
12　応援協力計画	市町村相互及び関係機関等との応援協力に関する計画をたてておく。	1　協定機関 (1)　地方公共団体 (2)　関係機関 (3)　その他団体 2　応援の方法 3　資材の交換

（３）消防力の整備状況

大館市消防本部の組織等

（平成 27 年４月１日現在）

（組織図）

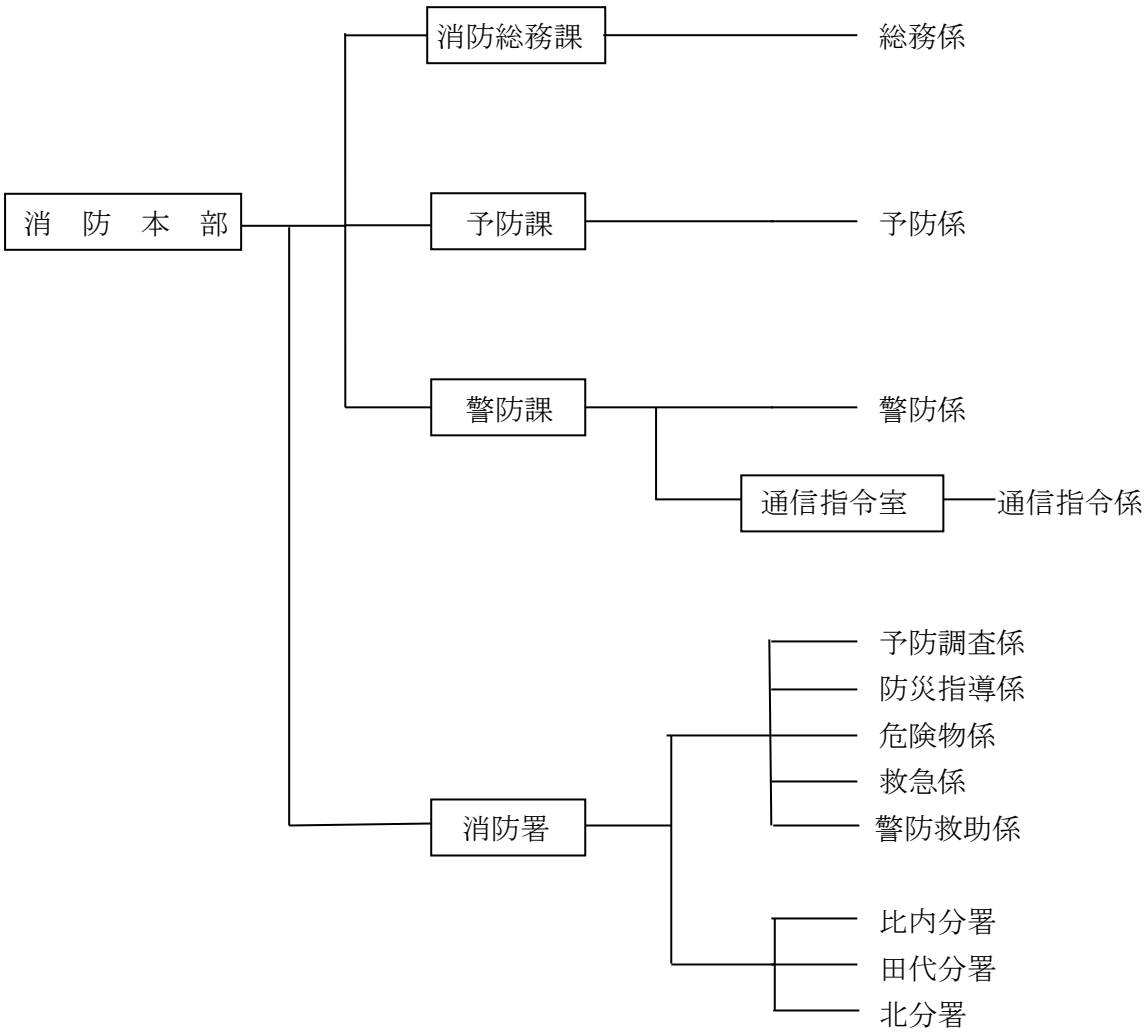

（４）消防力の整備指針と現有勢力

平成26年４月１日現在

区　　分	基準（台）	現有（台）	運用	基準人員（人）	現在人員（人）
消防ポンプ自動車	8	8	ペア運用	９０	７１
梯子付消防ポンプ自動車	1	1	乗換運用	１５	１２
救助工作車	1	1			
小型動力ポンプ付水槽車	1	1	乗換運用	0	0
化学消防自動車	1	1	消防ポンプ自動車と乗換運用		
救急自動車	4	1	専従運用	9	9
		3	兼務運用	—	—
指令車	1	1	専従運用	１２	4
広報車	4	4	乗換運用	—	—
非常用消防・救急自動車	—	—	—	—	—
その他の車両	—	〔3〕	—	—	—
車両合計	２１	２１〔3〕	その他の車両は、連絡車２台・消火訓練指導車１台　〔　〕は基準対象外		
通信員				5	6
庶務の処理等の要員				１４	１４
予防事務の要員				２５	１３
うち交替制による職員をもって充てる人員数				9	9
人員合計				１６１	１２０

（５）消防署・所の基準

平成26年４月１日現在

区　別	国	市町村	現　有	摘　　要
	基　準	基　準		国の基準：市街地に署所を設置 市町村の基準：現有数
消防署・所	2	4	4	

（６）大館市消防署機械現有数

消防車両等の配置状況

平成 26 年４月１日現在

所属	名　　称	ｼｬｼｰ種別	ポンプ種別	気筒数	出力(PS)	年式	配置年月	備　考
本署	梯子付消防自動車	日　産		8	400	H15	H15.2	地上高 36m
	小型動力ポンプ付水槽車	日　野		6	330	H11	H11.2	積載水 10,000L
	小型動力ポンプ		トーハツ	2	56	H11	H11.2	水槽車積載
	救助工作車	日　野		6	185	H5	H5.2	四輪駆動
	化学消防ポンプ自動車	いすゞ	森　田	6	195	H4	H4.11	積載水 1,000L 薬　液　600L
	水槽付消防ポンプ自動車	いすゞ	ﾄﾞﾗｲｹﾐｶﾙ	6	225	H13	H13.11	積載水 2,500L
	消防ポンプ自動車	日　野	森　田	4	150	H23	H23.4	CAFS 装置装備
	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	29	H5	H5.9	ポンプ車積載
	指令車	日　産		4	110	H9	H9.12	緊急指定
	高規格救急自動車	トヨタ		4	151	H24	H24.11	本書救急車
	広報１号車	トヨタ		4	97	H23	H23.9	緊急指定
	広報２号車	トヨタ		10	151	H21	H21.10	緊急指定
	連絡車	日　産		4	96	H8	H8.11	
	連絡２号車	トヨタ		6	143	H6	H23.4	市立病院より譲受
	消火訓練指導車	マツダ		4	101	H20	H20.8	防火協会（寄）
北分署	水槽付消防ポンプ自動車	日　野	日　機	6	195	H6	H6.11	積載水 2,000L
	消防ポンプ自動車	日　野	ﾄﾞﾗｲｹﾐｶﾙ	4	150	H22	H22.1	四輪駆動
	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	29	H4	H4.11	ポンプ車積載
	高規格救急自動車	トヨタ		4	151	H22	H22.1	北救急車
比内分署	水槽付消防ポンプ自動車	日　野	ﾄﾞﾗｲｹﾐｶﾙ	6	210	H9	H9.3	積載水 2,000L
	消防ポンプ自動車	いすゞ	ﾄﾞﾗｲｹﾐｶﾙ	4	135	H6	H6.10	四輪駆動
	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	29	H6	H6.10	ポンプ車積載
	高規格救急自動車	トヨタ		4	151	H19	H19.2	比内救急車
	広報車	日　産		4	94	H7	H7.12	緊急指定

田代分署	水槽付消防ポンプ自動車	日　野	日　機	6	210	H7	H7.11	積載水 2,000L
	消防ポンプ自動車	三　菱	日　機	4	100	S62	S62.10	四輪駆動
	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	29	H5	H5.9	ポンプ車積載
	高規格救急自動車	トヨタ		4	151	H20	H20.3	田代救急車
	広報車	日　産		4	94	H8	H8.11	緊急指定

（７）消防車両保有台数状況

平成 26 年４月１日現在

名　　称	消　防　署
梯子付消防自動車	１　台
小型動力ポンプ付水槽車	１　台
救　助　工　作　車	１　台
化学消防ポンプ自動車	１　台
水槽付消防ポンプ自動車	４　台
消防ポンプ自動車	４　台
指　　令　　車	１　台
高規格救急自動車	４　台
広　　報　　車	４　台
連　　絡　　車	２　台
消火訓練指導車	１　台
合　　計	２４　台

（８）大館市消防団機械現有数

大館市消防団消防ポンプ自動車等配置状況等

大館地域　　（平成 26 年４月１日現在）

所属	所在地	種別	ｼｬｼｰ種別	ﾎﾟﾝﾌﾟ種別	気筒	出力(PS)	年式	配置年月	備考
本部	根下戸新町	団連絡１号車	三　菱		4	85	H6	H6.9	
		団連絡２号車	ﾀﾞｲﾊﾂ		3	53	H20	H20.2	
		資器材搬送車	三　菱		4	140	H6	H7.1	
		軽可搬積載車	スバル		4	42	H9	H9.9	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	27	H1	H1.10	代替用
		〃		ｼﾊﾞｳﾗ	2	31/40	H9	H9.9	H22.3 比２
大館第１分団	東　台	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	三　菱	日　機	6	130	H12	H12.2	
	柄　沢	小型動力ポンプ		ｼﾊﾞｳﾗ	2	31	S55	S55.8	
大館第２分団	常磐木町	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	いすゞ	日　機	6	155	S59	S59.10	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	27	H5	H5.10	
大館第３分団	田　町	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	三　菱	日　機	4	130	H6	H6.12	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	27	H5	H5.10	
大館第４分団	御成町一丁目	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	いすゞ	ﾄﾞﾗｲｹﾐｶﾙ	4	130	H7	H7.10	
大館第５分団	釈迦内	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	いすゞ	日　機	6	155	S60	S60.10	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	28	H10	H10.11	
	松　木	小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	58	H22	H22.6	
	沼　館	〃		〃	2	40.8	H25	H25.11	
	小釈迦内	〃		〃	2	28	S57	S57.8	
	獅子ケ森	〃		ｼﾊﾞｳﾗ	2	31	S58	S58.8	
大館第６分団	松　峰	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	33	H13	H13.9	
	長面袋	〃		〃	2	28	S58	S58.8	
	商人留	〃		〃	2	28	S58	S58.8	
	長　面	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	40.8	H19	H19.8	
大館第７分団	上代野	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	29	H4	H4.11	
	下代野	〃		〃	2	28	S59	S59.7	
	芦田子	〃		〃	2	33	H14	H14.10	
	賽ノ神	〃		〃	2	28	S55	S55.8	
	天下町	積載車	スズキ		3	49	H24	H24.11	軽自動車
		小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	33	H11	H11.10	
	小茂内	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	27	S57	S57.8	

所属	所在地	種別	ｼｬｼｰ 種別	ﾎﾟﾝﾌﾟ 種別	気筒	出力 (PS)	年式	配置 年月	備考
大館 第８分団	茂内屋敷	積載車	日　産		4	105	H13	H13.9	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	29	H13	H13.9	
	新　沢	〃		〃	2	27	S58	S58.8	
	石　淵	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	38	H20	H20.5	
	水　沢	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	27	S61	S61.9	
	黒　沢	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	32	H2	H2.7	
	二ツ屋	〃		〃	2	26	S62	S62.11	
	大明神	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	27	S60	S60.8	
	赤　沢	〃		〃	2	27	S60	S60.11	
	篭　谷	〃		ｼﾊﾞｳﾗ	2	31	S54	S54.9	
大館 第９分団	片　山	小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	27	S63	S63.8	
	餅　田	〃		〃	2	27	S63	S63.8	
	立　花	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	33	H14	H14.10	
大館第 10 分団	川　口	積載車	三　菱		4	94	H10	H10.10	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	32	H10	H10.10	
	横　岩	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	43	H23	H23.6	
大館第 11 分団	池　内	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	29	H4	H4.11	
	根下戸	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	27	H5	H5.10	
	舟　場	〃		〃	2	37	H7	H7.10	
大館第 12 分団	餌　釣	小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	40.8	H25	H25.6	
	羽　立	〃		〃	2	32	H8	H8.10	
	中　山	〃		〃	2	29	H3	H3.10	
大館第 13 分団	二井田	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	日　野	日 機	6	150	S58	S58.10	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	27	S62	S62.11	
大館第 14 分団	四羽出	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	63	H24	H24.7	
	下川原	〃		〃	2	31	S56	S56.9	
	本　宮	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	27	S58	S58.8	
	比内前田	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	28	S56	S56.9	
	杉　沢	〃		〃	2	28	S59	S59.7	
	大子内	〃		〃	2	29	H4	H4.11	
大館第 15 分団	赤　石	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	三　菱	日 機	4	130	H13	H13.10	
	櫃　崎	小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	27	S59	S59.7	
	高戸屋	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	28	S56	S56.9	

所属	所在地	種別	ｼｬｼｰ 種別	ﾎﾟﾝﾌﾟ 種別	気筒	出力 (PS)	年式	配置 年月	備考
大館第 16 分団	板　沢	積載車	三　菱		4	94	H11	H11.10	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	28	H11	H11.10	
	出　川	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	33	H11	H11.10	
	大　披	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	32	H8	H8.10	
	小　袴	〃		〃	2	27	H6	H7.1	
大館第 17 分団	十二所	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	三　菱	日　機	6	130	H12	H12.2	
		小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	33	H13	H13.9	
	浦　山	〃		〃	2	33	H13	H13.9	
	猿　間	〃		〃	2	29	H7	H7.10	
	別　所	〃		〃	2	29	H8	H8.10	
	沢　尻	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	28	H10	H10.11	
	葛　原	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	33	H12	H12.10	
	米代岱	〃		〃	2	28	S54	S54.9	
大館第 18 分団	大　滝	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	三　菱	日　機	4	140	H9	H9.10	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	27	S61	S61.11	
	曲　田	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	29	H7	H7.10	
	道目木	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	28	H9	H9.12	
	軽井沢	〃		〃	2	28	H10	H10.11	
	五輪岱	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	29	H6	H7.1	
大館第 19 分団	花　岡	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	三　菱	日　機	4	140	H13	H13.10	
	鳥　内	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	28	S61	S61.11	
	大　森	〃		〃	2	28	S53	S53.8	
	大森団地	〃		〃	2	28	S60	S60.8	
大館第 20 分団	姥　沢	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	33	H12	H12.10	
	神　山	〃		〃	2	28	S57	S57.10	
	桜　町	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	28	H9	H9.12	
	泉　田	〃		〃	2	25	S53	S53.8	
	前　田	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	38	H20	H20.5	
大館第 21 分団	二井山	小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	25	S54	S54.9	
	土目内	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	33	H12	H12.10	
	繋　沢	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	27	H6	H7.1	
大館第 22 分団	白　沢	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車	三　菱	日　機	4	140	H9	H9.10	
	橋　桁	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	28	S53	S53.8	
	寺ノ沢	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	25	S55	S55.8	
大館第 23 分団	粕　田	小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	25	S56	S56.9	
	中羽立	〃		〃	2	25	S56	S56.9	
	清水川	〃		〃	2	25	S53	S53.8	

所属	所在地	種別	ｼｬｼｰ種別	ﾎﾟﾝﾌﾟ種別	気筒	出力(PS)	年式	配置年月	備考
大館第23分団	粕　田	小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	25	S56	S56.9	
	中羽立	〃		〃	2	25	S56	S56.9	
	清水川	〃		〃	2	25	S53	S53.8	
大館第24分団	松　原	小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	25	S55	S55.8	
	長　走	〃		〃	2	28	H9	H9.12	
	陣　場	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	26	S62	S62.11	
大館第25分団	大館市	軽可搬ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	15	H9	H9.9	
	第一婦人	〃		ﾄｰﾊﾂ	1	5	H4	H4.11	
	二井田	〃		〃	1	5	H4	H4.11	
	真　中	〃		ｼﾊﾞｳﾗ	1	5	H5	H6.4	
大館第26分団	釈迦内	軽可搬ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	1	5	H4	H4.11	
	第二婦人	〃		〃	1	5	H4	H4.11	
	花　矢	〃		ｼﾊﾞｳﾗ	1	5	H5	H6.4	
予備	北分署	軽可搬ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	1	3	H6	H6.8	５台
		〃		ﾄｰﾊﾂ	1	5	H7	H7.8	４台
		〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	1	4	H9	H9.8	２台

名　　称	消防車両等台数
消防ポンプ自動車	１１台
積　　載　　車	４台
資器材搬送車	１台
軽可搬ポンプ積載車	１台
小型動力ポンプ	８４台
軽可搬ポンプ	１８台
団　　連　　絡　　車	２台
合　　計	１２１台

比内地域

所属	所在地	種別	ｼｬｼｰ種別	ﾎﾟﾝﾌﾟ種別	気筒	出力(PS)	年式	配置年月	備考
比内第１分団	扇　田	小型動力ポンプ付水槽車	三　菱		8	330	H15	H16.2	
		小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	57	H15	H16.2	
		消防ポンプ自動車	いすゞ	森　田	4	130	H10	H11.1	
比内第２分団	独　鈷	救助資器材積載車	いすゞ		4	150	H22	H22.3	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	4	30	H22	H22.3	本部から
	下味噌内	小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	38/46	H14	H14.6	
	中味噌内	〃		〃	2	58	H18	H18.5	
	上味噌内	〃		〃	2	38/46	H10	H10.12	
	二又 間戸石	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	27/34	S60	S60.7	旧日詰所有
	駒　橋	〃		ｼﾊﾞｳﾗ	2	31/40	H8	H8.9	
	沢	〃		〃	2	31/43	H11	H11.9	
	日　詰	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	41/58	H17	H17.5	
比内第３分団	向　田	小型動力ポンプ		ｼﾊﾞｳﾗ	2	31/43	H12	H12.8	
	田　尻	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	38/46	H14	H14.6	
	五日市	〃		〃	2	58	H18	H18.5	
	中　野	〃		〃	2	38/46	H10	H10.12	
	長内沢	〃		〃	2	58	H18	H18.5	
比内第４分団	水　無	消防ポンプ自動車	三　菱	森　田	4	115	H3	H23.12	比１から
		小型動力ポンプ		ｼﾊﾞｳﾗ	2	31/43	H12	H12.8	
	達　子	〃		〃	2	31/43	H13	H13.6	
	笹　館	〃		〃	2	31/43	H12	H12.8	
	羽　立	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	38/58	H20	H20.5	
	小新田	〃		ｼﾊﾞｳﾗ	2	45/58	H15	H15.5	
	大　巻	〃		〃	2	45/58	H15	H15.5	
	弥　助	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	41/58	H16	H16.8	
	谷地中	〃		ｼﾊﾞｳﾗ	2	31/40	H8	H8.9	旧羽立所有

所属	所在地	種別	ｼｬｼｰ 種別	ﾎﾟﾝﾌﾟ 種別	気筒	出力 (PS)	年式	配置 年月	備考
比内 第５分団	片　貝	小型動力ポンプ		ｼﾊﾞｳﾗ	2	31/43	H13	H13.6	
	寺　崎	〃		〃	2	31/43	H11	H11.9	
	畑　沢	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	38/46	H14	H14.6	
	水　沢	〃		ﾄｰﾊﾂ	2	27/33	H7	H7.6	
	小坪沢	〃		ｼﾊﾞｳﾗ	2	31/40	H9	H9.9	
	板　戸	〃		〃	2	31/40	H9	H9.9	
	八木橋	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	38/46	H10	H10.12	
	白　沢	〃		〃	2	40.8	H19	H19.8	
	沼　田	〃		〃	2	41/58	H16	H16.8	
	前田野	〃		〃	2	40.8	H19	H19.8	
比内 第６分団	森　合	小型動力ポンプ		ｼﾊﾞｳﾗ	2	31/43	H13	H13.6	
	長　部	〃		〃	2	45/58	H15	H15.5	
	大　渡	〃		〃	2	31/40	H8	H8.9	
	大　谷	〃		〃	2	31/43	H11	H11.9	
	森　越	〃		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	41/58	H16	H16.8	
	大　葛	積載車	トヨタ		4	105	S62	S62.12	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	28/34	S61	S61.9	積載
		〃		〃	2	41/58	H17	H17.5	

名　　称	消防車両等台数
小型動力ポンプ付水槽車	１台
消防ポンプ自動車	２台
救助資器材積載車	１台
積　　載　　車	１台
小型動力ポンプ	３８台
合　　計	４３台

田代地域

所属	所在地	種別	ｼｬｼｰ 種別	ﾎﾟﾝﾌﾟ 種別	気筒	出力 (PS)	年式	配置 年月	備考
田代 第１分団	早　口	消防ポンプ自動車	三　菱	日　機	4	130	H8	H8.3	
		小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	38	H8	H8.9	
田代 第２分団	山　田	消防ポンプ自動車	いすゞ	日　機	4	120	H3	H3.12	
		小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	34	H15	H15.9	
田代 第３分団	岩　瀬	消防ポンプ自動車	日　産	日　機	6	125	H1	H1.11	
		小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	30	H2	H2.9	
田代 第４分団	本　郷	積載車	三　菱		4	94	H11	H11.2	
		小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	42	H14	H14.10	
田代 第５分団	岩野目	消防ポンプ自動車	日　産	日　機	6	125	S63	S63.12	
		小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	38	H5	H5.11	
田代 第６分団	大　野	積載車	日　産		4	105	H16	H16.9	
		小型動力ポンプ		ﾄｰﾊﾂ	2	58	H21	H21.6	
田代 第７分団	赤　川	積載車	三　菱		4	94	H14	H14.3	
		小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	38	H11	H11.12	
田代 第８分団	越　山	積載車	三　菱		4	94	H14	H14.12	
		小型動力ポンプ		ﾗﾋﾞｯﾄ	2	57	H9	H9.7	

名　　称	消防車両等台数
消防ポンプ自動車	４台
積　　載　　車	４台
小 型 動 力 ポ ン プ	８台
合　　計	１６台

消防団合計

名　　称	消防車両等台数
消防ポンプ自動車	１７台
小型動力ポンプ付水槽車	１台
小型動力ポンプ積載車	８台
小型動力ポンプ積載車（軽自動車）	１台
資器材搬送車	１台
軽可搬ポンプ積載車	１台
救助資器材積載車	１台
団連絡車	２台
小型動力ポンプ	１３０台
軽可搬ポンプ	１７台
合　　計	１７９台

２　秋田県林野火災空中消火運営実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、「林野火災の予防及び消火活動について」（平成 15 年 10 月 29 日付け消防災発 206 号消防庁防災課長）並びに「秋田県地域防災計画」に基づき林野火災空中消火（以下「空中消火」という。）作業を円滑に実施し、その効果を最大限に発揮するため必要な事項を定めるものとする。

（協力体制）

第２　空中消火は、県、「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」に基づき応援を行う道県（以下「応援道県」という。）、自衛隊、森林管理局及び市町村が協力する体制で実施するものとし、空中消火基地（以下「基地」という。）の選定に当たっては、防災関係機関の密接な連携のもとに行うものとする。

（空中消火の実施）

第３　空中消火を実施するのは、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

（１）急傾斜地等、道路水利が不便であるなど火災現場周辺の立地条件が悪く地上防御活動が困難な場合

（２）火災規模に対し、地上防御能力（広域消防相互応援協定等による応援及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む）が不足、または不足と判断される場合

（３）人命危険・人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

（災害派遣要請手続）

第４　応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣要請の手続きは、「秋田県地域防災計画」によるほか、空中消火を実施するため次の事項について明らかにするものとする。

（１）基地の使用場所、水利の確保、その周辺の状況（障害物、気象の状況等）並びに目標物

（２）災害派遣要請市町村の連絡場所と連絡責任者の氏名

（３）空中消火用資機材（以下「資機材」という。）の整備状況

（４）その他空中消火を実施するに当たり参考となる事項

（連絡通報）

第５　空中消火のための林野火災発生連絡通報系統は、別表１によるものとする。

（実施体制の確立）

第６　市町村は、空中消火を実施するため県、応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣を要請した場合には、その実施に際し、火災現場に統括的実動的な連絡調整指揮を行える組織を設置するとともに、適切な防御計画をたて、関係機関との連絡調整を行い、また、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配備するなど、防御活動の万全を期する。なお、指揮体系の一例は、別表２のとおりである。

２　県は、早急に基地を定めるとともに、関係機関と連携のうえ、次の体制を整えておくものとする。

（１）応援道県及び自衛隊のヘリコプターが現地に到着するまでに、基地に資機材及び薬剤の搬入及び補給作業に従事する人員を配置し、作業を円滑に実施できる体制を整え

ておく。なお、薬剤による空中消火活動を行うための地上作業班の編成及び作業内容の一例は、別表３のとおりである。

（２）資機材及び薬剤は、原則としてこれを保管する県及び森林管理局が現地に輸送するか、その状況によっては市町村が輸送する。

（３）資機材の取扱い、薬剤の溶解等は県及び森林管理局職員が行い、またその指導に当たるが市町村においても作業要員を確保する。

（基地）

第７　基地を設置する場合は、事前に当該施設管理者の了承を得ておくものとする。

（安全の確保）

第８　基地において作業に従事する者は通常守るべき安全のための配慮のほか、次の事項に留意するものとする。

（１）防塵用眼鏡、マスクを着用する。

（２）ヘリコプターの行動に注意し、ヘリコプターの飛行中はその周辺に位置しない。

（３）地上にあるヘリコプターに近づく場合は、誘導員（消防防災航空隊員、自衛隊員またはパイロット）の指示に従う。

（４）ヘリコプターの離着陸方向は常に開放しておくとともに、基地周辺での火気の使用を禁止する。

（資機材及び薬剤の整備）

第９　県は管内の林野分布、林野火災発生状況、基地の分布状況を考慮して、あらかじめ資機材及び薬剤を整備するものとする。

（その他）

第 10　使用した資機材及び薬剤の費用負担については、県、森林管理局及び市町村が協議して決めるものとする。

附　則

この要領は、昭和 54 年 11 月 21 日から施行する。

附　則

この要領は、平成９年７月 23 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成 23 年１月 19 日から施行する。

※別表省略

【林野火災空中消火対策】

①ヘリポート設置場所

	名　　称	所　在　地	面　積（㎡）	土地管理者の承諾	水利状況
1	長根山陸上競技場	大館市長根山	11,600		防火水槽
2	大館運動公園（田町球場）	〃　字土飛山下3-1	10,000		
3	東北電力ヘリポート	〃　下川原字上野台地内	3,721		
4	大館工業高校グラウンド	〃　花岡町字アセ石33	71,100		プール
5	南中学校グラウンド	〃　二井田字小石台20	44,845		プール
6	成章中学校グラウンド	〃　十二所猿間字中谷地10	17,264		プール
7	達子森公園	〃　比内町達子字前田野地内	15,608		
8	比内中学校グラウンド	〃　比内町扇田字新館野中岱12	12,530		プール
9	東館小学校グラウンド	〃　比内町独鈷字独鈷90	7,479		プール
10	西館小学校グラウンド	〃　比内町笹館字前田野77	6,373		プール
11	旧大葛小学校グラウンド	〃　比内町大葛字休間内沢口22	12,623		河川
12	米代川市民広場	〃　外川原字前田地内	64,000		河川
13	田代中学校グラウンド	〃　岩瀬字下軽石野2-2	9,240		プール
14	早口小学校グラウンド	〃　長坂字坂地岱12	16,187		プール

※赤川多目的健康広場は企業に貸付しているため、削除

②備蓄機関等

備　蓄　機　関	電　話　番　号
東北森林管理局　　森林整備課	０１８－８３６－２１６４

備　蓄　場　所	電　話　番　号
米代東部森林管理署　上小阿仁支署	０１８６－７７－２４２２

※備蓄場所については、今後、廃止の方向で検討中である。

３　消防本部が保有する救助活動用資機材

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

一　般　救　助　用　具	数量
かぎ付はしご	7
三連はしご	3
空気式救助マット、救助幕	2
救助用縛帯・ｻｲﾊﾞｰｽﾘﾝｸﾞ	3
平担架	2
救命索発射銃	1
金属製折り畳み梯子	5
簡易画像探査機	1
マンホール救助器具	1

重　量　物　排　除　用　器　具	数量
油圧ジャッキ	1
可搬式ウインチ	1
マット型空気ジャッキ	1
大型油圧スプレッダー	1
救助用支線器具	1

切　断　用　器　具	数量
エンジンカッター	6
空気鋸	1
チェーンソー	5
ガス溶断機	1
大型油圧切断機	1
油圧切断機	1
鉄線カッター	4
ペダルカッター	1

呼　吸　保　護　用　具	数量
酸素呼吸器	5
空気呼吸器	３９
送排風器	1
防塵マスク	３４
防毒マスク	１１

隊　員　保　護　用　具	数量
耐電手袋	２４
耐電長靴	7
耐熱服	3
耐電衣	8
耐電ズボン	8
陽圧式化学防護服	2
放射線防護服	3
携帯警報器	１６

水　難　救　助　用　器　具	数量
潜水器具	8
救命ボート	2
救命浮輪	8
救命胴衣	５７
船外機	2
水中投光器	9

破　壊　用　器　具	数量
万能斧	１１
ハンマー	4
削岩機	1
ハンマドリル	1
携帯用ｺﾝｸﾘｰﾄ破壊器具	1

そ の 他 の 救 助 用 具 器 具	数量
バスケット型担架	1
投光器	１４
携帯拡声器	8
携帯無線機	５２
緩降機	2
ロープ登降機	1
発電機	１４
携帯投光器	４２

測　定　用　器　具	数量
可燃性ガス測定器	1
酸素濃度測定器	1
放射線測定器	３０
有毒ガス測定器	1

４　消防本部が保有する救急車及び救急隊員

平成 26 年４月１日現在

消防本部名	救急自動車数	救急隊員数		
		合　　計	救急救命士	兼　　任
大館市消防本部	４	７２	３０	４２

５　鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書

秋田県内の消防機関（以下「甲」という。）及び鉄道事業者（以下「乙」という。）は、秋田県内を運行する鉄道の駅構内及び軌道敷内における災害並びに鉄道沿線における火災（以下「鉄道災害」という。）への対応について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、秋田県内において発生した鉄道災害に際し、甲と乙が、緊密な協力のもとに一貫した活動を実施し､安全かつ迅速な災害対応及び公共交通機関の早期運転再開を図ることを目的とする。

（災害発生の通報）

第２条　甲及び乙は、鉄道災害が発生し、または鉄道災害が発生する恐れがあると認める情報を覚知したときは、速やかに相互の緊急連絡先に通報するものとする。

２　乙は、前項の通報に際して、甲が消防活動を行うために必要な次の事項について、可能な限り甲に伝達するものとする。甲が災害発生場所に到着するまでの間に新たに判明した情報についても同様とする。

（１）災害の種別及び発生状況

（２）発生場所及び進入経路

（３）乗客数、死傷者数及び避難状況

（４）列車の運行状況

（５）活動危険及び活動障害に関する情報

（６）積載物の名称、性状及び数量

（７）現地責任者の氏名及び連絡先

（８）乙が実施済みの事項

３　甲は、鉄道災害の発生を覚知した場合に、当該災害の発生場所が管轄区域外におけるものであるときは、速やかに発生場所を管轄する消防機関に連絡するものとする。

４　甲及び乙の緊急連絡先は、別に定める。

（情報の共有）

第３条　甲及び乙は、現地責任者を明確にし、共通の認識のもとで災害対応を行うものとする。

２　甲及び乙の現地責任者は、災害発生現場に到着した際、相互に把握している情報を伝達するものとする。

３　甲の現地責任者は、消防活動を実施するに当たり、活動方針を乙の現地責任者に説明し、必要に応じて消防活動に対する協力を要請するものとする。

４　乙の現地責任者は、必要に応じてアナウンス等により乗客に災害の状況を説明し、動揺を押さえるとともに、甲と協力して円滑な避難誘導に努めるものとする。

５　甲の現地責任者は、消防活動が終了した場合、速やかに乙の現地責任者に連絡するものとする。

（現場誘導）

第４条　甲が消防活動を実施するために駅構内及び軌道敷内に立ち入る際、乙は安全確保のため必要な社員を同行させて甲を誘導するとともに、必要に応じて監視員を配置して列車の監視に当たるものとする。

２　高架、鉄橋、トンネル等、徒歩で進入することが危険かつ困難を伴う場所で鉄道災害が発生した場合、甲はこれらの場所への進入方法について乙と協議し、乙は安全が確保される範囲内において、可能な限り消防隊及び必要な資機材を発生場所または発生場所付近まで搬送するための措置を講じるものとする。

（二次災害の防止）

第５条　乙は、災害の発生を覚知した場合、災害発生場所に社員を派遣し、必要に応じて、災害発生区間の列車の運行停止、電源遮断、監視員の配置、退避場所の確保等の安全措置を講じ、駅構内及び軌道敷内における消防隊の安全確保について協力するものとする。

２　甲は、災害現場において消防活動を開始する前に、乙の現地責任者に列車の運行状況及び乙が実施した安全措置の状況を確認し、活動隊員の安全を確保してから軌道敷内に進入するものとする。

３　乙は、甲の消防活動が終了した後、甲と協議し、活動隊員全員が軌道敷外に退避し、安全確認を行った後、運行を再開するものとする。

（消防活動に対する支援）

第６条　乙は、消防活動を安全かつ効率的に実施するため、乙の保有する資機材及び技術者に関する情報を甲に提供するものとし、甲から資機材の提供及び技術者の派遣について要請があった場合は、可能な限りこれに協力するものとする。

２　消防活動に際して、鉄道車両の破壊や挙上を行う場合、乙は甲に対して鉄道車両に関する技術的助言を行い、甲は乙の助言のもとに活動するものとする。

（応援要請）

第７条　甲は、出動した消防隊のみでは対応が困難と判断した場合には、速やかに応援要請等の措置を図るものとする。

２　前項の応援要請を行った場合、甲は乙に対して情報提供するとともに、応援部隊の受け入れについて協力を要請するものとする。

（訓練の実施）

第８条　甲及び乙は、相互に定期的な合同訓練の実施に努めるものとする。

（情報の交換）

第９条　甲及び乙は、路線の状況、鉄道車両の構造、救助方法、資機材の整備状況等、鉄道災害発生時の対応に必要と認める事項について、平素から相互に情報交換を行うよう努めるものとする。

（その他）
第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、そのつど、甲及び乙が協議のうえ定める。

附　則

この協定の締結を証するため、協定書 15 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成20年　9月17日

消防機関（甲）

秋田市山王一丁目１番１号
秋田市消防本部　消防長　石川勝直
横手市前郷字下三枚橋269番地
横手市消防本部　消防長　川村東吉
大館市根下戸新町１番１号
大館市消防本部　消防長　菅原博昭
由利本荘市字尾崎17番地
由利本荘市消防本部　消防長　中村晴二
北秋田市鷹巣字北中家下85
北秋田市消防本部　消防長　近藤文廣
にかほ市金浦町金浦字館ケ森152
にかほ市消防本部　消防長　中津博行
南秋田郡五城目町字石田六ケ村堰添113－６
五城目町消防本部　消防長　佐藤眞悦
湯沢市材木町二丁目１番３号
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部　消防長　佐藤博志
能代市緑町２番22号
能代山本広域市町村圏組合消防本部　消防長　日沼 一之
大仙市大曲栄町13番47号
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部　消防長　佐藤富男
鹿角市花輪字高井田64番地２
鹿角広域行政組合消防本部　消防長　田中孝夫
男鹿市船川港船川字海岸通り２－12－７
男鹿地区消防一部事務組合消防本部　消防長　近藤利蔵
南秋田郡井川町浜井川字喜兵衛堰10番地１
湖東地区行政一部事務組合消防本部　消防長　土橋次男

鉄道事業者（乙）

秋田市中通七丁目１番１号

東日本旅客鉄道株式会社秋田支社　支社長　吉田幸一
盛岡市盛岡駅前通１－41
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社　支社長　早瀬藤二